

特別史跡大宰府跡整備基本計画

令和7年3月

太宰府市

ごあいさつ

日頃より太宰府市の市政運営にご理解ご協力をたまわり誠にありがとうございます。市長就任から7年余りが経過しますが、その間の諸施策によりおかげさまで予算規模は100億円、4割以上増加し、市税収とふるさと納税も合わせて20億円以上増加するなど、市の経済も飛躍的に拡大して来ました。

また、天平の世の大宰帥大伴旅人が催した梅花の宴の情景を描いた万葉集を典拠とした元号「令和」の誕生により、本市は令和発祥の地として注目を集め、古より我が国の政治行政・外交防衛・文化交易などの要衝であり、アジア、世界と日本を結ぶ窓口であった歴史的意義に改めて脚光が当たりました。

一方、特別史跡である梅花の宴がまさに催された大宰府跡、水城跡、大野城跡をはじめとした市域16%余りを占める史跡地は規制が多く、開発が抑制される上に維持保存の費用が嵩み財政的には重荷となるなか、市民と交流人口・関係人口の相互発展をいかに図るかは本市の重要な課題ととらえています。

このため、本整備計画ではまずは劣化部分の改修や最新研究成果の反映、ユニバーサルデザイン対応など本史跡の歴史文化が感じられる心地よい空間の維持向上を引き続き図るとともに、史跡地の規制緩和を活かした令和の都だざいふ梅プロジェクトを始め先進的多用途活用を積極的に図って参ります。

本計画により、元号令和の発祥の地となり本市の象徴並びに本市民の誇りである特別史跡大宰府跡が1300年の悠久の歴史や文化にふさわしい輝きをさらに増し、市民と交流人口・関係人口が相互に発展するような経済税収効果を生みそれが維持保存に活かされるような好循環につながることを願います。

結びに、策定に直接的に関わって頂いた太宰府市史跡整備検討委員会委員の皆さまをはじめ、観世音寺区、坂本区の皆さま、市議会の皆さま、パブリックコメントにて貴重なご意見を頂いた市民の皆さまなど、ご協力ご指導を賜りました全ての皆さまに深謝申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。

令和7（2025）年3月

太宰府市長

楠田大蔵



目次

1. はじめに	1
1-1 計画策定の背景	
1-2 計画の目的	
1-3 計画策定の経緯	
1-4 計画対象範囲	
1-5 関連計画との関係	
1-6 計画期間	
1-7 計画の骨子	
2. 大宰府跡の概要	13
2-1 大宰府跡の自然・歴史・社会環境	
2-2 史跡の概要	
2-3 史跡整備の経緯と現状	
3. 大宰府跡の価値と構成要素	62
3-1 大宰府跡の価値	
3-2 構成要素	
4. 課題の整理	64
4-1 保存整備に関する課題	
4-2 環境整備に関する課題	
4-3 公開・活用等に関する課題	
5. 整備基本方針	75
5-1 基本理念	
5-2 整備の目指す方向	
5-3 全体計画	
5-4 政庁地区の整備方針	
6. 整備基本計画	80
6-1 遺構保存に関する整備計画	
6-2 地形の造成に関する整備計画	
6-3 緑地に関する整備計画	
6-4 排水施設（水路・濠等）に関する整備計画	
6-5 遺構の表現に関する整備計画	
6-6 動線に関する整備計画	
6-7 案内・解説施設に関する整備計画	
6-8 多目的広場、管理・便益施設に関する整備計画	
6-9 公開・活用施設に関する整備計画	
7. 公開・活用計画	102
7-1 大宰府跡の一体的な公開・活用	
7-2 大宰府跡周辺の景観保全	

8. 管理運営計画	104
8-1 官民連携による一体的な管理運営	
8-2 整備の管理運営	
9. 整備の進め方	105
9-1 基本的な考え方	
9-2 実施計画	
9-3 整備事業に必要となる調査等に関する計画	
参考資料	110
○計画策定の体制	
○計画策定の経過	
○太宰府市史跡整備検討委員会規則	
○大宰府跡客館地区整備基本構想（抜粋）（平成 28（2016）年 3 月策定）	

凡例

・「特別史跡」と「史跡」の表記について

太宰府市には、特別史跡^{だざいふあと}大宰府跡、特別史跡^{みずきあと}水城跡、特別史跡^{おおのじょうあと}大野城跡、史跡^{かんぜおんじけいだいおよしん}観世音寺境内及び子院跡^{あかつけたりろうじかわらがまあと}附老司瓦窯跡、史跡^{ちくぜんこくぶんじあと}筑前国分寺跡、史跡^{こくぶかわらがまあと}国分瓦窯跡、史跡^{だざいふがっこういんあと}大宰府学校院跡、史跡^{ほうまんざん}宝満山がある。本計画では「特別史跡」、「史跡」を基本省略して表記している。

・「大宰府」と「太宰府」の違いについて

古代律令時代の役所、及びその遺跡に関するダザイフは「大宰府」として、中世以降の地名や天満宮については「太宰府」と表記している。

1. はじめに

1-1 計画策定の背景

大宰府跡（以下、本史跡）は、昭和47年度～昭和58年度にかけて、福岡県が主体となり、本格的な史跡整備の推進が図られました。これら整備により現在見える本史跡の全体像が整えられています。

太宰府市（以下、本市）には、本史跡のほかに水城跡、大野城跡の特別史跡が2つ、観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山の5つの国史跡が存在し、史跡指定地の面積は市域の約17パーセントに及びます。本史跡はこれらの中心的な存在であり、大正10（1921）年に史跡に指定されて以来100年を超える歴史を持ち、本市を特徴付ける史跡の象徴的な存在として知られています。さらには、天平時代の大宰帥大伴旅人がこの地で催した梅花の宴の情景を描いた万葉集より元号令和が生まれたことにより、本史跡は令和発祥の地「令和の都」として全国から注目され、改めて本市のゆるぎない誇りとなりました。本史跡は初期の整備から半世紀を迎え、施設の老朽化に加えて文化財の調査研究の蓄積により史跡の価値の高まり及び理解に関する進展がみられます。文化財が置かれた社会環境は50年を経て大きく変化し、近年では都市計画的観点や都市防災、観光施策的観点等から本史跡への注目度が高まっています。こうした背景から、史跡と共に暮らしてきた市民からも様々な意見が聞かれるようになり、市の総合戦略や施政方針などにて「住まう人も訪れる人もともに慶び合えるまちとして、令和の都だざいふとしてさらなる飛躍を期すとともに観光客参拝客からの経済税収効果を飛躍的に高め市民メリットを体感できる市民と交流人口・関係人口の相互発展を目指し、史跡の先進的多用途活用を図る」ことが掲げられました。このような状況を踏まえ、本計画は本史跡の置かれた状況を整理したうえで、新たな史跡の将来像を示すものとして策定しました。

1-2 計画の目的

本計画の目的は、我が国を代表する特別史跡であり、本市の象徴として市民の誇りとなり、多くの人々に親しまれる本史跡の維持向上、さらなる発展を目指し、将来にわたって史跡の価値を保存するとともに、既往の整備で創出された古代大宰府が感じられる心地よい空間の保全・継承を第一としつつ、官民連携による先進的多用途活用に資する環境を整えることです。

※先進的多用途活用とは、ふるさと納税や内閣府の地方分権改革推進提案の制度を活用し、時の旅人プロジェクトや史跡100年プロジェクト、令和の都だざいふ「梅」プロジェクト、さらには回遊性を持たせた観光ルート推進など史跡をはじめ、関係する文化遺産の価値を損なうことなく多様な活用を実践することを通じた先進的な取組です。

1-3 計画策定の経緯

近年の本史跡の保存活用に関わる状況の変化について、平成26（2014）年10月、^{きやつかんあと}客館跡が特別史跡大宰府跡に追加指定されました。平成28（2016）年3月には「大宰府跡客館地区整備基本構想」を策定し、客館跡の整備を進めてきました。また、平成28（2016）年3月には本市にある8つの史跡を包括した『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』、平成29（2017）年3月には『特別史跡大宰府跡保存活用計画』を策定しています。『特別史跡大宰府跡保存活用計画』では、本史跡の価値として「歴史的価値」、「人と遺跡が共存する価値」、「風景の価値」を設定し、本史跡の目

指す方向には「古代大宰府が感じられる心地よい空間」を掲げています。

他方、令和4（2022）年7月、本市は『太宰府市文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）』を作成し、国の認定を果たしました。この地域計画では、目指す方向に「世界に冠たる令和の都太宰府を目指して」を掲げ、歴史的景観・環境の保全に向けて『大宰府跡整備基本計画』の策定を、産業・観光推進の滞在型回遊ルート・施設・コンテンツの充実に向けて史跡指定地の「先進的多用途活用の推進」を位置付けています。また、重点的措置（保存活用区域）として大宰府関連史跡群を取り上げ、「史跡群の魅力をさらに向上するとともに、広大な史跡を将来に伝えるため、先進的多用途活用により、新たな付加価値を生み出し、多くの人に親しまれ、人々が集まる史跡の実現」を目指すことを定めたところです。また、令和6（2024）年3月には蔵司地区丘陵部の発掘調査の成果が報告書として正式に公表され、知見の無かった政庁地区西側の丘陵部の史跡の詳細が明らかになりました。

このような状況を踏まえ本計画の策定にあたっては、太宰府市史跡整備検討委員会で審議を行いました。検討委員会における審議を踏まえ、ワークショップやパブリック・コメント等の手続きを経て、本計画を策定しました。

審議の詳細等は資料編に掲載します。

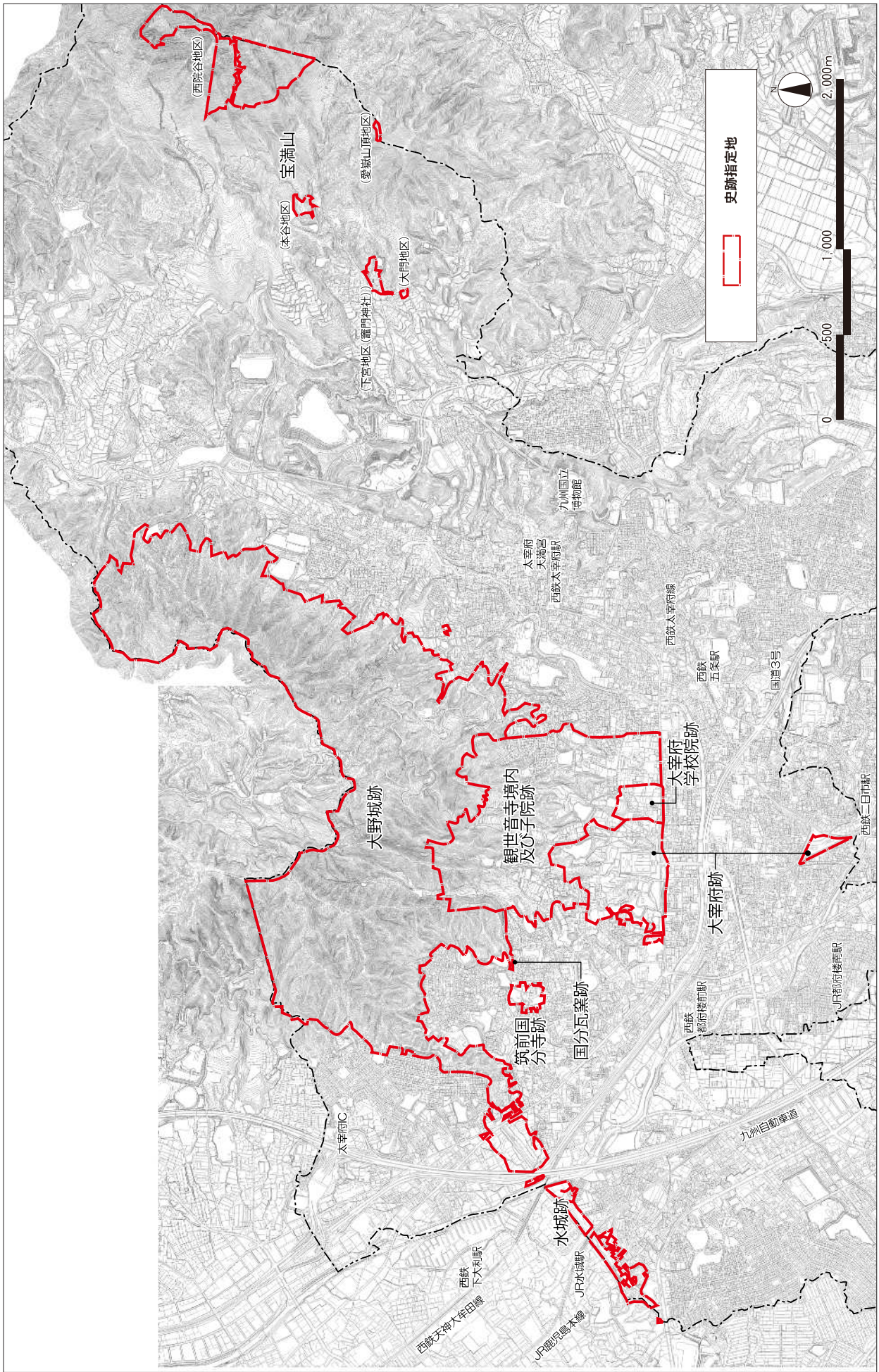


图1-1：大宰府関連史跡（市内所在）

1-4 計画対象範囲

計画対象範囲は、本史跡の史跡指定地に保護を要する範囲等を加えた以下の範囲とします。

本史跡は、政庁跡と平成26（2014）年10月に飛び地で追加指定された客館跡で構成されます。政庁跡と客館跡は約1km離れ、周囲の状況も大きく異なります。

本計画では政庁跡とその周辺を政庁地区、客館跡とその周辺を客館地区と呼びます。

なお、本計画の策定にあたっては、必要に応じて、計画対象範囲外についても保存活用の方角性を設定します。

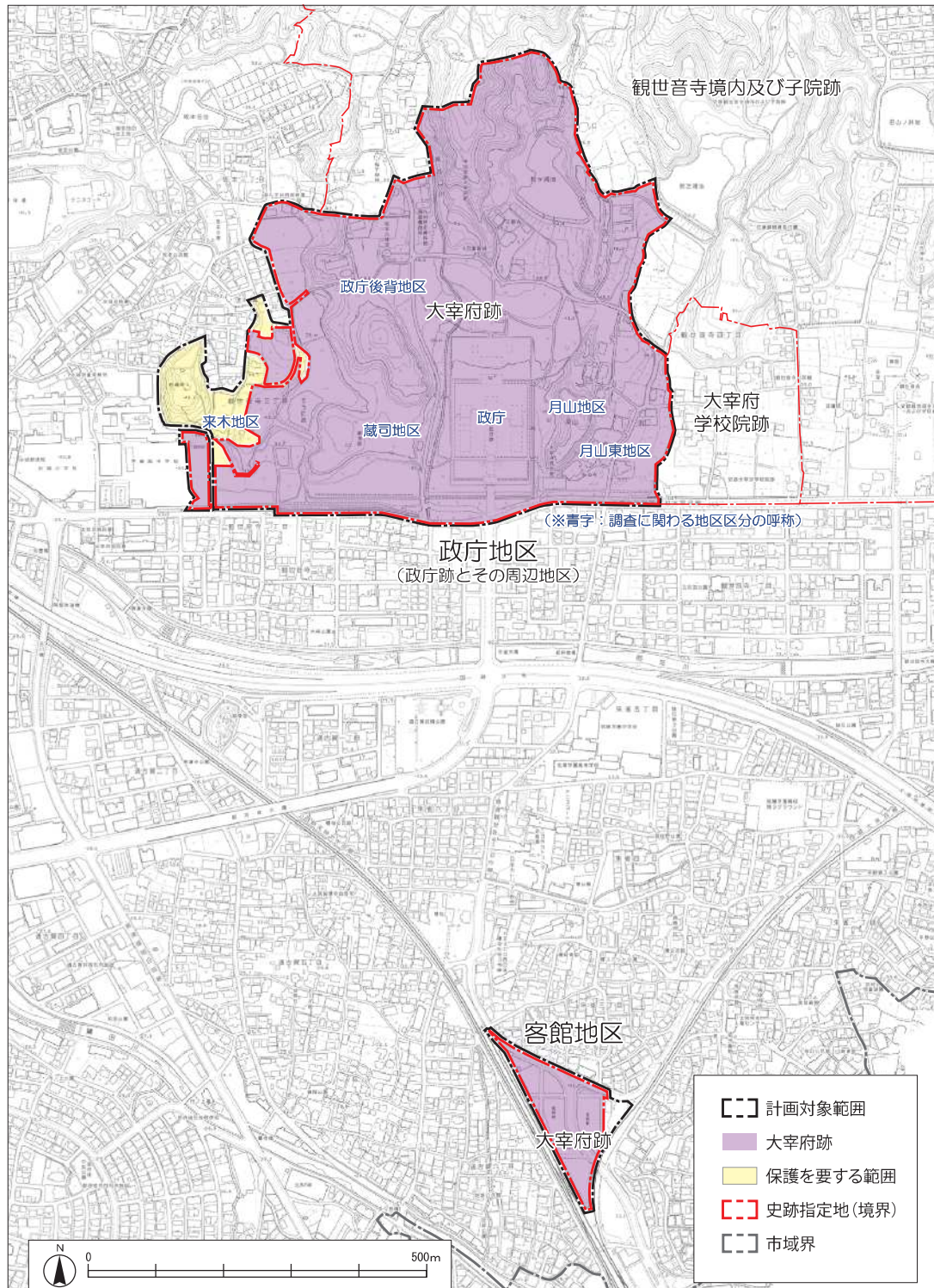


図1-2：計画対象範囲

1-5 関連計画との関係

以下、本計画の関連計画を紹介します。

(1) 市関連計画

1) 第3期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（通称、まちづくりビジョン）（令和7（2025）年3月策定、計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）

急速に進む少子高齢化、人口減少や東京圏への一極集中を是正し、将来渡って活力のある社会を実現していくため策定した計画です。

基本目標の1つとして、「令和の都大だざいふ構想」を掲げ、世界・アジアの玄関口として、また我が国、西日本、九州の政治・外交・防衛の要所として栄えた令和の都にふさわしい大きな視点で史跡の維持保存・活用等を目指しています。主な取組の1つに「史跡の保存・活用」を掲げ「大宰府関連史跡の保存活用計画の策定、整備・再整備の推進」を位置付けています。また、観光客が集中している太宰府天満宮、九州国立博物館から大宰府政庁跡、客館跡、大宰府展示館などへの観光客の回遊性向上を掲げています。

2) 太宰府市国土強靱化地域計画（令和4（2022）年9月策定、計画期間：令和4（2022）年度～令和6（2024）年度）

『太宰府市国土強靱化地域計画』は、『太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略』と並列に位置付けられ、本市の分野別計画において、国土強靱化に関する施策を総合的に推進する指針です。

推進方針では、記念物（史跡）が大規模災害時に喪失しないよう、日頃から適切な管理と保護を図ることを示しています。また、荒廃森林の活用を図るため、森林所有者と協力して森林の保全・整備に努めることを定めています。

3) 太宰府市教育大綱（平成28（2016）年策定、令和6（2024）年3月最終改訂、計画期間：令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）

『太宰府市教育大綱』は、本市の教育政策の今後の基本理念や基本目標を示すものです。

基本理念「令和の都だざいふの宝である子どもをまんやかに」と5つの基本目標を掲げています。また、基本施策の1つには「令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用」として、「古より我が国の政治、行政、外交、防衛、文化、交易などの要衝であり、元号令和の発祥の地ともなった令和の都だざいふの数多くの歴史・文化遺産は、市のかげがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進」することを明記しています。

なお、太宰府市教育委員会では、上記「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「太宰府市教育大綱」に定める本市の教育の振興や活性化に関する基本方針を踏まえ、各年度に実施する教育施策等を『太宰府市教育施策要綱』に定め、その推進に取り組んでいます。

4) 第二次太宰府市都市計画マスタープラン（平成29（2017）年7月策定、計画期間：平成29（2017）年度～令和18（2036）年度）

『第二次太宰府市都市計画マスタープラン』は、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするマスタープランです。

将来都市像には、都市づくりの理念「豊かなみどりと歴史に囲まれた 明るく住みよいまちづく

り」と都市づくりの目標の1つに「歴史・文化遺産を生かした活力のある都市づくり」を掲げています。この目標の中には、本史跡等の歴史的、文化的資源を活用し、市民と来訪者が交流を図りながら、活気あふれるまちを目指すことを定めています。

地域別方針では、四王寺山の史跡と低層住宅地域及び中央市街地地域に本史跡が含まれています。市街化調整区域のまちづくり方針の「大宰府政庁跡及び観世音寺子院跡の活用」には「特別史跡大宰府跡及び観世音寺子院跡周辺の区域を「歴史・観光」拠点に位置付け史跡の回遊性を図る中心拠点として、その保全と活用を図ることを定めています。また、市街化区域のまちづくり方針では「歴史・観光」核の機能充実を図るため、客館跡の保全、活用に向けた整備を進めること等を掲げています。

5) 太宰府市歴史的風致維持向上計画（第2期）（以下、「歴まち計画」）（令和5（2023）年3月認定、計画期間：令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

『太宰府市歴史的風致維持向上計画』は、平成22（2010）年11月に認定された第1期計画に続き令和5（2023）年度以降も事業を推進するため、令和5（2023）年3月に第2期計画が国の認定を受けました。この計画は、本市内におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致として将来に伝える歴史まちづくりを推進する計画です。8つの維持向上すべき歴史的風致を設定しています。

本史跡は、この重点区域内に位置し、関連する事業としては、大宰府関連史跡の整備、朱雀大路の修景・解説広場整備、大宰府関連史跡群のサイン整備、歴史の散歩道環境整備等が位置付けられています。

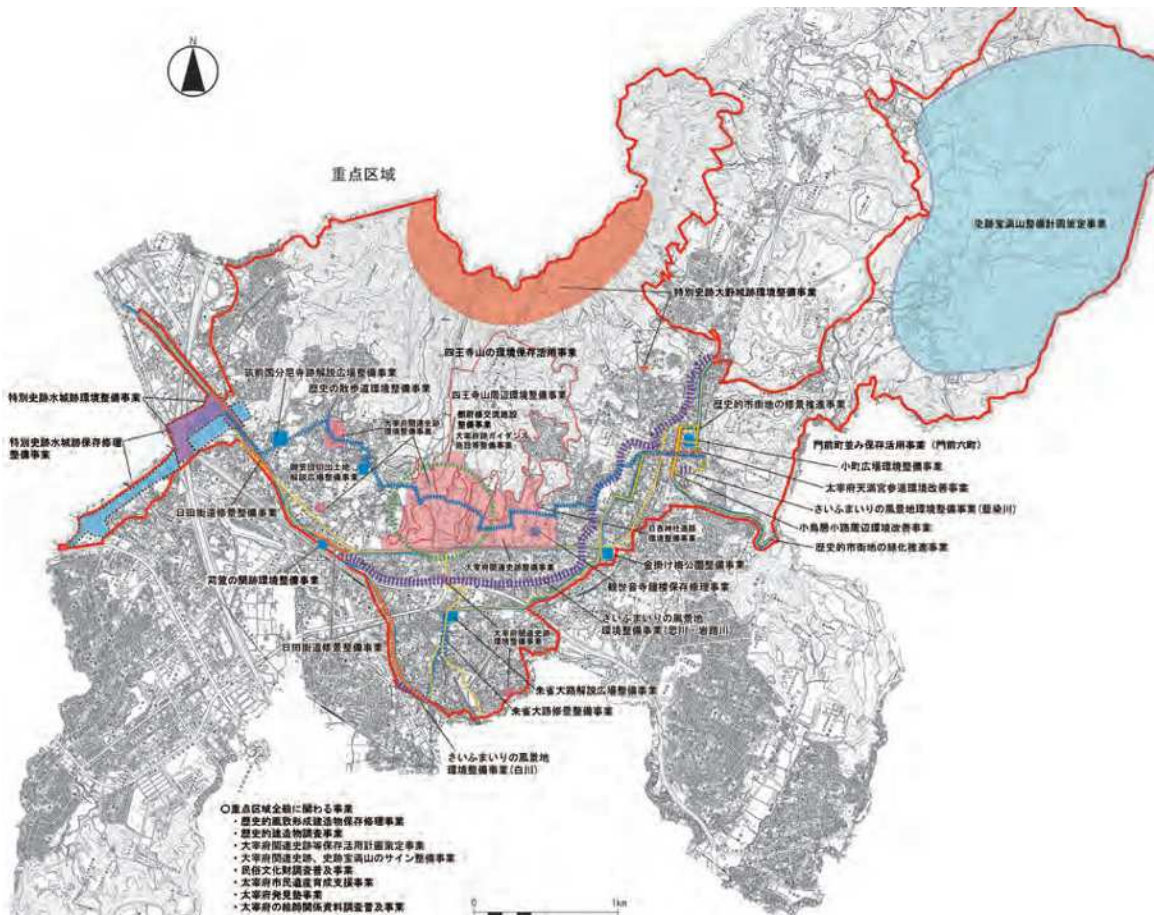


図1-3：歴史的風致維持向上計画に基づく各事業の位置

6) 太宰府の景観まちづくり計画、景観計画(以下、「景観計画」)【第4版】(平成22(2010)年12月策定)

本市では、太宰府らしい景観形成のために、「景観法」に基づく「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を制定し、基本的な行動指針である『太宰府市景観まちづくり計画』と具体的なルール(誘導指針)としての「太宰府市景観計画」を策定しています。

計画は、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などにより改訂が必要となった場合に、時期によらず見直しを行うこととしています。これまで、運用上の修正、屋外広告物等の規制誘導の強化、下屋庇等の参道景観の保全等を行うための計画変更を行っています。

本史跡は、景観上重要な地区であり、積極的に良好な景観の形成を図る地区として指定される景観育成地区「人と遺跡の共存史地区」の中に位置しています。本市は、景観計画に基づき、景観形成の方針や景観育成基準を定めています。

7) 第二次太宰府市観光推進基本計画(令和6(2024)年3月策定、計画期間:令和6(2024)年度~令和10(2028)年度)

『第二次太宰府市観光推進基本計画』は、「本市が有する歴史や文化などの地域資源を活用して、地域市民や民間事業者等と連携し体験型観光による地域活性化を促進するとともに、観光客からの経済税収効果をさらに高め、市民にその効果を還元すること」により「住まう人も訪れる人もともに慶びを分かち合える”令和の都だざいふ”」を目指した計画です。太宰府天満宮及び参道エリアに観光客が集中し、滞在時間、観光による経済効果が十分に享受できていないこと、オーバーツーリズムの問題が発生していることを受け、本市の観光を総合的かつ体系的に推進していくために、令和6(2024)年3月に第二次計画が策定されました。

基本施策には、国内外の観光客に向けた効果的な観光プロモーションの推進や、他自治体等との連携による観光コンテンツの開発強化、大宰府政庁跡周辺エリアへの周遊促進のためのコンテンツ造成、観光人材の育成及び自立型観光組織体制の検討、市民の観光施策への参画を行っていくことなどを定めています。

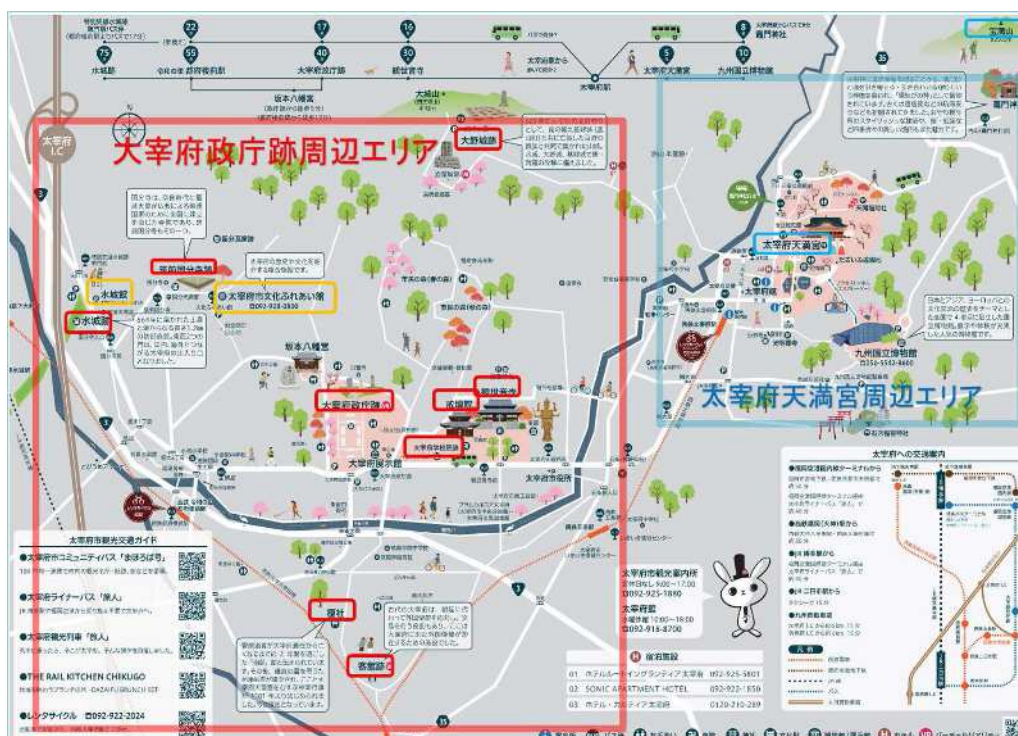


図1-4: 第二次太宰府市観光推進基本計画に基づくエリア設定

8) 第四次太宰府市環境基本計画（令和3（2021）年8月改訂）

『第四次太宰府市環境基本計画』は、太宰府市環境基本条例に基づき制定したものです。環境保全に関する基本的方向を示し、国や県の環境基本計画に準じて、本市の良好な環境づくりを幅広い立場から総合化することを目的としています。

3つの重点戦略に「健康で心豊かな暮らしの実現」、「地域ストックを活用した持続可能な地域づくり」、「持続可能な脱炭素・循環型都市」を設定し、この戦略を支えるものとして、6つの環境施策を掲げています。

なお、環境施策の中で「生物多様性の確保・自然共生」を掲げており、外来生物侵入防止等に関する取組を示しています。

9) 太宰府市地域防災計画（令和2（2020）年1月改訂）

『太宰府市地域防災計画』は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があるときは、太宰府市防災会議において修正しています。

同計画の予防計画には文化財等の防災対策を促進すること、応急対策計画（風水害・地震）には本市が所有・管理する文化財の被害状況を調査すること等を定めています。

10) 太宰府市民遺産活用推進計画（平成17（2005）年3月策定）

『太宰府市民遺産活用推進計画』は、平成17（2005）年に策定した『太宰府市文化財保存活用計画』とあわせて、太宰府市歴史文化基本構想として位置付けた計画です。

市民が誇りをもって暮らし続けたいと思える太宰府の実現を目指すものであり、太宰府市民遺産の育成に向けた理念や方向性を示しています。

市民遺産とは市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産、そして文化遺産を保存・活用する景観・市民遺産育成団体（以下、「育成団体」とする）による育成活動を総合したものです。

市民遺産は、市民等で構成される育成団体の提案に対して、景観・市民遺産会議から認定を受けます。令和5(2023)年3月時点で17の市民遺産が認定されています。

第4号「芸術家 富永朝堂」、第5号「万葉集つくし歌壇」、第6号「太宰府における時の記念日の行事」に関する文化遺産や活動が史跡指定地と関係しています。

表1-1：太宰府跡に関係する太宰府市民遺産（令和6（2023）年3月時点）

認定番号	市民遺産名称	景観・市民遺産育成団体	解説	指定地との関係
第4号	びいじやつか 芸術家 富永朝堂	NPO 法人歩かかね太宰府	日本木彫界の本道を受け継ぐ芸術家富永朝堂。歩かかね太宰府は様々な作品や朝堂の家等を伝える活動を行っている。	アトリエ「吐月叢」が月山の東側、史跡指定地内にある。
第5号	まんしょうしゅうかだん 万葉集歌壇	大宰府万葉会	万葉集には大宰府が舞台の歌が多数収められている。万葉会では歌とともに今の太宰府の素晴らしさを伝える活動を行っている。	史跡指定地内に多くの歌碑が置かれている。
第6号	ださいふ 太宰府における時の記念日の行事	ときやまかい 辰山会	時の記念日が制定され、辰山を望む都府楼で記念式典が行われ、一度は途絶えたが、再興されて現在に至っている。	毎年6/10早朝、政庁跡に時計を持たず集合する行事である。

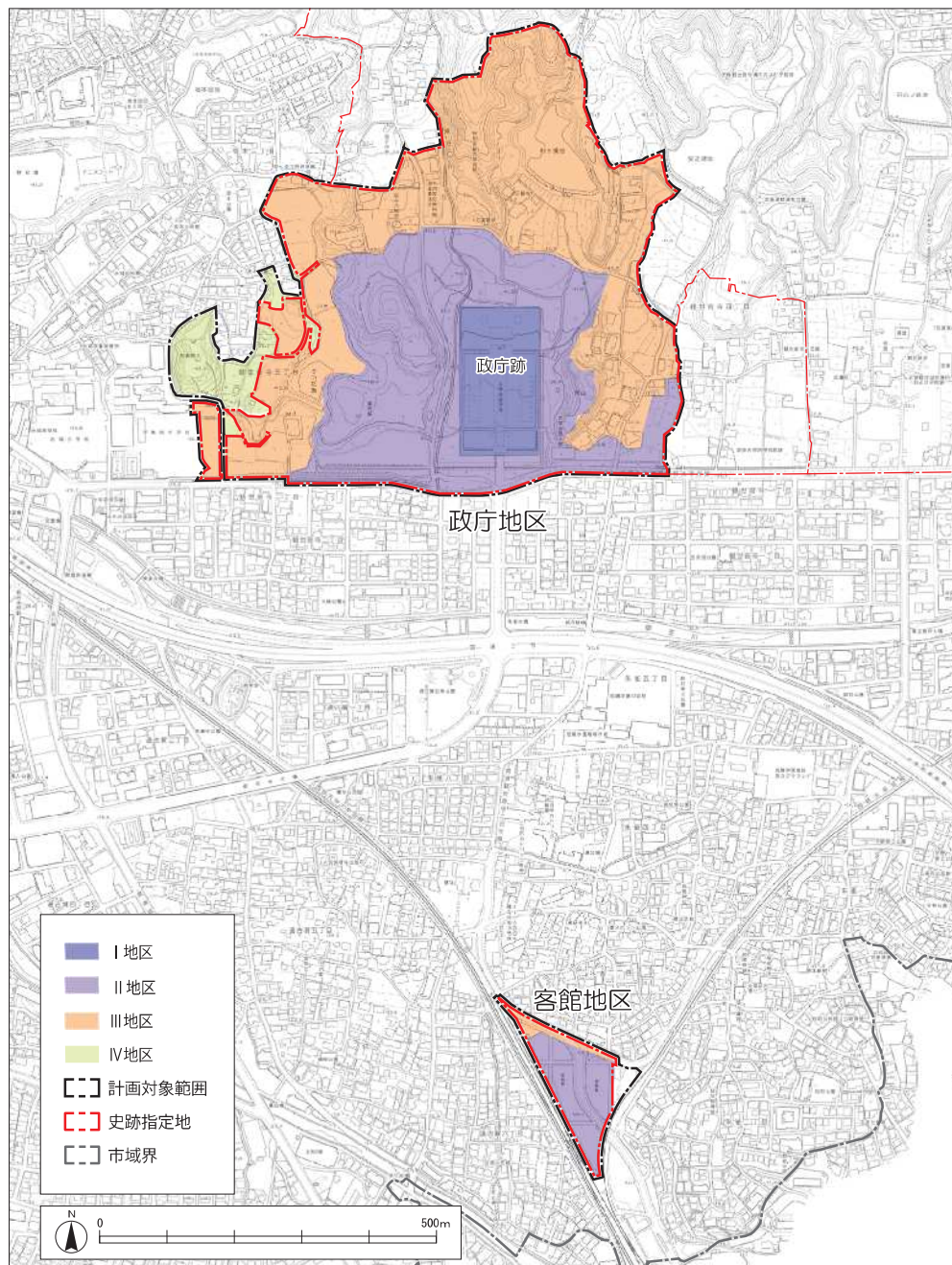
11) 大宰府関連史跡に関する保存活用方針（平成28（2016）年3月策定）

『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』は、本史跡、大野城跡、水城跡、観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡（以下、観世音寺境内及び子院跡という）、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大

宰府学校院跡、宝満山の8つの史跡を俯瞰的に捉え、一体的に保存・活用していくことを目的としたものです。保存活用計画の一部に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針』（平成17（2005）年策定）を見直し、策定しました。

「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間～生活と共生する8つの史跡～」を基本理念とし、8つの史跡に関する保存、活用、整備及び管理・運営の各方針を定めています。整備については人々が立ち寄りやすい見学環境の確保を行うとともに、8つの史跡の一体感やつながりを高める史跡整備に取り組むことを掲げています。

12) 特別史跡大宰府跡保存活用計画（平成 29（2017）年 3 月策定）



I 地区：大宰府政庁跡の範囲
 II 地区：既存の史跡整備範囲及び重要な遺構が確認された範囲、古代大宰府が設置された当時の地形を良く残す範囲
 III 地区：人と遺跡が共存する範囲
 IV 地区：保護を要する範囲

図1-5：保存管理に関する地区区分

『特別史跡大宰府跡保存活用計画』は、大宰府関連史跡の中核である本史跡において、史跡の保存を第一にしながら、古代大宰府が感じられる心地よい空間を創出することを目的に策定しました。

特別史跡としての「歴史的価値」に加えて、「人と遺跡が共存する価値」と「風景の価値」を本史跡の価値として定め、目指す方向に「古代大宰府が感じられる心地よい空間」を掲げ、保存管理の地区区分としてⅠ～Ⅳ地区を設定しています。

既存整備箇所に見られる目立った損傷箇所の補修や再整備に向けた取組、見学の利便性の向上や本史跡の価値の顕在化させることが整備課題として示されており、関連部署である都市計画担当との連携によって歴史まちづくり法に基づく街なみ環境整備事業（以下、歴まち事業）等を活用した整備が必要であると明記しています。

整備方針には、本史跡の保存を第一に、古代大宰府が感じられる空間の創出に取り組むことを定めています。具体的には、ガイダンス施設やアクセス環境を整えるとともに、人々の回遊を促す散策ネットワークの形成に向けて、統一された解説サイン、ICT技術やユニバーサルデザイン等を取り入れることを定めています。

政庁地区の整備については、植栽の管理状況や毀損箇所等を総合的に把握し、既存整備箇所の再整備に取り組むこと、そして、その周辺部は、調査研究成果をもとに政庁跡と一体となった計画的な整備に取り組むことを記載しています。

客館地区の整備については、平成28（2016）年3月に策定された『大宰府跡客館地区整備基本構想』に掲げる基本理念「つながりの場の核となる客館跡」に基づき、遺構の万全な保存と、価値の伝達と成長により、歴史や文化、空間、人々をつないでいく場の再生を目指した整備・活用を行っていくことを定めています。

13) 大宰府跡客館地区整備基本構想（平成28（2016）年3月策定）

『大宰府跡客館地区整備基本構想』は、極めて重要な遺跡である客館跡について、本史跡の価値の万全な保全を第一義としながら、西鉄二日市駅に隣接する立地特性を活かした大宰府への新たな玄関口としての位置付けや活用イメージに即した整備の方向性を示すことを目的に策定しました。

遺跡の価値には、(1) 客館跡としての遺跡の価値、(2) 大宰府における外交の様相を伝える価値、(3) 大宰府条坊としての価値、(4) 地形・地理が形づくった要衝としての価値の4つを設定しています。

基本構想には、基本理念「つながりの場の核となる客館跡」を掲げるとともに、基本方針として(1) 歴史・文化をつなぐ、(2) 拠点をつなぐ、(3) 人をつなぐ (4) 未来につなぐの4つを設定しています。

事業の進め方については、Ⅰ期整備供用開始後、約10年でⅡ期整備を予定しており、大型建物の表現や、ガイダンス施設の整備等の実施を定めています。

14) 太宰府市文化財保存活用地域計画（令和4（2022）年7月認定）

『太宰府市文化財保存活用地域計画』は、平成22（2010）年度策定の「太宰府市歴史文化基本構想」を引き継ぐ、新しい本市文化財行政のマスタープランであり、また保存活用をすすめるためのアクションプランです。令和4（2022）年7月22日に開催された文化庁文化審議会文化財分科会において、認定するよう文化庁長官に答申され、この答申に基づき、同日文化庁長官より認定さ

れました。

未指定を含めた有形・無形の文化財を、まちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財保護に取り組んでいく体制づくり整備のための計画です。

目指す方向には、「住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、慶びを分かち合える『世界に冠たる令和の都 太宰府』」を掲げ、その実現のため、文化遺産の保存・活用に関する3つの基本方針として「つたえる：社会総がかりで文化遺産を将来に継承する取組の推進」、「ひろげる：文化遺産に対する人々の関心を高める取組の推進」、「ささえる：文化遺産の保存・活用を支える取組の推進」を設定し、その下に基本的措置と重点的措置を定めています。

重点的措置には、大宰府関連史跡群の保存・活用（文化財保存活用区域）を設定し、本史跡を含めた史跡整備に向けた措置を定めています。

この計画では、歴史的景観や環境の維持向上に向けて、本史跡をはじめとする関連史跡群の遺構整備に加え、拠点施設や回遊性向上のための環境整備を行うことを推進しています。具体的には、大宰府条坊の痕跡を現道として残す地域において、歴史的道路の顕在化に取り組むほか、来訪者向けのガイダンス施設、本史跡地内に展開する散策路等への誘導サイン、解説サインを整備することを定めています。

（２）日本遺産

日本遺産は、地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化した、我が国の文化・伝統を語るストーリーを国が認定するものです。関係省庁の協力のもと、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、また世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るとされています。

平成27(2015)年4月、初の日本遺産が全国で18件誕生し、そのひとつとして本市の地域の歴史を語るストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」が19の構成文化財とともに認定されました。なお、古代大宰府に関わる文化財は市外にも広がっており、これまでも周辺市町と連携して保護や普及啓発を実施してきましたが、元号令和のご縁をいただいたことも契機に大宰府的観点でこの地を捉え直すこととし、令和2(2020)年6月には、代表自治体が本市から福岡県に代わり、周辺6市町の構成文化財11件を加えた広域型（シリアル型）となりました。

「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」は「世界とつながる「西の都」」、「外国使節を迎える都」、「筑紫に花咲く文化」、「先進文化の集積」の大きく4部から構成されます。筑紫に置かれた大宰府は朝廷が外交・交易を行うために設けた「西の都」であり、それは百済の宮都・

表1-2：市内に所在する日本遺産の構成文化財

構成文化財		構成文化財	
1	特別史跡 大宰府跡	11	福岡県指定民俗文化財 太宰府天満宮神幸行事
2	特別史跡 大野城跡【含：大野城市・宇美町】	12	太宰府天満宮の伝統行事
3	特別史跡 水城跡【含：大野城市・春日市】	13	万葉集筑紫歌壇【含：筑紫野市・大野城市・宇美町・基山町】
4	観世音寺 戒壇院	14	大宰府条坊跡【含：筑紫野市】
5	史跡 筑前国分寺跡	15	官道【含：筑紫野市・春日市・大野城市・基山町】
6	史跡 大宰府学校院跡	16	軍団印出土地
7	史跡 国分瓦窯跡	17	太宰府市指定記念物 般若寺跡
8	史跡 宝満山【含：筑紫野市】	18	南館跡
9	国宝 観世音寺梵鐘	19	太宰府の梅
10	太宰府天満宮		

唐の宮都にならって築かれ、東アジアの先進文化と日本の文化とが行き交う場所であったことから、その遺産が筑紫の地の随所にみられ、日本を代表する古都のひとつとして、人々を魅了しているというストーリーをとりまとめています。

しかし、令和7(2025)年2月4日の文化庁の発表により、古代日本の「西の都」が日本遺産の認定から外れた候補地域に移行しました。

1-6 計画期間

本計画は、大宰府跡が広い史跡指定地(面積33.55ha)を有する国指定の特別史跡であることを踏まえ、長期30年先を見据えつつ、計画期間を令和8(2026)年度～令和22(2040)年度の15年間(前期5年、中期5年、後期5年)と設定します。

計画の見直しは、整備の進捗状況、周辺環境や社会情勢の変化等を踏まえ、後期の期間中に行います。

1-7 計画の骨子

本計画は、9章で構成しています。『大宰府跡保存活用計画』等との整合を踏まえつつ、大宰府跡の概要、大宰府跡の価値、課題を整理し、整備基本方針、整備基本計画、公開・活用計画、管理運営計画、整備の進め方を定めます。

整備基本方針では大宰府跡の整備に関する目指す方向を長期30年を見据えて設定します。整備基本計画では令和8(2026)年度～令和22(2040)年度の15年間で行う整備内容を示します。公開・活用計画、管理運営計画では大宰府跡の整備の進捗と併せて具体的内容を記します。

整備の進め方では、令和8(2026)年度～令和22(2040)年度の15年間における整備の進め方を前期、中期、後期に分けて設定します。

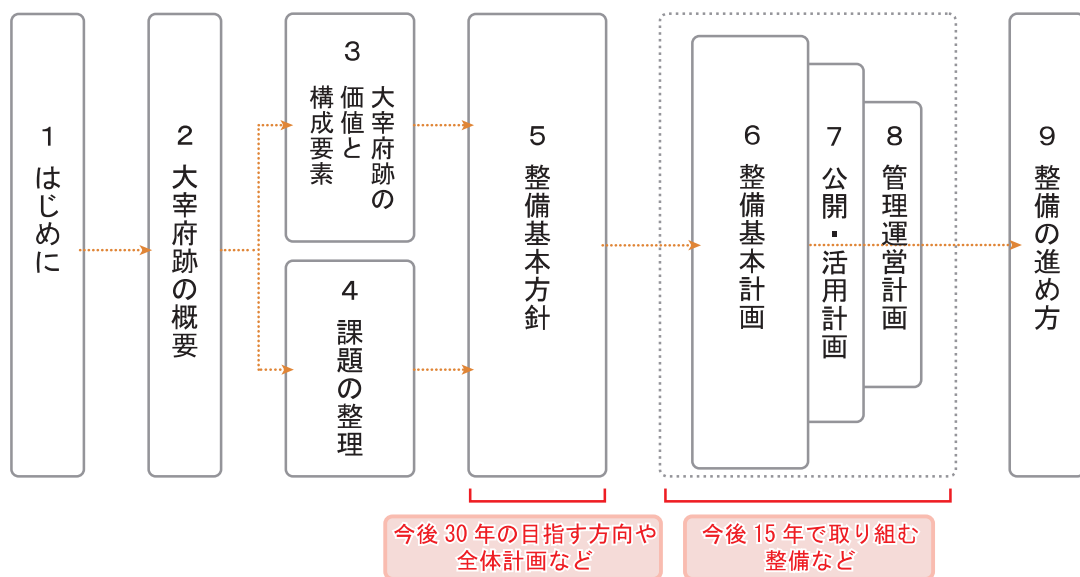


図1-6 : 計画の骨子

2. 大宰府跡の概要

2-1 大宰府跡の自然・歴史・社会環境

(1) 自然環境

1) 位置

本史跡は、日本の九州地方北部の福岡県の内陸部にあたる太宰府市に所在する史跡です。政庁跡が本市のほぼ中心に位置し、その約3km圏に宝満山を除く大宰府関連史跡が位置しています。

政庁地区は、しおうじやま四王寺山の南麓に位置し、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡とは隣接しています。市行政区では、観世音寺区、坂本区に含まれます。

客館地区は政庁地区の南約1kmに位置し、市行政区では芝原区に含まれます。

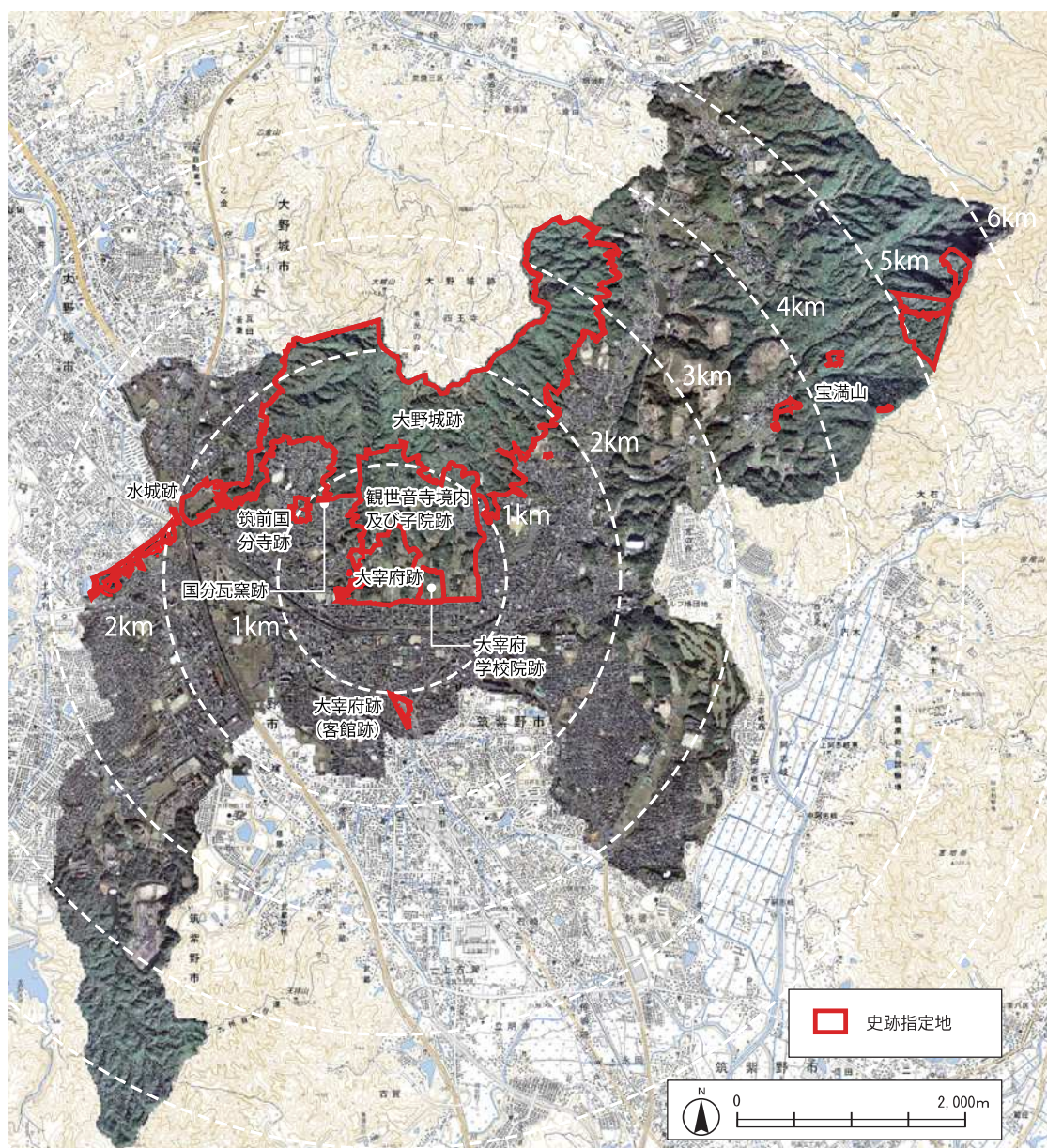


図2-1：大宰府跡の位置

／国土地理院発行1/2.5万地形図「福岡南部」「太宰府」「不入道」「二日市」を使用

2) 地形

政庁地区は、標高30～80mと起伏が豊かなところですが、四王寺山の麓に政庁跡が位置し、その東と西にそれぞれ標高50～60m程度の丘陵が控えています。東に位置する丘陵は、月山と呼ばれています。西には小字名から蔵司と呼ばれる地区があり、その中に丘陵があります。

客館地区は、標高30～40mのなだらかな平地に位置しています。当時、政庁と客館は南北に延びる朱雀大路で結ばれていました。

丘陵裾の地形を改変し、三方を山に囲まれた空間に政庁を置き、南側には平野が広く広がる等古代都城を設置するにふさわしい好条件がそろった地形と言えます。

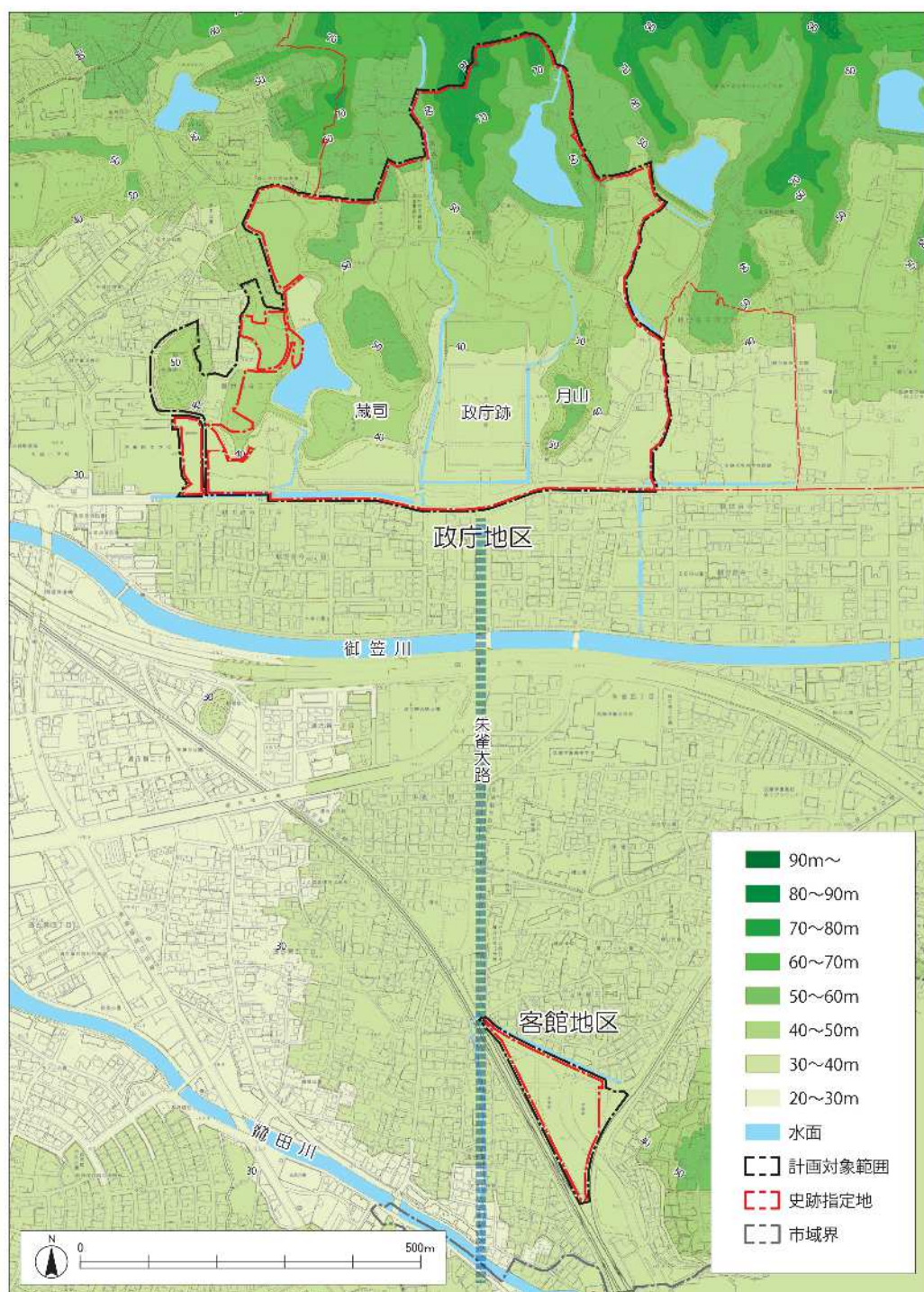


図2-2：標高分布／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

3) 地質

地質は、早良花崗岩^{さわらかこうがん}、沖積地堆積地^{されき}（砂礫及び粘土）、新期段丘構成層（砂礫及びシルト）に分けられます。

政庁地区は、四王寺山から連なる尾根筋の丘陵が早良花崗岩、谷筋が新期段丘構成層（砂礫及びシルト）と沖積地堆積地（砂礫及び粘土）で構成され、比較的安定した地盤で構成されています。但し、丘陵の花崗岩類は風化によって土壌化しており、急な傾斜地等においては大雨の際に地崩れ等も発生しています。

客館地区は、新期段丘構成層（砂礫及びシルト）にあり、安定した地盤の上に位置しています。

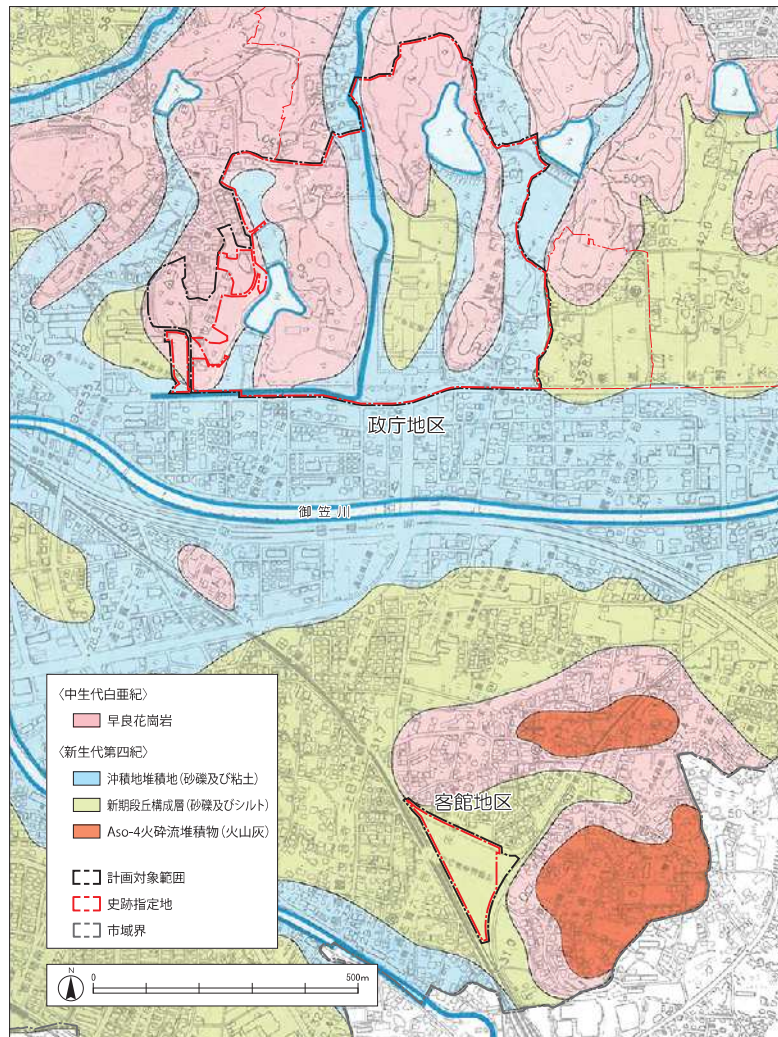


図2-3：地質分類／『太宰府市環境資料編』付図3太宰府市地質図 一部加筆

表2-1：地質の概要

早良花崗岩	中生代白亜紀後期の約9,300万年前に地下のマグマが固結してできたものです。市域を構成する硬い岩盤の殆どは花崗岩類が占めています。
沖積地堆積地 (砂礫及び粘土)	現河川の流域の谷底平野の平坦面（沖積面）を占める沖積地の堆積物であり、市内においては過去1万年以前の第四期完新世に現在の河川によって河谷が埋積されて形成されたごく若い堆積物であり、下流に向かって厚くなります。
新期段丘構成層 (砂礫及びシルト)	御笠川沿いの観世音寺付近、鷺田川沿いの筑紫野市二日市から上古賀にかけての、いわゆる「二日市低地帯」等を構成し、これらは沖積面より一段高い平坦面を形成しています。御笠川中流以下と鷺田川流域の新期段丘構成層は平坦な低段丘を形成し、細礫や小礫からなります。礫種は花崗岩類・脈石英が多く、風化花崗岩を覆っています。
Aso-4火砕流堆積物	阿蘇カルデラに由来する火山灰です。阿蘇カルデラを形成した大噴火は過去4回生じたことが判明しており、古い方から阿蘇1、阿蘇2、阿蘇3、阿蘇4と名付けられています。

4) 水系

政庁地区では御笠川に、客館地区では鷺田川^{さぎたがわ}に合流する2つの水系に分けられます。

政庁地区の水系は、四王寺山を集水域とし、一部ため池から政庁跡沿いの水路を経て、主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）沿いを流れて、御笠川に注いでいます。

生活雑排水の流入が少ないこともあり、ミナミメダカ、ミナミヌマエビ、ドジョウ、ゲンジボタル等が生息しています。また、政庁跡の前面外濠（以下、濠）には4～5月に白い花を咲かせる福岡県絶滅危惧種「ミツガシワ」が近隣から移植されて根付いており、希少な水生生物の生息環境が維持されています。

客館地区には、史跡指定地内を流れる水路はありません。東側の丘陵部から西側に流れる水路が史跡指定地の北側に位置し、鷺田川に注いでいます。

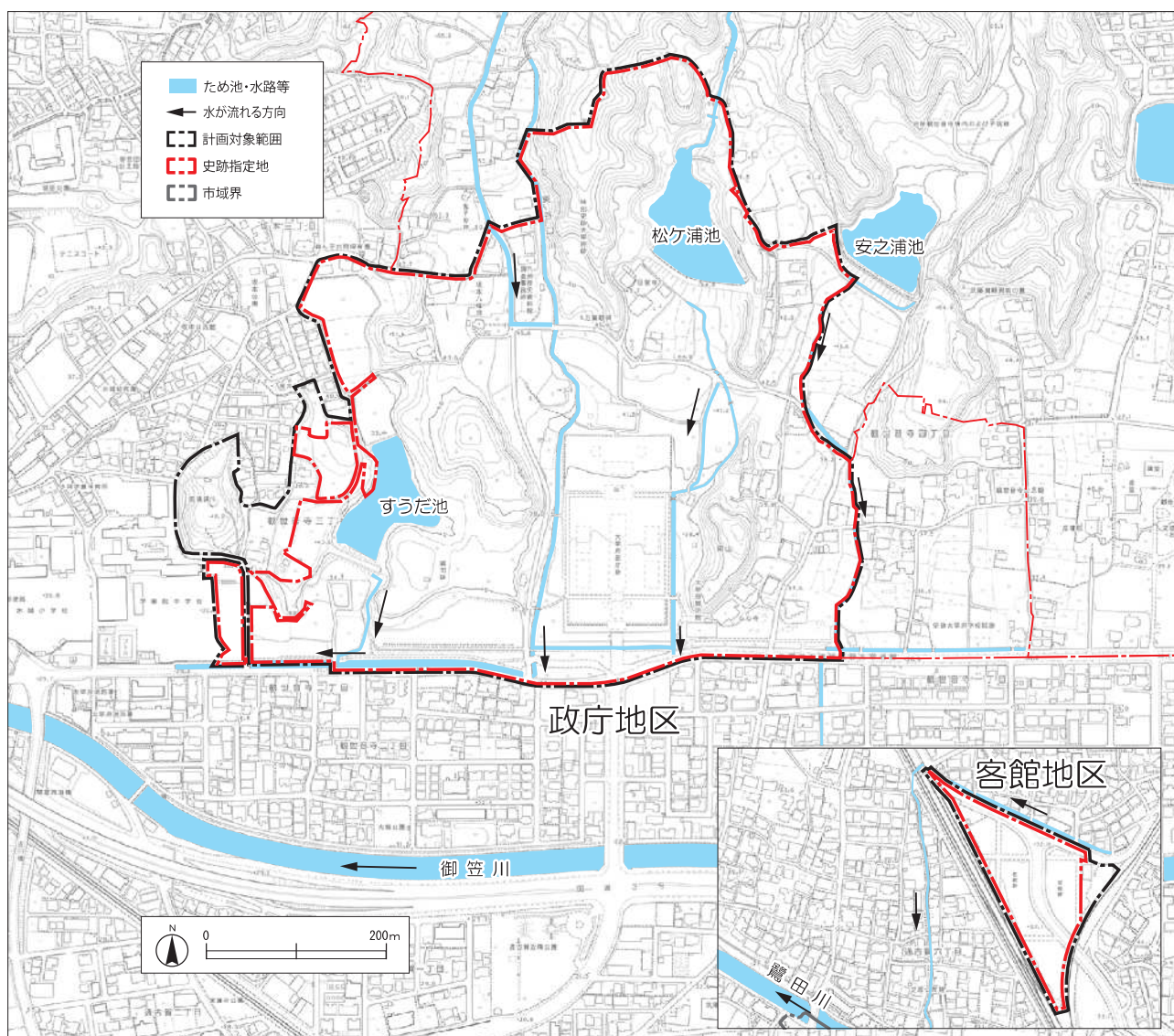


図2-4：水系／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』／太宰府市環境資料編付図8太宰府市水利図 一部加筆

水路の殆どは石積やコンクリートで整備済みとなっていますが、一部すうだ池と松ヶ浦池の下流域に未整備の流路が存在し、流水によって護岸が徐々に削られています。石積やコンクリートで整備された箇所であっても、大雨の際の崩落が記録されています。

5) 植生

現在の植生は古代大宰府の植生とは大きく異なります。また、豊かな緑が残される政庁地区に対して、客館地区は西鉄二日市操車場として利用され、自然の植生は残されていません。政庁地区の植生について見ていくと、大部分は常緑広葉樹です。大きく広葉樹林、モウソウチク優占の広葉樹林、マダケ優占の広葉樹林、モウソウチク林、植栽林に分けられます。

広葉樹林は松ヶ浦池や、すうだ池の周辺、及び月山地区、蔵司地区の北側等に分布しています。その周囲には、モウソウチク優占の常緑広葉樹林やマダケ優占の広葉樹林、モウソウチク林が点在しています。

植栽木は政庁跡周辺にウメ、ソメイヨシノ、ヤマモミジ等があり、春の花見や秋の紅葉を目当てに訪れる人々も数多く存在します。



写2-1: 月山地区の広葉樹林

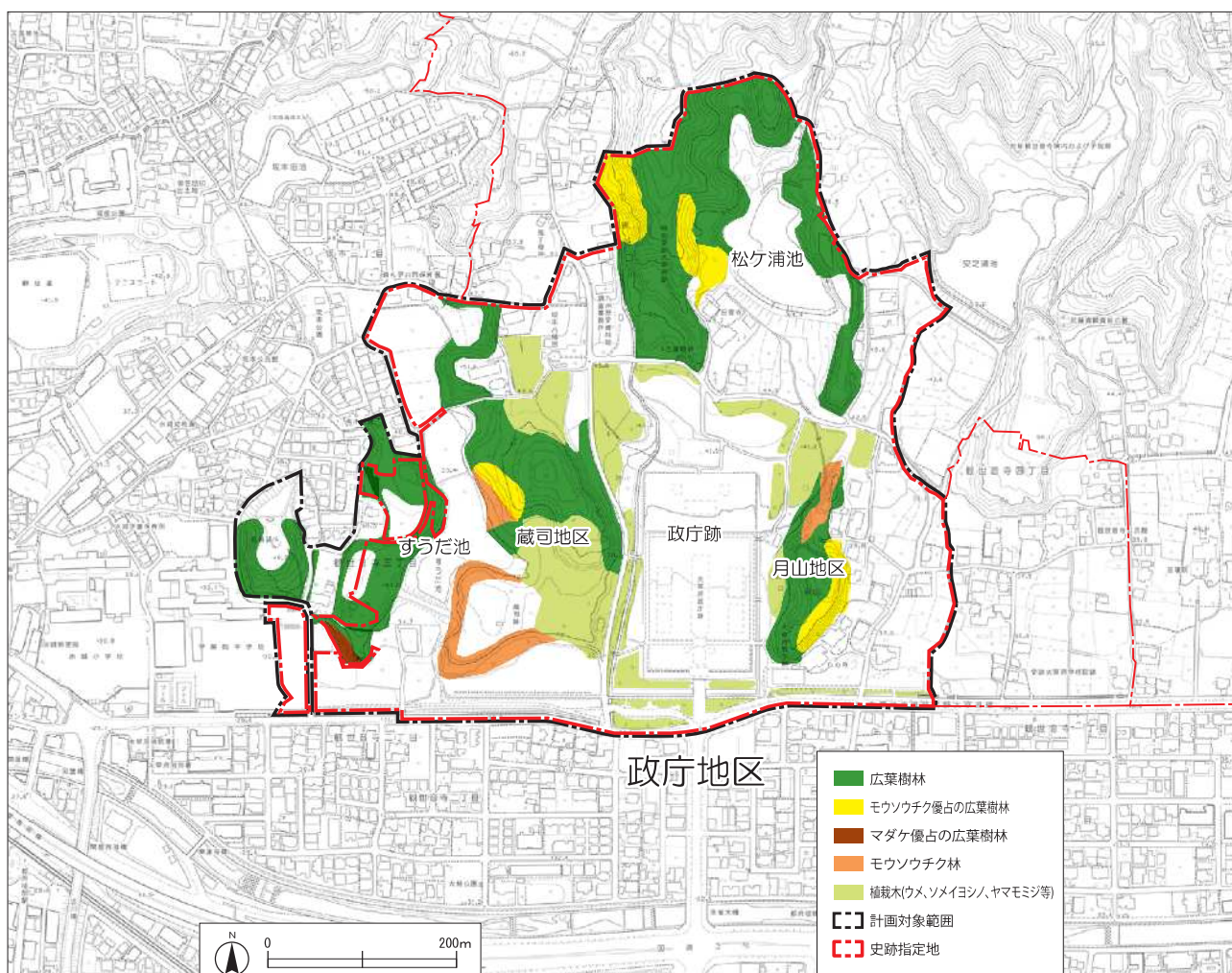


図2-5: 現況植生

／『四王寺山周辺環境整備計画策定業務報告書(平成24(2012)年1月)』現況植生図 一部加筆

6) 動物

西鉄二日市操車場として開発されていた客館地区に対して、豊かな自然環境が残される政庁地区は様々な動物の生息地にもなっています。

政庁地区が位置する四王寺山一帯に生息する動物については、市内で生きものを通じた環境教育に取り組んでいる市民団体「まほろば自然学校／設立平成17(2005)年8月」により『太宰府市民の森いきもの図鑑 まほろば自然学校』にまとめられています。

「太宰府市民の森」に生息する動物／出典：『太宰府市民の森いきもの図鑑 まほろば自然学校』

- 【哺乳類】 タヌキ、イタチ類、イノシシ、ニホンノウサギ、アナグマ、カヤネズミ、コウベモグラ等
- 【爬虫類】 ニホンカナヘビ、ニホントカゲ、シマヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ等
- 【両生類】 ヌマガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエル、ニホンヒキガエル、アカハライモリ、ウシガエル等
- 【鳥類】 コゲラ、ヒヨドリ、エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、キビタキ、サンコウチョウ、ハイタカ、ノスリ、フクロウ、サギ類、カモ類、カワセミ等
- 【昆虫類】 オバボタル、ゲンジボタル等

政庁地区では、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」28条に基づき「福岡県鳥獣保護区」に指定され、狩猟が禁止されています。

多様な動物の生息が確認される一方、イノシシをはじめとする鳥獣被害が問題になっています。イノシシは政庁地区でも目撃され、農地の周りにはイノシシの侵入防止柵が巡らされています。地面を掘り起こした跡は史跡指定地の中でも数多く発見されており、整備地の表土が掘り起こされて、復元整備したものが毀損されている箇所もあります。歩行者への被害等も危惧されています。また、蔵司前かんが官衙跡、月山東官衙跡ではモグラが穴を多く開けており、イノシシと同様に、遺跡の保存に影響がでています。農作物の被害軽減を目的とした有害駆除について、市では、『太宰府市・那珂川市広域鳥獣被害防止計画』を策定し、猟友会に箱罾を用いた駆除を依頼しています。一時は本市内で年間約300頭のイノシシが駆除されています。しかし、目撃情報や被害報告は減少していません。

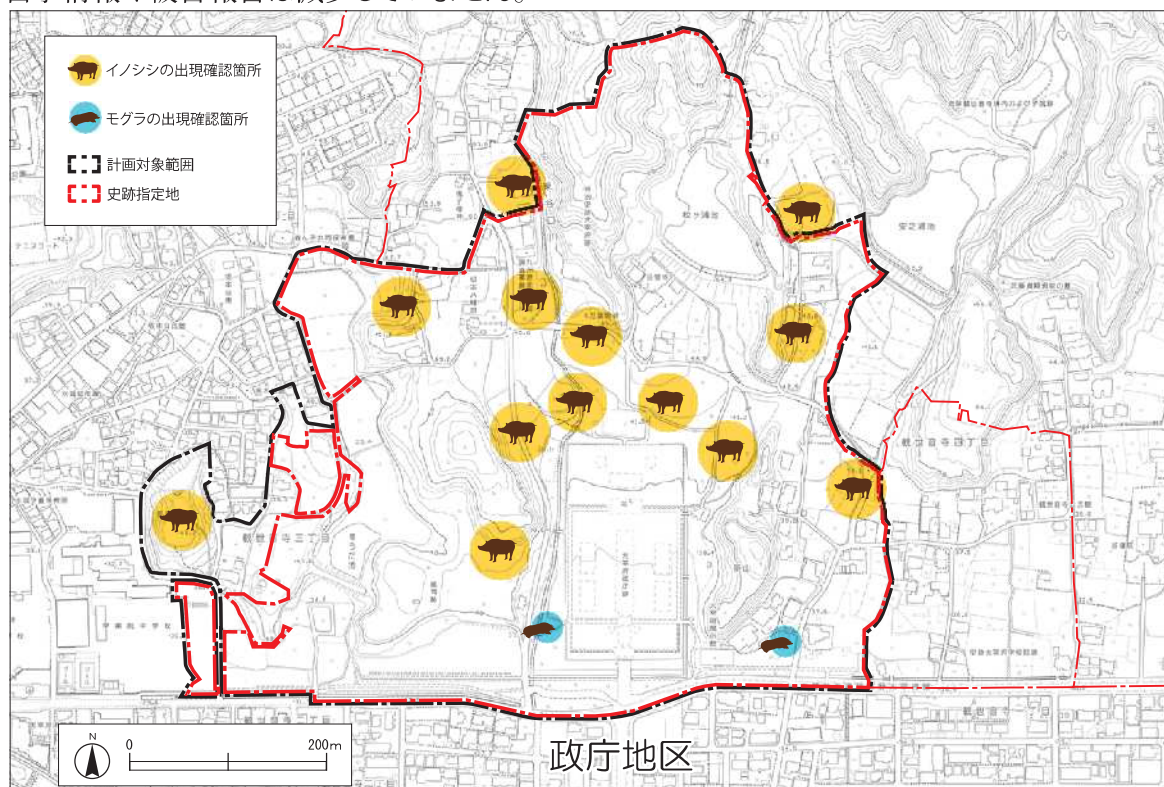


図2-6：イノシシ・モグラの出現確認箇所

(2) 歴史環境

1) 歴史

大宰府は、日本律令国家の対外的役割と軍事の一翼を担い、西海道を統括した古代の律令制下最大の地方官庁です。

大宰府の起源としては諸説ありますが、史料にみえる官名は、筑紫大宰、筑紫大宰帥、筑紫率、筑紫総領等があります。特に筑紫大宰は、日本書紀の推古朝(593～628年)の記事から登場しています。

白村江の戦い(663年)以後、大陸から攻められるかもしれないという緊張の中、天智天皇は、対馬、壱岐、筑紫の国々に防人を配し、水城、山城、烽を設置し防衛網を構築しました。そうした軍事的な緊張感が継続するなかで筑紫大宰が果たした役目は大きいものだったと推測されます。本史跡での発掘調査では大きく3つの時期の遺構が重層的に見つかっており、この600年代後半の遺構は第I期のものとされています。

その後、大宝律令(701年)によって吉備等のほかの大宰は廃止され、筑紫大宰のみが残されて、以後、大宰府として存続します。天平12(740)年には藤原広嗣の乱が起り、大宰府は一時廃止され鎮西府が置かれますが、天平17(745)年には復活します。大宰府は奈良時代に編纂された『万葉集』には「大君の遠の朝廷」として存在し、官庁としての大宰府を含む都市域は『続日本紀』によれば「天下之一都会」とされ、発掘調査により御笠川北側の四王寺山裾には本史跡を中心とした府庁域(官庁街)が広がり、それを包含する形で約2km四方に及ぶ方形の街区を形成した計画都市としての大宰府条坊が成立したことが分かっています。都市には官人子弟の教育機関(学校院)や天皇にゆかりのある寺院(観世音寺・般若寺)、外交使節を迎え入れた客館(特別史跡大宰府跡)など、宮都と同様の施設が備えられ、東アジアの国際標準の都の仕様で築かれた古代日本を代表する都市の一つであったといえます。奈良時代の大宰府政庁は西海道諸国(九州)の行政府の頂点として機能しただけではなく、我が国の古代外交上不可欠な儀礼の空間として成立していました。発掘調査の成果では、600年代後半の第I期の遺構の上に形成された700年代以降の遺構は、第II期のものとされています。

9世紀には対新羅政策の転換があり、以後、外交使節の来訪は止み、代わって唐商人らがやってくるようになりました。一方、博多湾岸にあった筑紫館は鴻臚館と呼ばれるようになり、唐商人の安置・供給を行うようになりました。本史跡に追加指定された大宰府客館も発掘調査の成果からこの段階まで機能していたことがわかっています。

9世紀には旧来大宰府の持っていた西海道内の郡司の採用に対して詮擬する権限が否定されましたが、西海道諸国に対して影響力が大きく落ちることはありませんでした。9世紀から10世紀にかけて、諸国の国庁が機能しなくなる一方で、その後も大宰府は政庁としての機能を維持し続けました。

10世紀前半に起こった藤原純友の乱により、大宰府でも大きな被害と影響がでました。発掘調査の成果により、第II期政庁の遺構を覆うように政庁内で何箇所も焼土層が確認されましたが、その焼土は純友の乱により焼けた時のものと考えられています。しかし、時期を置かず第II期政庁とほぼ同規模で第III期政庁として建て直されたことが調査成果からわかりました。現在の本史跡の政庁跡は第III期の遺構で表現されています。第III期政庁段階には現地赶赴してきた大宰権帥、あるいは大宰大貳といった大宰府官長と地元有力者との結びつきが強まり、後の府官と呼ばれる階層を生み出し大宰府の管内支配に大いに役立ったと思われます。その権勢は12世紀

前半まで続きます。大宰府官長が、永久5（1117）年に大宰権帥に任じられた源重資を最後に大宰府に赴任をしなくなることや、発掘調査により、12世紀前半には大宰府政庁の施設が維持されていないことがわかっていますので、本史跡での官庁の機能は終焉したといえるでしょう。しかしながら、その後も府官らにより場所を移しながら行政的・大宰府機構は維持され、鎌倉時代には九州の御家人を統括した鎮西奉行が大宰府の機能を継承しています。

7世紀後半から8世紀末にかけて宮都や地方官衙が次々と場所を変えて変遷していったことに比べて、大宰府が同じ場所で継続して機能し続けたことは極めて珍しいと言えます。また、形骸化しながらも中世以降に至るまで権威・権力の象徴であったことも注目されます。

2) 大宰府跡の研究と顕彰

本史跡の保護と顕彰は江戸時代に始まります。福岡藩は18世紀後半から都府楼跡（大宰府政庁）の礎石の持ち去りに対して禁令を出し、文政3（1820）年には礎石を改めて調査して記録を残しています。藩の国学者であった伊藤常足は天保12（1841）年に『太宰管内志』全82巻を上梓し、歴史的な大宰府の価値を著しました。

近代になると人々の本史跡の保護と顕彰は石碑の形で表現されることとなります。政庁正殿の中央には、御笠郡乙金村の庄屋であった高原善七郎が世間の本史跡の忘却を憂いて明治4（1871）年に「都督府古趾碑」を建立し、左側の「太宰府址碑」は明治13（1880）年に御笠郡の有志が出資し、福岡県令を務めた有栖川宮熾仁親王が揮毫するなどして建立され、向かって右側には福岡藩西学問所である甘棠館の学長を務めた亀井南冥の関係者が「太宰府碑」を大正3（1914）年に建立し、今に至る政庁正殿跡の景観ができました。

大宰府が現在の地で役割を終えて、建物などが遺跡化したのは、発掘調査の成果によりおおよそ12世紀前半だったと考えられています。その後、本史跡に触れているのは300年ほど時代が下って文明12（1480）年に筑紫に来訪した連歌師宗祇です。彼はその著書『筑紫道記』で、「境内皆秋の野らにて、大きな礎の数を知らず。都府楼の月古へを思ふに、昨日の観音寺の鐘又聞くが如し」と、本史跡のことに触れています。

大宰府についての研究は古くから行われてきましたが、総じて関心の高まりと忘却の繰り返しでした。

18世紀に入ると大宰府への関心が高まります。亀井南冥による大宰府顕彰碑文も作成されました。福岡藩による地誌作成が始まり、貝原益軒による『筑前国続風土記』（元禄16（1703）年）でも「太宰府旧址」の項目を設けて詳述しています。

20世紀前半頃から後半、大宰府の遺跡に再び光を当てたのは、大正7（1918）年に政庁跡の測量調査を行った池上年です。池上は、トランシットやポールを用いて大宰府史跡の正確な測量図を作成しました。その後、九州大学教授であった鏡山猛が大宰府政庁跡の遺構配置の復原を行いました。また、鏡山は大宰府周辺の条里の分析や文書での条坊の記載から、大宰府に条坊制が採用されていたことを、本格的な発掘調査が行われる前に推定していました。小田富士雄は瓦の分析や古代寺院、官衙の研究を進めて考古学研究により大宰府の研究を発展させました。

一方、遺物の面から見ると、大正時代初期からの中山平次郎の活動が注目されます。中山は、本史跡を中心に地表面で採取した瓦を紹介し、それらを研究雑誌で紹介しました。

昭和39（1964）年に刊行がはじまった竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料』の編集・刊行は大宰府文献研究の基礎となるものです。ほかにも大宰府の歴史を通史的に記述した倉住靖彦や大宰府の成立過程に1つの見通しを立てた八木充の研究が挙げられます。

本市は、平成4（1992）年の市政施行十周年を機に『太宰府市史』の刊行を始めました。資料編9冊、通史編3冊、通史編別編『「古都太宰府」の展開』1冊、年表編1冊の全14冊に、大宰府の多角的な視点での研究成果が記述されています。

また、近年、大宰府の都市部にあたる大宰府条坊跡の調査が進み、大宰府の都市部の様相が明らかになってきました。それにより大宰府の成り立ちや変遷については通説を見直す成果があがってきました。大宰府は、唐・長安城を範とした「大宰府条坊」と呼称している碁盤目の街割りが約2km四方に広がっていました。街の中央北端に大宰府政庁が位置し、その南には官庁街への入り口となる朱雀門すざくもんがありました。朱雀門から南には大宰府条坊のメインストリートである幅36mすざくおおじの朱雀大路がのび、官人や外国使節、商人らが行き交いました。朱雀大路の南の端には羅城門があったと推定されています。碁盤目の一区画は約90m四方の広さで、南北に22区画あり、東西は朱雀大路の東に12区画、西に8区画ありました。本史跡の南辺で発見された蔵司跡の築地跡や月山東官衙跡の東西方向に延びる溝や柵の跡は、条坊の四条に従って施工された施設であったことが、近年の調査研究によって知られるようになりました。

本史跡を含む遺跡としての調査研究の成果や整備方針の策定にあたっては、福岡県が昭和43（1968）年に設置した大宰府史跡調査指導委員会（現大宰府史跡調査研究指導委員会）で各分野の専門家により検討・検証が行われてきました。それとともに昭和48（1973）年に開館した九州歴史資料館が、本史跡の発掘報告書とは別に昭和50（1975）年より「研究論集」を刊行して調査研究の成果を公表し（現在も継続中）、昭和58（1983）年には九州歴史資料館開館十周年記念「大宰府古文化論叢」を刊行して、各分野での専門家による当時の大宰府の学術的な評価を集大成しました。その後、平成30（2018）年に大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会が「大宰府の研究」を刊行し、調査研究の成果を更新しています。

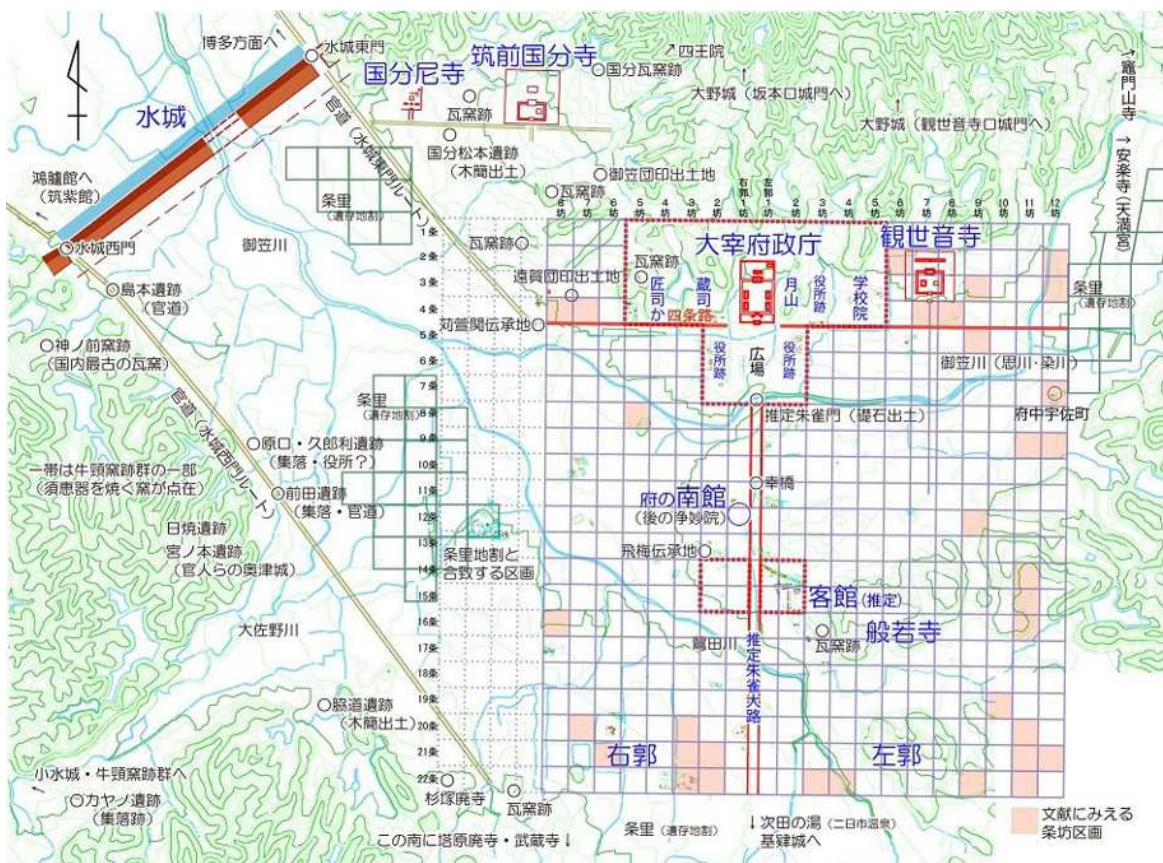


図2-7：大宰府条坊

3) 日本遺産認定と「令和」

文化庁は平成27(2015)年4月に、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを、有形・無形の文化財と組み合わせた「日本遺産」制度を立ち上げました。本市では3つの特別史跡を含む構成文化財からなる「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」として単独で認定を受けました。本史跡はその構成文化財として位置付けられ、その後、広域的な観点で捉えなおし、本市及び周辺6市町に対象を広げたシリアル型として令和2(2020)年6月に認定を受けました。本史跡を中心とした研究成果を積極的に観光に資する形で情報発信するという新しいステージを迎える形となりました。その中で令和6(2024)年に文化庁に提出した日本遺産の「地域活性化計画」において、大宰府展示館が周遊拠点として位置付けられ、活用面での重要性が増す形となりました。しかし、令和7(2025)年2月の文化庁の発表により、日本遺産の認定から外れ候補地域に移行しています。

この間に元号が「平成」から「令和」に変わり、「令和」の典拠が『万葉集 巻第五』に収録されている、大宰帥であった大伴旅人が残した「梅花歌卅二首并序」であると知られたことから、俄然大宰府が令和発祥の地として注目されることとなりました。これまでの大宰府に係る万葉研究の成果として知られていた大伴旅人役宅の推定地の一つで、本史跡にある「坂本八幡宮」と至近にある大宰府展示館に、見学者が多く訪れることとなりました。このような流れを受けて、大宰府展示館での展示や史跡解説にあたっては、「万葉」や「西の都」に係る情報を盛り込んだ形に変わることとなりました。このように平成から令和にかけて本史跡を取り巻く社会的な環境が大きく変化したといえます。

5) 風景

政庁地区、なかでも政庁跡は北側に四王寺山、東側に月山、西側に蔵司地区の丘陵に三方が囲まれて、南は広く開けています。平野部よりも標高が高いため、水はけが良い土地だったと考えられます。現在に至るまで大きな地形改変は見られないため、古代の政庁もこのような空間構成だったと推測できます。

政庁が廃絶した12世紀以後、大宰府の遺跡化が各時代の紀行文から確認できます。多くの紀行文の中には、かつてここに大宰府があった歴史に思いを馳せることのできる場所であったことが記されています。

中世の様子については、連歌師宗祇が著した『筑紫道記』の文明12(1480)年の宰府周辺の件に触れており、是齋重鑑著『九州下向記』の慶長3(1598)年の宰府周辺の名所を視察する件にも本史跡のことが記されていました。これらの紀行文には、本史跡には、広大な野中に礎石が点在し、名のある山並みがるかに見渡せ、観世音寺の鐘の音が聞こえる様が描かれています。



図2-9：『筑前名所図会』西都図第三都府楼跡 月山 蔵司 福岡市博物館蔵

近世の紀行文には多くの人に政庁跡が名所として認識され始め、来訪の記念に散在する古瓦を持ち帰るなどの慣習があったこと等が記されています。また紀行文には政庁跡の挿図として、田圃の中に礎石が残る様が描かれています。

図2-9の奥村玉蘭おくむらぎょくらんによる『筑前名所図会』では、都府楼跡として、月山、蔵司も描かれています。近代の様子は絵葉書からうかがい知ることができます。図2-10では、正殿の東側に田畑が残っており、図2-11の絵葉書には、政庁跡の奥に日菅寺の御堂が見え、本史跡が人々暮らしの身近な存在であり、人と遺跡が共存してきた歴史を今に伝えています。



図2-10：絵葉書 都府楼の跡 個人蔵



図2-11：絵葉書 都府楼 個人蔵

右上のキャプションに「陽は和やかに、薫風静かに流れる追憶の地、都府楼跡。」とあります。

戦後、昭和25（1950）年には、水城村が国に対して、3ヶ年にわたり当時の政庁跡の史跡整備のための補助金を申請しています。この時に既に地元として本史跡の景観を良くしていこうとする強い意識があったことがわかります。

昭和40年代から開始された史跡整備では、正殿跡からの寺院の移転、田畑の公有化、道路の付け替え、周辺宅地をなるべく見せないように遮蔽するための植栽の推進等を進めるなど、史跡として一体感がある景観の創出を目的として事業が進められました。それらの整備により従前の人と遺跡の共存を想起させる雰囲気は政庁跡では少なくなりましたが、それを取り巻くバッファゾーンにおいては、人と遺跡の共存が続く空間として推移して来ました。

現在、本史跡の政庁跡に立つと、周辺の山々の緑豊かさや、三方を囲まれているため騒音も少ないことなどに気づきます。政庁跡を訪れる人に聞くと、「政庁跡はとても落ち着く空間です」と言われます。景観に加えて、立地、地形、自然、歴史など多くの要素を内包して、風景が成り立っていることがわかります。これらの史跡整備地の環境を保つために活躍しているのは、保存協会と地域の人々で、草取りや草刈り等によって、本史跡の風景が保たれています。こうした人々の活躍によって、散歩や休息を楽しむ人々の姿が古代大宰府の風景に溶け込み、本史跡の心地よい空間の創出に繋がっています。



写2-2：政庁跡からの風景（四王寺山を望む）



写2-3：政庁跡からの風景（^{きざん}基山と天拝山を望む）

(3) 社会環境

1) 土地利用

政庁地区は、政庁跡を中心に積極的な整備が行われ、広く一般公開されています。地区内には私有地も残されており、史跡整備地と住宅、農地、山林、社寺等が相まって、多様な土地利用で構成される史跡となっています。

●史跡整備地（復元整備箇所、緑地・広場等）

政庁地区の史跡整備地は、大きく復元整備箇所とその周辺の緑地や広場等に分けられます。

復元整備箇所は、大きく政庁跡、蔵司地区（蔵司前面官衙跡）、月山東地区に分けられます。政庁跡は遺構の平面復元が施され、一般公開されています。緑地・広場等は、政庁跡周辺に配置され、便益施設が配置されるほか、緩衝地帯としての役割を担っています。史跡指定地を辿る人々が四季の変化を楽しめるように、後述する保存協会のボランティア「ゆづるはの会」により万葉植栽として菖蒲等が植えられています。

公有化が進められる中、公有地の未整備箇所が増えています。

●山林

山林は、政庁地区にのみ残されています。スギ・ヒノキの2次林で木材等生産機能は求められない区域です。政庁跡の東側に月山、西側に蔵司、北側には四王寺山から連なる山林が控え、政庁跡を包むように山林が展開し、緑の環境を形づくっています。なお、『太宰府市森林整備計画』では、保健文化機能維持増進森林とされています。

●住宅

政庁地区において、住宅が比較的多いのは月山の東側一帯であり、次いで多いのは坂本八幡宮周辺です。加えて、史跡指定地外の保護を要する範囲にも住宅が点在しています。

●農地

農地は、政庁地区にのみ残されており小規模ながら営農が続けられています。政庁地区で現状行われている営農活動は地下の遺構に影響を及ぼさないため、遺跡の保存に問題はありません。逆に営農活動の継続が史跡指定地の景観を維持保全する上で有効です。政庁跡で昭和40年代の史跡整備の際に放たれたホタルの生息も確認されており、良好な環境が維持されています。

●社寺

政庁地区に位置する社寺は、蔵司の北に坂本八幡宮、政庁跡の北に日菅寺と月山の東に仏心寺があります。坂本八幡宮は約450年前から坂本の氏神として鎮座しています。

日菅寺は江戸時代後期に開山した寺であり、「都府楼古蹟の保存・復元への願いと、四王寺山で繰り広げられた合戦の鎮魂のために建てられた」とされています。元々日菅寺は現在の政庁跡正殿の西側にあったものを、現在地に移設しています。仏心寺は、僧であり俳人でもあった河野静雲（こうのせいうん）（明治20（1887）年～昭和49（1974）年）開山の寺です。

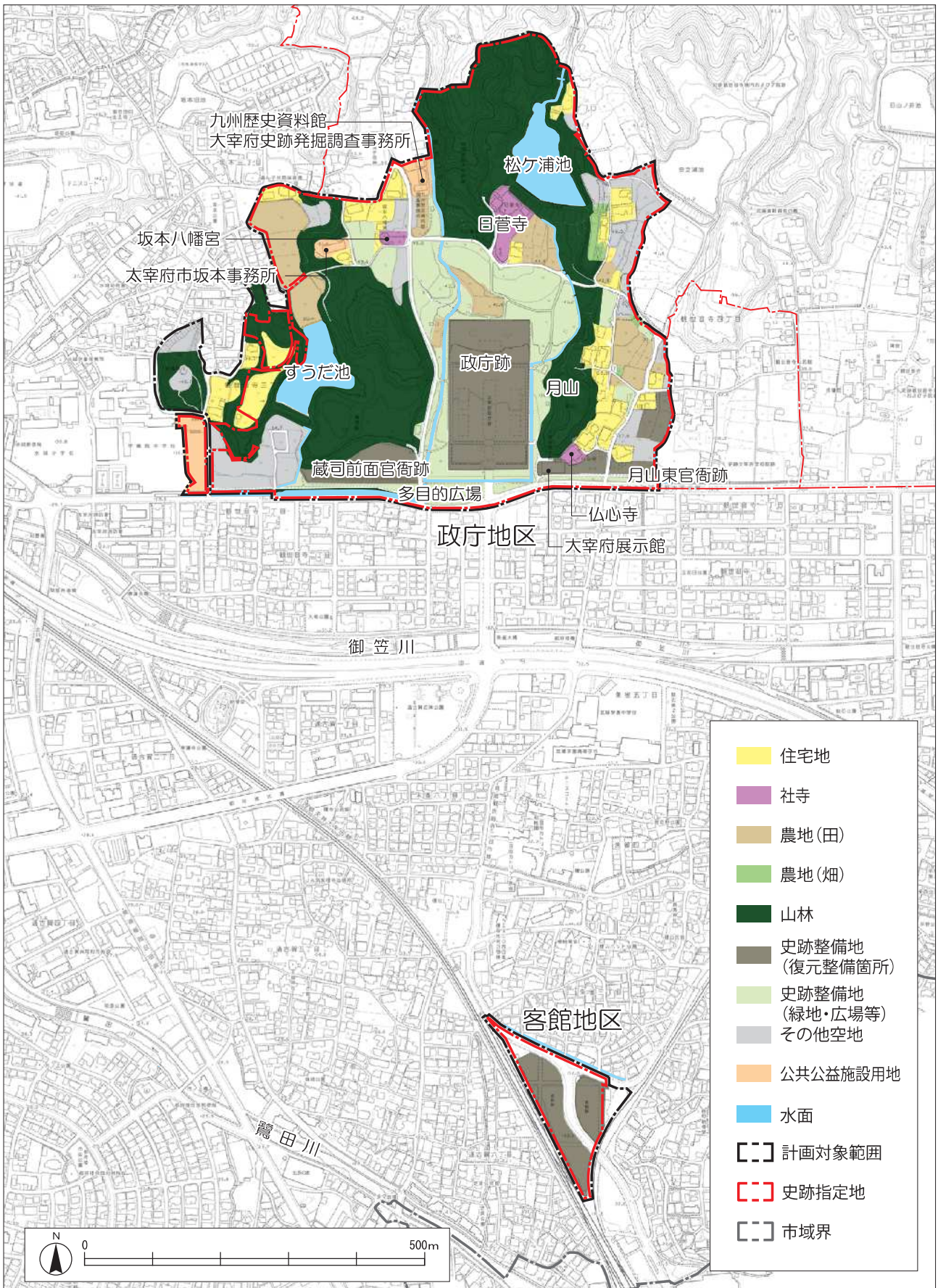


図2-12：土地利用区分／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

2) 建物現況

政庁地区に位置する建物は、住宅、社寺、史跡に関連する施設等に分けられます。

住宅は、多くが1、2階建ての戸建て住宅です。比較的広い敷地に主屋と付属屋を構える住宅も多く見られます。太宰府市民遺産に認定された芸術家富永朝堂のアトリエ「吐月叢」をはじめ築50年を超える伝統家屋も存在します。

社寺は、坂本八幡宮の本殿と拝殿、日菅寺や仏心寺の本堂と庫裏等です。

史跡に関連する主な施設等としては、大宰府展示館、九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所、太宰府市坂本事務所が挙げられます。このほかに点在する小さな建物は主に四阿や公衆トイレです。主要地方道筑紫野太宰府線沿いにはバス停「大宰府政庁跡」が設けられ、本史跡を訪れた人々の起点となっています。

客館地区に位置する建物は、業務施設、史跡に関連する施設等に分けられます。

業務施設は、西日本鉄道株式会社（西鉄）保線課二日市詰所です。

史跡に関連する施設等は、展望所を備えた便益施設です。1階はトイレ、防災倉庫です。客館跡側の壁面には客館跡に関する解説文やイラストが記されています。

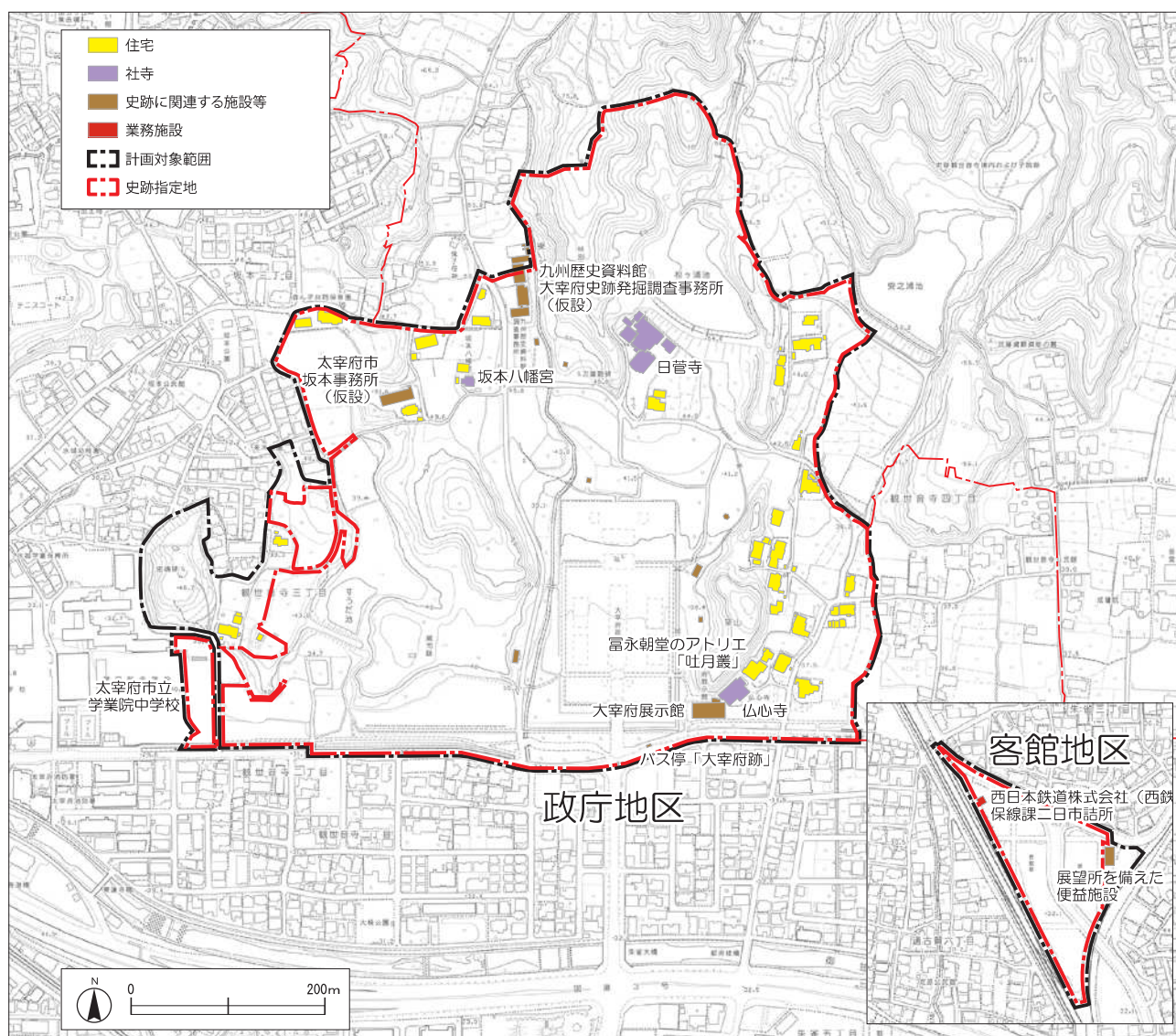


図2-13：建物現況／市資料

3) 行政区

政庁地区に暮らす住民は、行政区の坂本と観世音寺に属しています。人々は、各行政区の清掃活動等に参加しており、こうした活動は史跡指定地の維持管理にも貢献しています。また、住民の中には作業員や見廻り監視員として史跡指定地の維持管理を担う方も存在します。

一方、客館地区は更地のため市民の居住はありません。芝原の行政区に属しています。

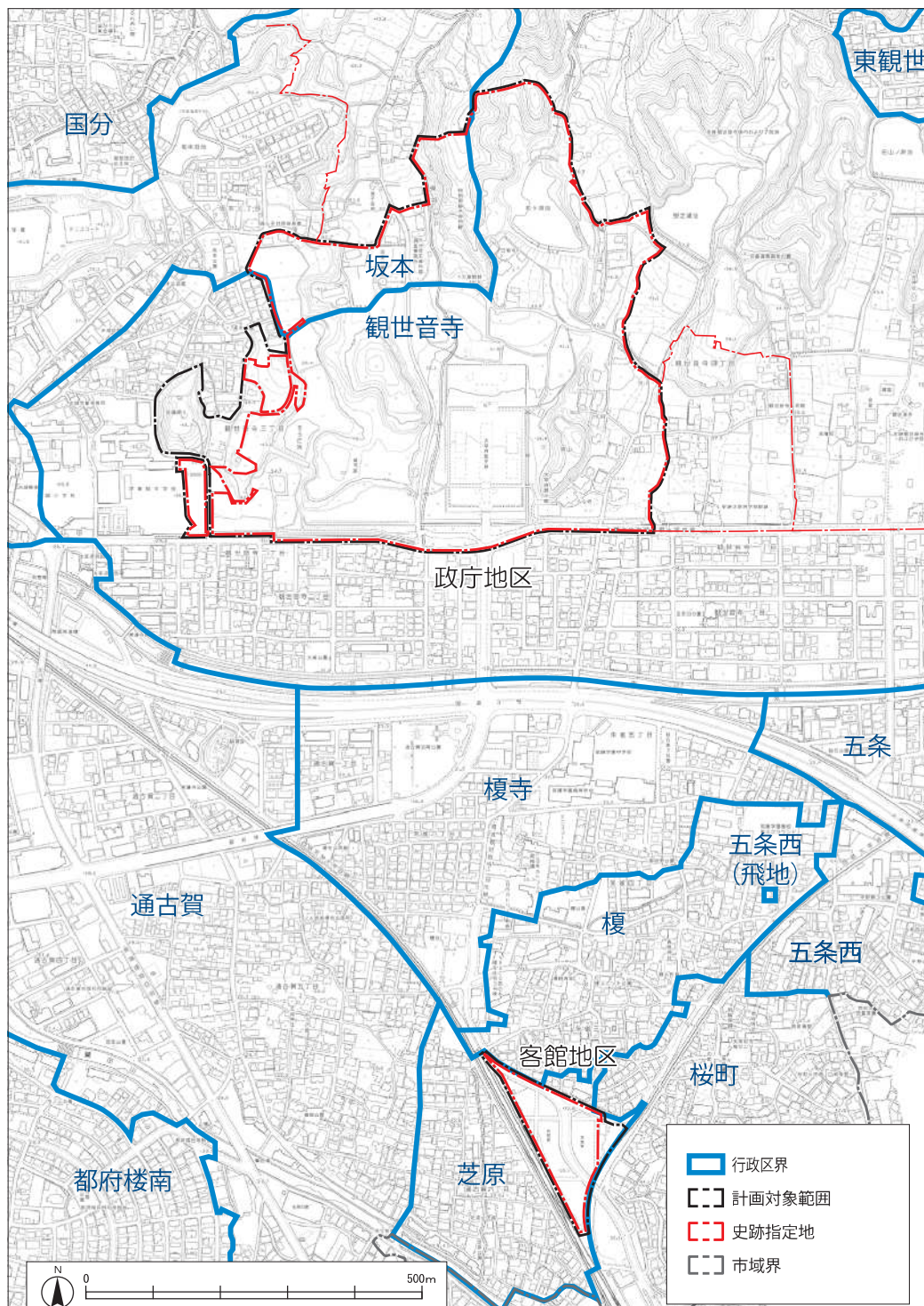


図2-14：行政区／市資料

本市は、令和4年度、坂本と観世音寺の行政区の皆さんを対象としてヒアリングを行っています。以下、その概要です。

<調査の概要>

場所：坂本公民館、観世音寺公民館。

日時：それぞれ12月24日（土）、3月25日（土）。

<主な意見>

●大宰府跡の歴史的景観・環境の保全・継承について

- ・蔵司側の樹木はいくつか伐採されて綺麗になっている。月山も山のラインが見えるように間伐した方がいい。
- ・政庁跡入口の池の水が、7～9月にかけて臭う。水草で覆われ、水面も見えない。
- ・約40年前に植えた樹木が繁茂し、見通しが悪いところもある。木の根が舗装を凸凹させる要因にもなっている。

●大宰府跡の活用について

- ・史跡と住民、観光客の良好な関係が必要。ランドデザインを描く時には、市民が喜び、観光客も来てくれるウィンウィンな計画づくりをして欲しい。
- ・史跡指定地内を散策する人がゆっくり歩ける環境ができるとよい。歴史の散歩道が来訪者の主要な回遊動線になればいいと思っている。
- ・史跡指定地内の通学路をはっきり示してほしい。
- ・多目的広場に車が集中している。史跡の活用を推進すると、ますます問題になると思う。
- ・政庁通りの渋滞が目立つ。住民のことも考えた整備を進めて欲しい。
- ・点的な整備ではなく、政庁跡、客館跡、太宰府天満宮等をつなぐ線的な考え方が必要と思う。歴史の散歩道等、周辺を含めた回遊ルートを一連で考えていくべき。
- ・フードトラックの社会実験等行われているが、人が増えると、ゴミの対応を考えるべき。
- ・古いトイレは、ユニバーサル対応のものに変更すべき。
- ・南門だけでも復元できれば雰囲気が変わると思う。ランドマークも必要と思う。

●その他

- ・イノシシが昼にも出てくるようになっている。対策に取り組んで欲しい。
- ・説明の機会を作ってもらえたのはありがたいと思っている。工事に入るときにも説明会をして欲しい。
- ・環境保全のためにはコミュニティが重要。地域を盛り上げるような支援を充実して欲しい。
- ・各種市民団体、庁内連携、文化スポーツ振興財団との連携にも取り組んで欲しい。
- ・教育委員会と連携し、小学生や中学生の郷土教育を充実させてほしい。

4) 交通

本史跡を訪れる人々の身近な公共交通手段となるのが、電車、公共バス、タクシーです。

政庁地区と客館地区の史跡指定地内には、ともに道路が通り、自動車や歩行者の回遊動線としての役割を担っています。

●鉄道

政庁地区と客館地区の最寄り駅は、西鉄天神大牟田線の都府楼前駅（政庁地区から徒歩12分、客館地区から徒歩16分）と西鉄二日市駅（政庁地区から徒歩23分、客館地区から徒歩4分）、JR鹿児島本線の都府楼南駅（政庁地区から徒歩28分、客館地区から徒歩18分）と二日市駅（政庁地区から徒歩35分、客館地区から徒歩18分）です。

●公共バス

主要地方道筑紫野太宰府線（通称：政庁通り）にバス停「大宰府政庁跡」があります。バス停には市内各所を巡る太宰府市コミュニティバス「まほろば号」、福岡市内の主要箇所と本市とを結ぶ西鉄ライナーバス「旅人」が停車します。

●道路

政庁地区には、市道が整備され、一部が歴史の散歩道に位置付けられています。

多目的広場に入る市道216／蔵司1号線から北に延伸する政庁跡の西側を通る道は、昭和42（1967）年の史跡整備で設置した園路であり、道路法に基づくものではありません。政庁跡北側を東西に横断する市道638／坂本・前線、213／月山・大裏線、215／観世音寺本線は平成7（1995）年に市が整備した太宰府天満宮から水城跡に連なる「歴史の散歩道」の一部に位置付けられています。

客館地区に係る道路は、県道観世音寺二日市線と一級市道1572／御垣野・隈野線の共用箇所です。政庁地区と客館地区を結ぶ主要な道路として、現在県による整備が進展中です。この路線は歴まち事業でも整備を推進しており、新たな観光ルートの開発等に期待が寄せられています。

5) 歩行者

本市は、令和4年(2022)度、政庁跡や客館跡とその周辺の歩行者交通量の調査を行いました。

<調査の概要>

調査箇所：政庁跡への出入口8カ所(E1~E8)、政庁跡周辺の道路・園路3カ所(D1~D3) 客館跡1カ所。

調査手法：調査箇所に調査員を配置し、移動する歩行者の数を1時間ごとに記録。

調査日時：8月28日(日)、10月16日(日)、1月22日(日)、3月11日(土) 9時~17時。

※1月22日は雨天により14時に中断

<結果の概要> ※図は、歩行者が最も少なかった8月と最も多かった3月の状況

- 気候が良く、天気の良い日に、歩行者が増加し、回遊性も高まる傾向が見られた。
- 政庁跡正面の出入が最も多く、次いで政庁跡と大宰府展示館を結ぶ動線の出入が多い。
- 政庁跡の東側や北側からの出入も比較的多い。政庁跡周辺の回遊性も高い。
- 政庁跡北側からの出入は、草刈りの状況に応じて、増減が見られる。
- 月山東官衙跡や蔵司跡に向かう人は、気候が良い時期であれば増加する。

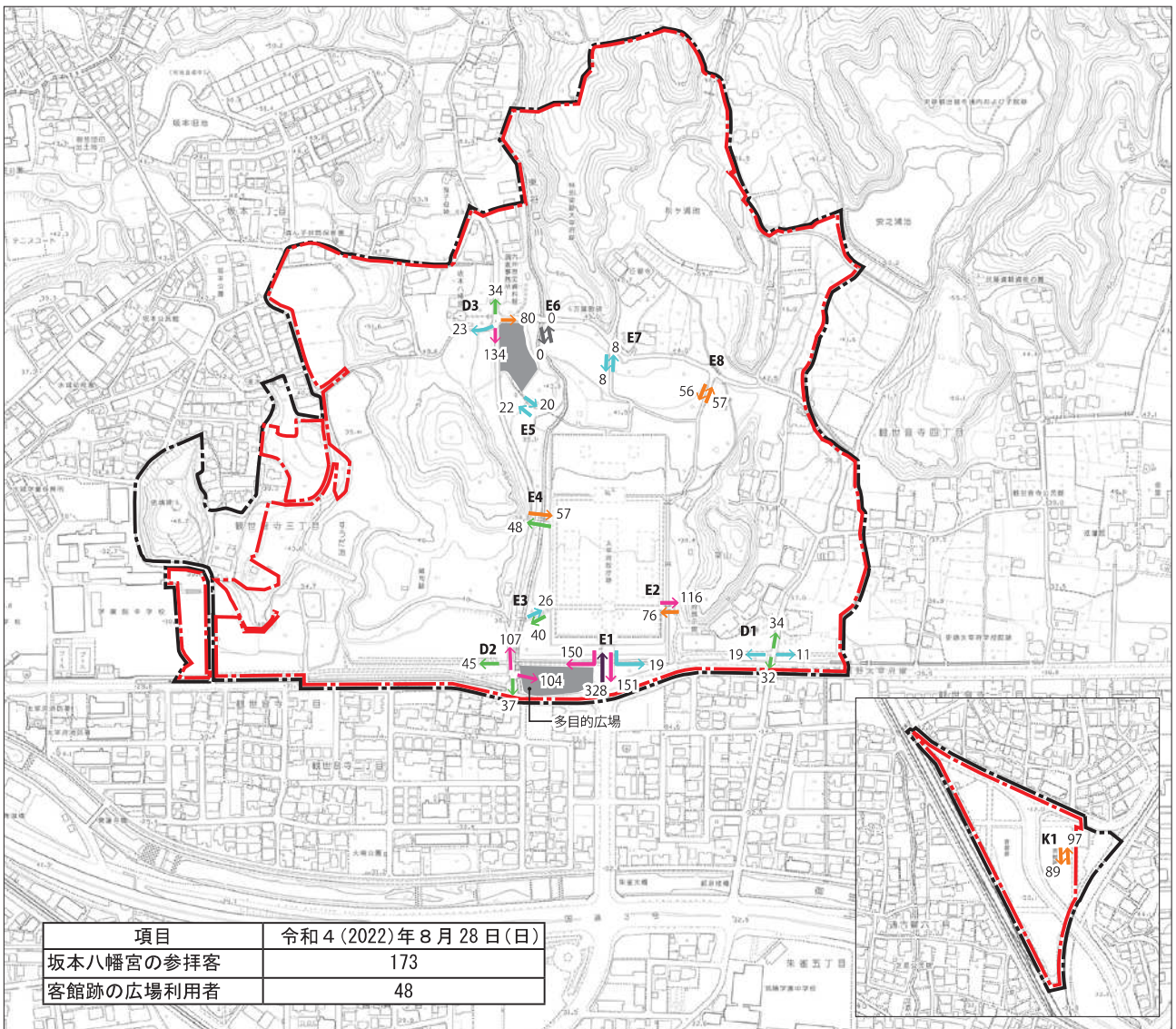


図2-16：歩行者交通量（令和4（2022）年8月）

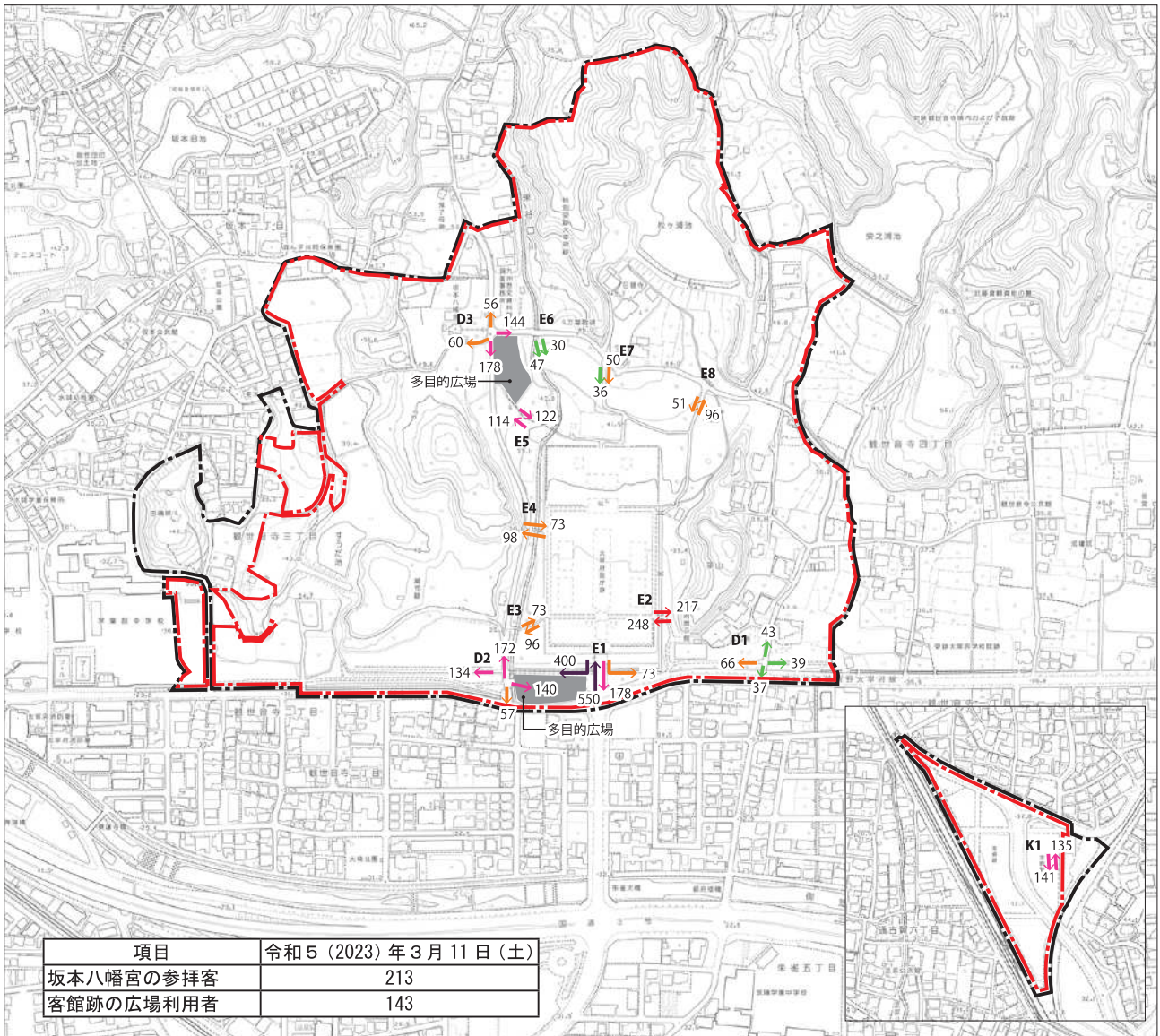


図2-17：歩行者交通量（令和5（2023）年3月）

6) 法規制状況

●文化財保護法

本史跡は文化財保護法により特別史跡に指定され、政庁跡の北側から東側にかけては観世音寺境内及び子院跡、大宰府学校院跡の史跡指定地に接しています。そして、史跡指定地外の広い範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。本市では市内全域を周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱っています。

史跡指定地では、現状を変更する行為を行う場合は現状変更申請を行い許可を得なければなりません。例えば、史跡指定地内で工事等を行う場合は、事前に現状変更許可申請書の提出が必要です。

周知の埋蔵文化財包蔵地では、工事等を行う場合、事前協議が必要です。工事の内容により確認調査や発掘調査が必要となる場合があります。また、市との協議や県への届出・通知が求められ、埋蔵文化財への影響の有無により発掘調査や立会調査の対応、慎重工事の実施が必要となります。

また、本史跡の周辺には、古代から中世に大宰府政庁を核として整備された都市である大宰府

条坊跡が広がり、地下に多くの遺構が残っています。大宰府条坊跡の範囲内において本史跡と密接な関係があると判断される遺構が確認された場合は、状況に応じ保存についての協議や追加指定についての協議が必要となる場合があります。

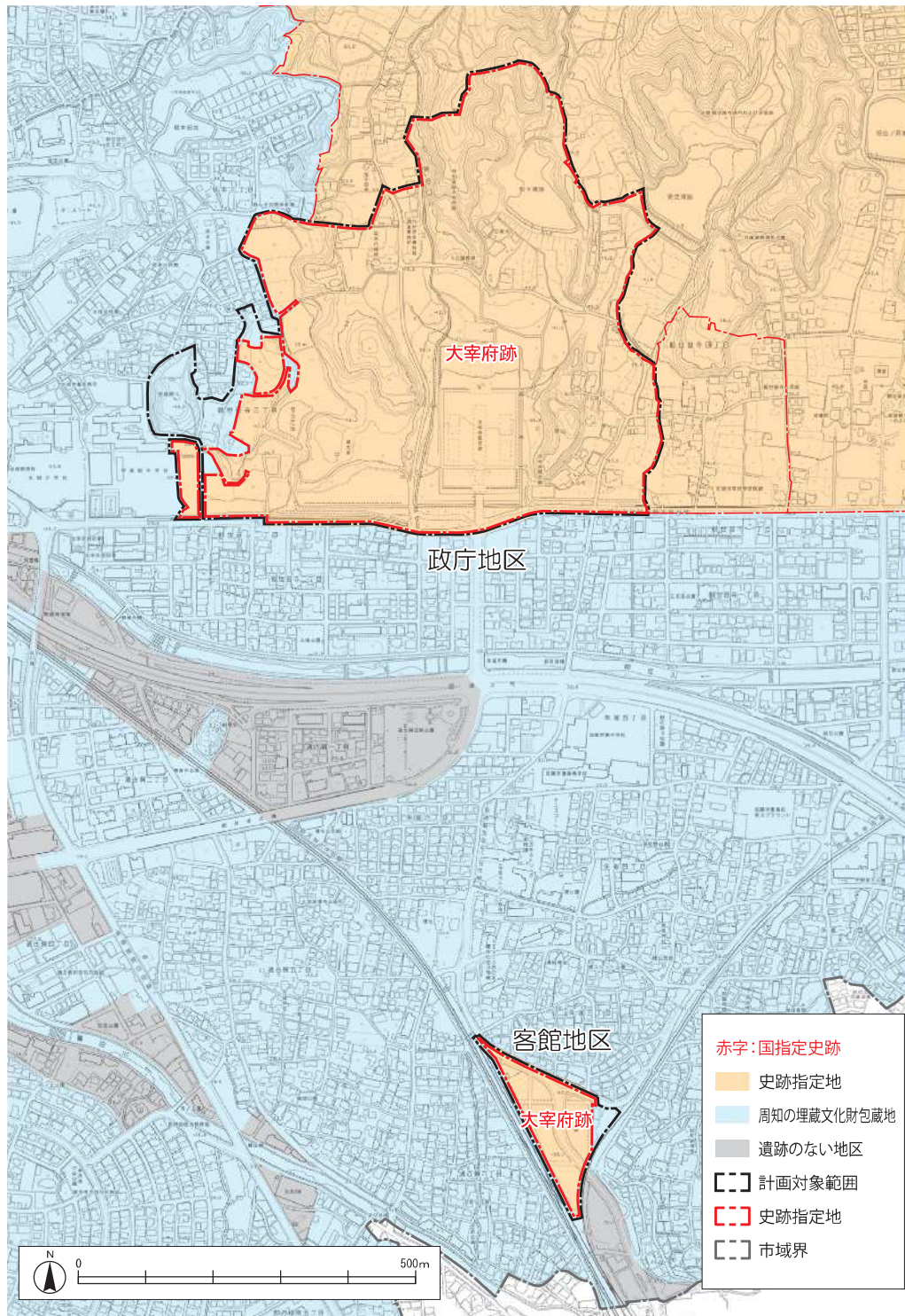


図2-18：指定史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地／埋蔵文化財区分地図 一部加筆

●景観法

本市は、平成22（2010）年度に総合的な景観施策を定めた『景観まちづくり計画』と景観法に基づく『景観計画』を策定、平成23（2011）年4月1日には「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を施行しました。全市的な景観形成とともに、景観上重要で、積極的に良好な町並みの保全・創出を図る地区に対しては、景観育成地区を設定し、景観誘導を図っています。

<景観計画区域>

政庁地区は景観計画区域の「山並み共生区域」と「遺跡共生区域」、客館地区は「平坦市街地区域」内に位置しています。それぞれ景観形成の方針、景観形成基準、届出対象行為の設定等行っています。

「山並み共生区域」は、農業等の生産環境が緑を保全・創出・再生することによって、四王寺山等の山並みと生業が溶け合うような景観形成を目指しています。

「遺跡共生区域」は、集落や住宅団地等が低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、本史跡等の遺跡と一体化した景観形成を目指しています。

「平坦市街地区域」は、条坊の地割等を受け継いだ秩序ある市街地の区域であり、歴史や文化を感じることで秩序ある市街地景観の形成を目指しています。

<景観育成地区>

政庁地区が「人と遺跡の共存史地区」と「天満宮と宰府宿地区（政庁通りゾーン）」内に位置しています。それぞれ景観育成の方針、景観育成基準、届出対象行為の設定を行い、上記景観計画区域への上乗せの景観誘導に取り組んでいます。

「人と遺跡の共存史地区」は、山並みと農村集落、住宅団地等の調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の重層を物語る景観育成を目指しています。

「天満宮と宰府宿地区」は、さいふまいの道筋であった政庁通りをはじめとする旧道を中心に、それぞれの歴史と伝統を尊重した景観育成を目指しています。

<景観重要道路・景観重要河川>

本市は、景観計画に基づき、市内における道路・河川の中から主要なものを景観重要公共施設に位置付けています。

本史跡の周辺に位置する景観重要道路は、政庁通り、朱雀大通り、国道3号、どんかん道、県道581号、県道112号です。

また、本史跡の南を東西に流れる御笠川が景観重要河川に位置付けられています。

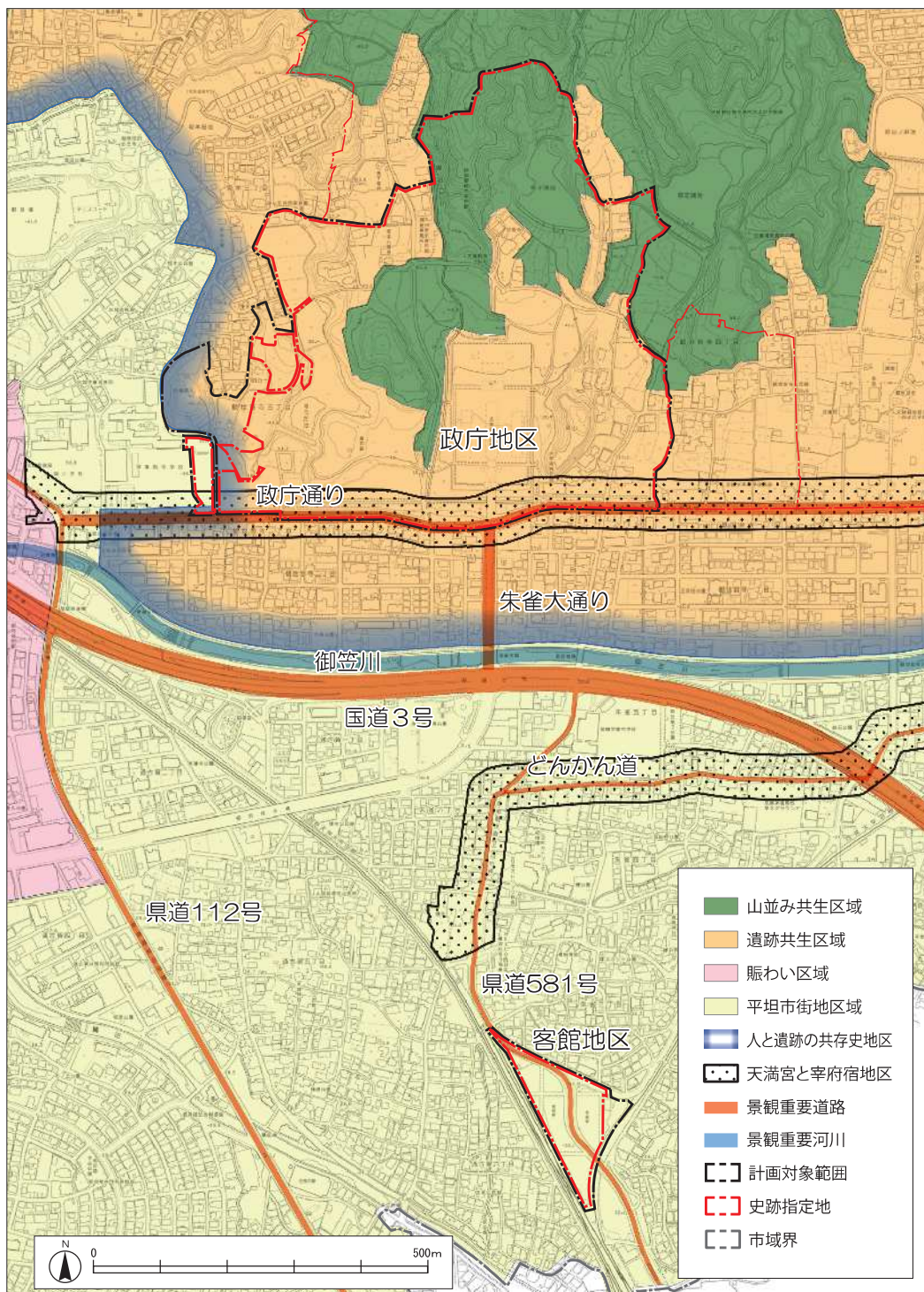


図2-19：景観計画区域、景観育成地区、景観重要公共施設／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

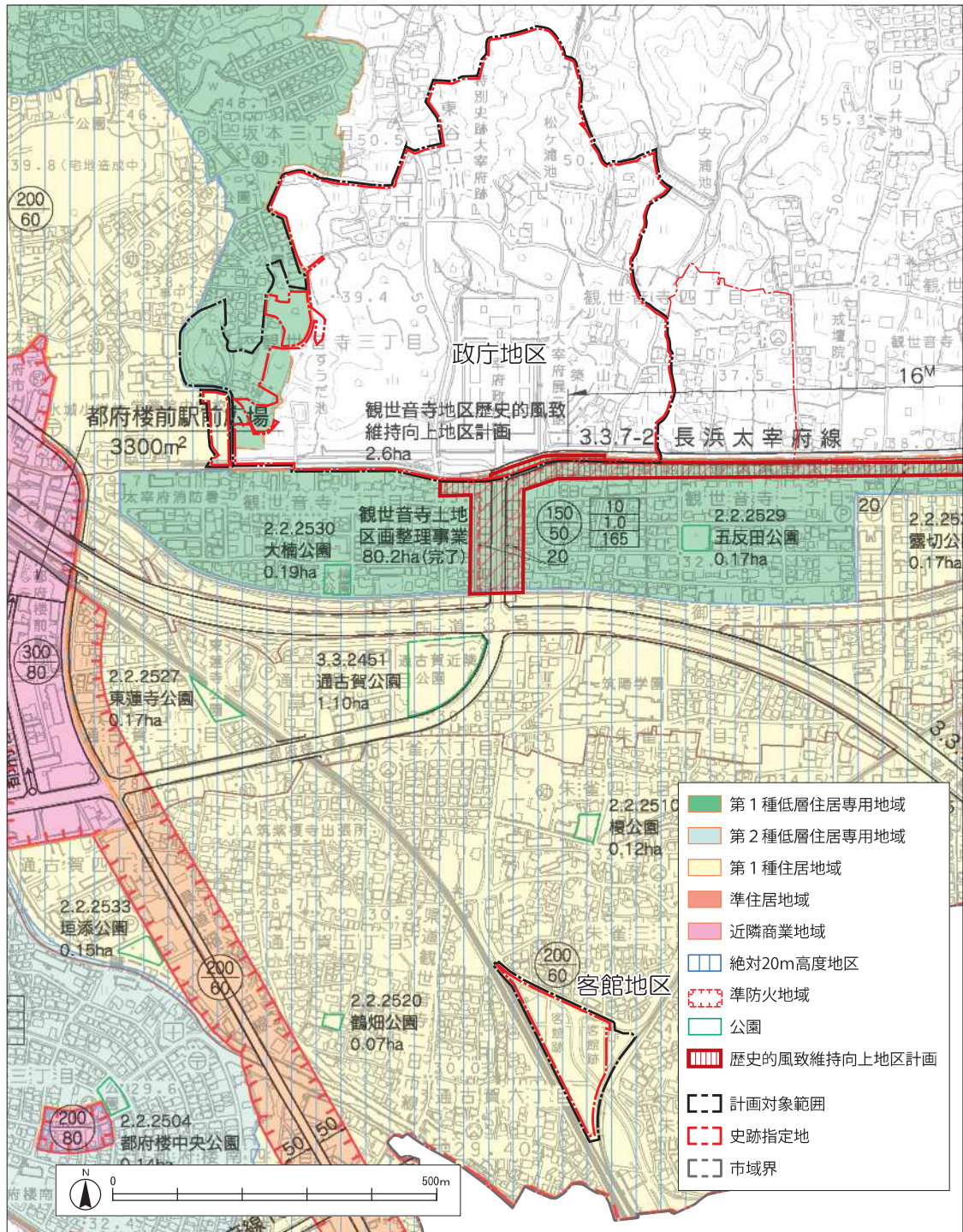
●都市計画法

市域約2,960haのうち、約76%に当たる約2,253haが都市計画区域です。区域区分により約1,182haを市街化区域、1,071haを市街化調整区域として土地利用の規制誘導を図っています。

政庁地区は、史跡指定地の殆どと北側と東側が市街化調整区域、南側は建築物の高さ制限10mの第一種低層住居専用地域、西側は建築物の高さ制限10mの第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域が存在しますが、第一種住居地域は大宰府市学業院中学校の校庭の一部であり、建築物の高さ制限20mの規制誘導も図られています。

また、平成28(2016)年には、大宰府政庁跡周辺へ「さいふまいり」の道筋にふさわしい専用店舗を立地させ回遊性を高めようと、主要地方道筑紫野太宰府線(通称:政庁通り)沿道南側について、全国で初めて「歴史的風致維持向上地区計画」(通称:歴まち地区計画)を都市計画決定し、「福岡広域都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例」に基づき、建築物等の用途の緩和、建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限を図っています。

客館地区の周辺は、第一種住居地域に加えて、建築物の高さ制限20mの規制誘導が図られています。



●自然公園法

市内北部の宝満山一帯と四王寺山一帯が「太宰府県立自然公園」の指定を受けています。

太宰府県立自然公園は、福岡県を代表する自然の風景地として、県知事の指定によるものです。宝満山（標高829m）及び三郡山系を含む地域であり、各地に城跡、神社仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る自然公園として、昭和25（1950）年5月13日に指定されました。その範囲は本市と飯塚市・宮若市・大野城市・筑紫野市・久山町・宇美町・篠栗町・須恵町、総面積は16,568haに及びます。

政庁地区は、史跡指定地の殆どが自然公園普通地域に指定されています。自然公園法に基づき「工作物の新築、改築、増築」「鉱物や土石の採取」「河川、湖沼の水位・水量の増減」「広告物の設置・表示」「水面の埋立等」「土地の形状変更」の各種行為を行う場合には事前の届出が必要です。

なお、客館地区は、自然公園法の規制は適用されていません。

表2-2：太宰府県立自然公園区域（普通地域）の概要

地域区分	説明	行為規制の概要
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む）。	事前届出制

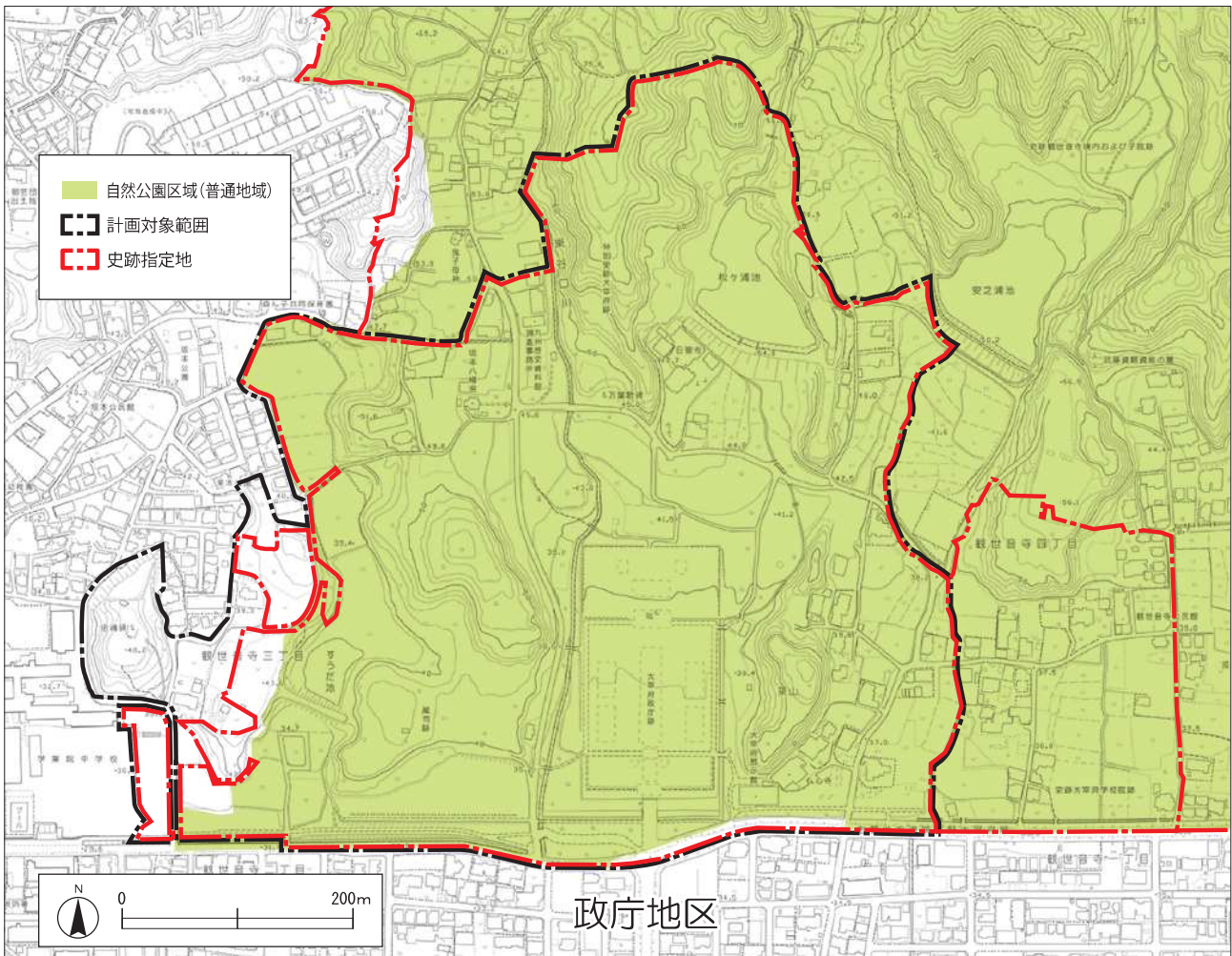


図2-21：太宰府県立自然公園区域（普通地域）／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

●森林法

政庁地区には、森林法に基づく保安林と地域森林計画の民有林が存在します。

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。これら森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。政庁地区北側の一部が保安林に指定されています。

地域森林計画に定められる民有林は、その伐採面積に応じて、隣地開発の許可申請、事前相談、届出書の提出が必要となります。月山、松ヶ浦池とすうだ池周辺がその対象となっています。

なお、客館地区は、森林法の規制は適用されていません。

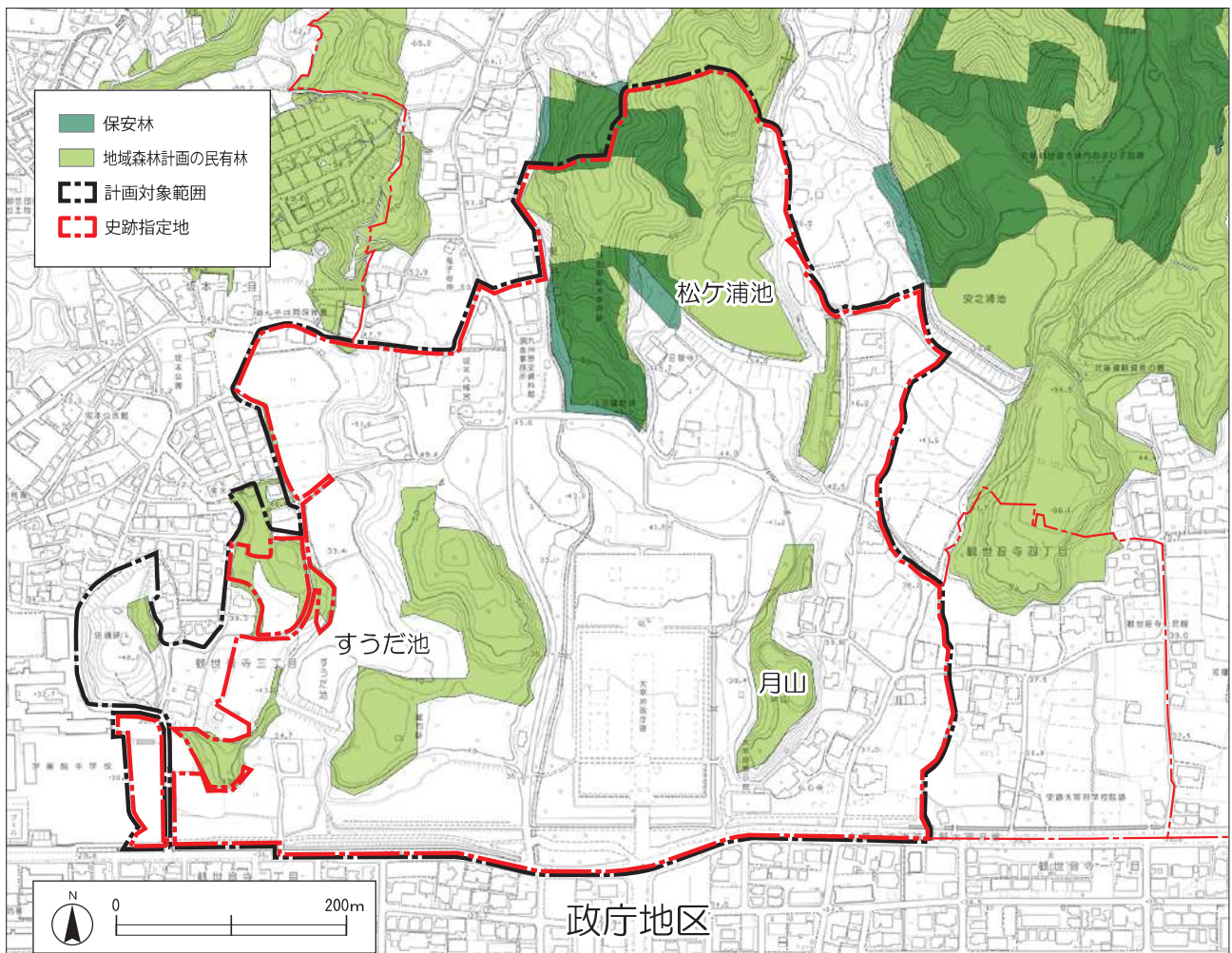


図2-22：保安林と地域森林計画の民有林／『平成24（2012）年都市計画基礎調査』 一部加筆

●土砂災害防止法

政庁地区の月山と松ヶ浦池東側が、急傾斜地の崩壊の特別警戒区域と警戒区域に、そして太宰府市立学業院中学校の北側の一部が警戒区域に指定されています。月山東の住宅がこの特別警戒区域に含まれており、一部で蛇籠^{じゃかご}による土留めが行われています。また、土石流については、松ヶ浦池の北側、坂本の集落一帯が警戒区域に指定されています。

令和5（2023）年には集中豪雨の影響で月山東地区の斜面地で崩落が発生しました。令和6（2024）年度には災害復旧事業によって法面の補修を行っています。

なお、客館地区は、上記警戒区域等には含まれていません。

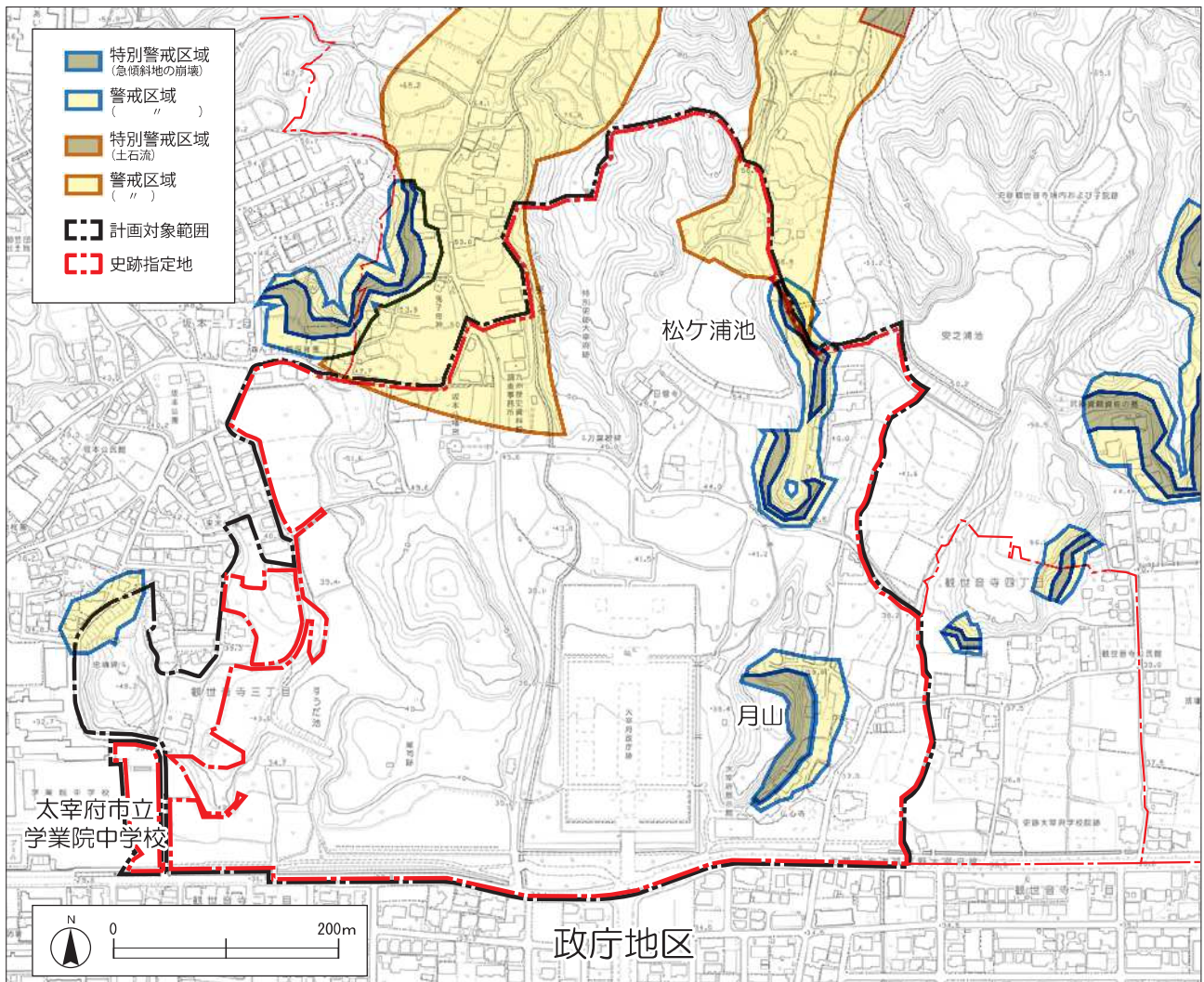


図2-23：対象範囲内の特別警戒区域・警戒区域／太宰府市ハザードマップ

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の最新の情報は福岡県県土整備事務所砂防課のホームページで公開されています。詳しくはこちらをご覧ください。

（福岡県県土整備部砂防課ホームページ <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>）

7) 利用の実態

政庁地区では、古代大宰府の歴史を守り、伝えることを意図し、政庁跡の復元整備や大宰府展示館の建設等が行われてきました。加えて、大宰府関連史跡を結ぶ歴史の散歩道や九州自然公園の九州自然歩道、市民が気軽に利用できる便益施設等も整備され、史跡見学だけではなく、レクリエーションや観光を目的に本史跡を訪れる人々も増えています。公園が担うようなオープンスペースとしての利用も盛んです。

客館地区は、交通アクセスの利便性からも、太宰府天満宮周辺や政庁地区への回遊性を含めた観光の核としての利用が期待されています。

本市は、令和4年（2022）度、政庁跡や客館跡を訪れた方に対するアンケートを行いました。なお、アンケート結果に、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていることは否めません。

<調査の概要>

調査箇所：政庁跡の正殿跡周辺と坂本八幡宮周辺、及び客館跡の3カ所。

調査手法：調査員を配置し、無作為に声掛けを行い、ヒアリングを実施。

調査日時：8月27日（土）、10月23日（日）、1月21日（土）、3月4日（土）9時～17時。

<結果の概要>

[政庁跡]

- 回答を受けた方の内訳は、市民が約半数、県内が4割、県外が1割だった。
- 交通手段は自家用車が4割強で最も多く、続いて徒歩が4割弱を占めていた。
- 自家用車の利用者は市内や県内が多く、徒歩の殆どは市内であった。
- 目的は、日々の利用（散歩）、遊び場等が半数を占めた。四王寺山の登山客も多かった。
- リピーターが多いことも特徴的だった。
- 公共交通の利用者は1割強にとどまり、県外からの人が多かった。
- 観光は2割を切り、宿泊無が9割を占めていた。宿泊有の方は福岡市での宿泊が8割以上を占めた。
- 観光目的の方の滞在時間は約3時間前後だった。政庁跡まで足を延ばす方は市内の滞在時間が比較的長くなる傾向がうかがえた。
- 9割を超える方が史跡に指定されていることを知っている結果が得られた。
- 満足度は、とても良いと良いとを合わせると、9割強を占めた。

[客館跡]

- 回答を受けた人は、周辺住民の日常利用が殆どであり、観光目的の人は少なかった。
- 満足度は、とても良いと良いとを合わせると、9割強を占めた。

また、政庁跡は修学旅行の団体での見学利用のほか、郷土学習やレクレーションの場として昭和50年代の整備以降、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校の遠足や社会科見学、大学や企業の研修等で利用されてきており、近年では市内小学校が史跡解説ボランティアの助力により「子ども解説員」の取組を学習として位置付けて続けており、政庁跡や客館跡は教育の実践の場として利用されています。また、大正時代に始まった6月10日の時の記念日の行事は、早朝に政庁跡の正殿に集まる行事で、現在では市民遺産第6号の育成団体の辰山会が毎年政庁跡で行事を引き継いで行っています。



写2-4：政庁跡での時の記念日行事の状況

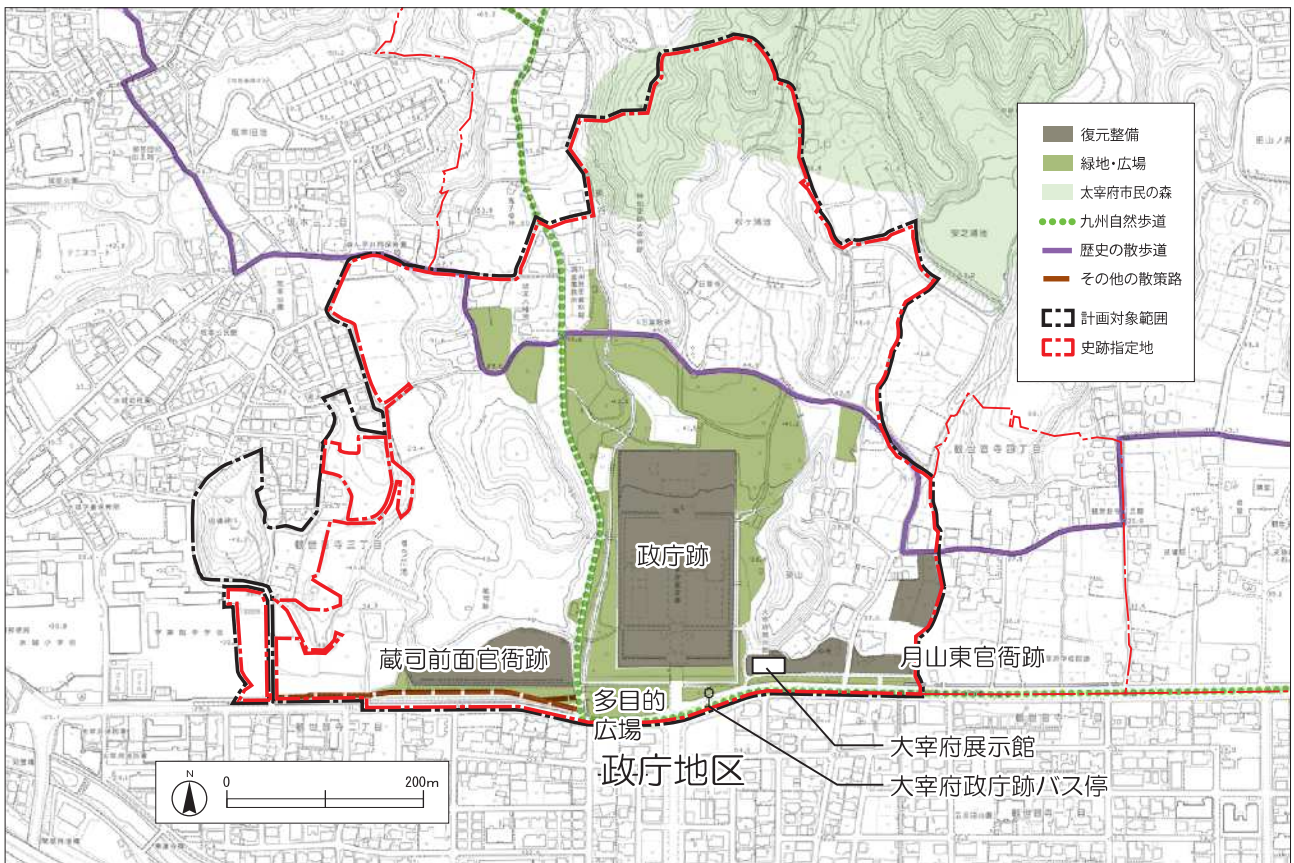


図2-24：史跡整備地、九州自然歩道、歴史の散歩道、大宰府展示館

8) 市民団体等

本史跡は、市内で活躍する市民団体の活動場所にもなっています。
 主な活動団体として以下が挙げられます。

表2-3：大宰府跡に関係する主な市民団体等（令和5（2023）年3月時点）

団体名	概要
NPO法人 歩かんね太宰府	「まるごと博物館」を目指す太宰府の良さを理解してもらうため、ガイド付きまち歩き等に取り組んでいる。平成21（2009）年8月にNPO法人格を取得。
くすのき会	大宰府史跡解説員で組織される。会員相互の親睦及び資質の向上を図り、史跡解説のボランティア活動を通じて地域社会の振興に寄与することを目的に平成10（1998）年に結成された。
NPO法人 古都大宰府の風を育む会	国の特別史跡である大宰府跡周辺の里山の保全活動に取り組む。保全活動で発生する竹を、竹炭や竹細工にするなど伐採竹の活用方法も研究中。平成22（2011）年11月に設立。
公益財団法人 古都大宰府保存協会	「太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存・活用を図ること」を目的とする。昭和49（1974）年「財団法人古都大宰府を守る会」として設立、名称変更等を経て現在に至る。
大宰府政庁跡美化サポーター委員会	太宰府市教育委員会公認で活動を行っている。
大宰府万葉会	大宰府跡の史跡指定地内にも点在する万葉歌碑めぐり等を通じて、多くの人々に万葉つくし歌壇を伝える活動を行っている。平成9（1997）年に発足。
月山の会	竹林が増え過ぎて荒れている里山を適度に間伐し整備することで再生させる取組を行なっている。現在、大宰府政庁跡地東側の「月山」をはじめ周辺の丘を整備している。
辰山会	大正10（1921）年に全国ではじまった「時の記念日」の行事を毎年6月10日に政庁跡で開催している。
一般社団法人 まほろば自然学校	いきものや自然環境の重要性、価値を理解してもらい、さらには自然環境保全や環境問題などに取り組むことのできる人材を育成することを目標に活動中。設立は平成17（2005）年8月（法人格取得は平成30（2018）年11月）。
ゆづるはの会	公有化されたものの未整備のままの状態の土地を活用し、季節ごとに変わる万葉の草花を市民や観光客の方に楽しんで頂けるように活動中。事務局は（公財）古都大宰府保存協会。平成7（1995）年に発足。

2-2 史跡の概要

(1) 発掘調査の概要

発掘調査において、大宰府政庁を中心とし、その周辺に広がる官衙跡は、「大宰府政庁周辺官衙跡」の総称で呼ばれます。その範囲は、調査成果に基づき、周辺の小字名等を用いて、政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区、そして日吉地区、政庁前面広場地区、不丁地区、大楠地区、広丸地区に分けられています。

本計画対象範囲の政庁地区に係る政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区、そして客館地区を加えて、発掘調査の成果を概観します。

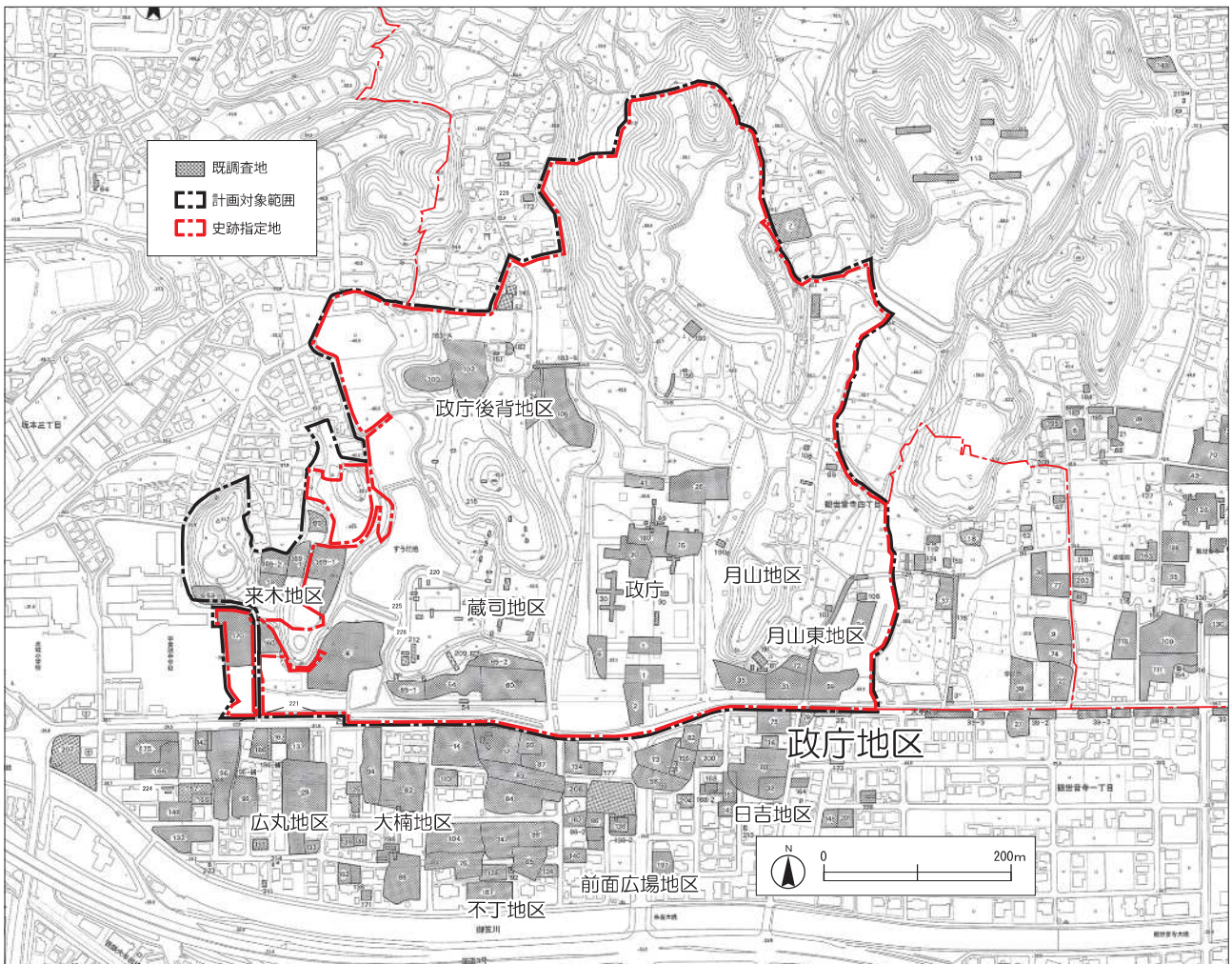


図2-25：大宰府政庁周辺官衙跡の発掘調査箇所と地区分け／九州歴史資料館資料

なお、政庁前面域の県道以南から御笠川にかけては、「不丁」という小字の存在から、遺構の存在が予測されていたところです。昭和54（1979）年から太宰府町が進めた土地区画整理事業に伴う発掘調査では、当時、太宰府町の体制が整っていなかったため、九州歴史資料館が担当しました。発掘調査の結果、大規模な官衙と考えられる建物群や柵、地域を区切る南北溝等が発掘されました。これらの遺構は、大宰府に関係する役所跡と考えられています。

1) 政庁地区

①政庁の調査

本史跡の中心である政庁跡の発掘調査は、昭和43(1968)年に福岡県教育委員会によって始められました。昭和47(1972)年に九州歴史資料館が設置されると、同館が発掘調査を行うことになりました。以後、本史跡の調査は大宰府史跡調査研究指導委員会の指導に基づき、年次計画に従って実施してきました。政庁跡の調査は、補足調査を含め、これまで計11回行われています。昭和43(1968)年から10年に及ぶ発掘調査により、政庁は遺構の重複関係からⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に時期区分が出来ることがわかりました。

大宰府史跡発掘調査開始から30年が経つ平成10(1998)年には正殿跡の調査が行われ、^{せいでんあと}南門・中門跡と同様に正殿跡においても3段階の遺構変遷が確認されました。さらに、正殿の整地土や建物の切り合い関係から、Ⅰ期の遺構については、古段階、新段階、Ⅱ期造成段階の3時期があると想定されています。ただし、時期を決定できる遺物が少ないことや土器編年の限界もあり、この3時期区分の具体的な年代については、研究者によって多少意見が分かれています。Ⅱ期、すなわち政庁完成を8世紀初頭とする点では、意見はほぼまとまっています。

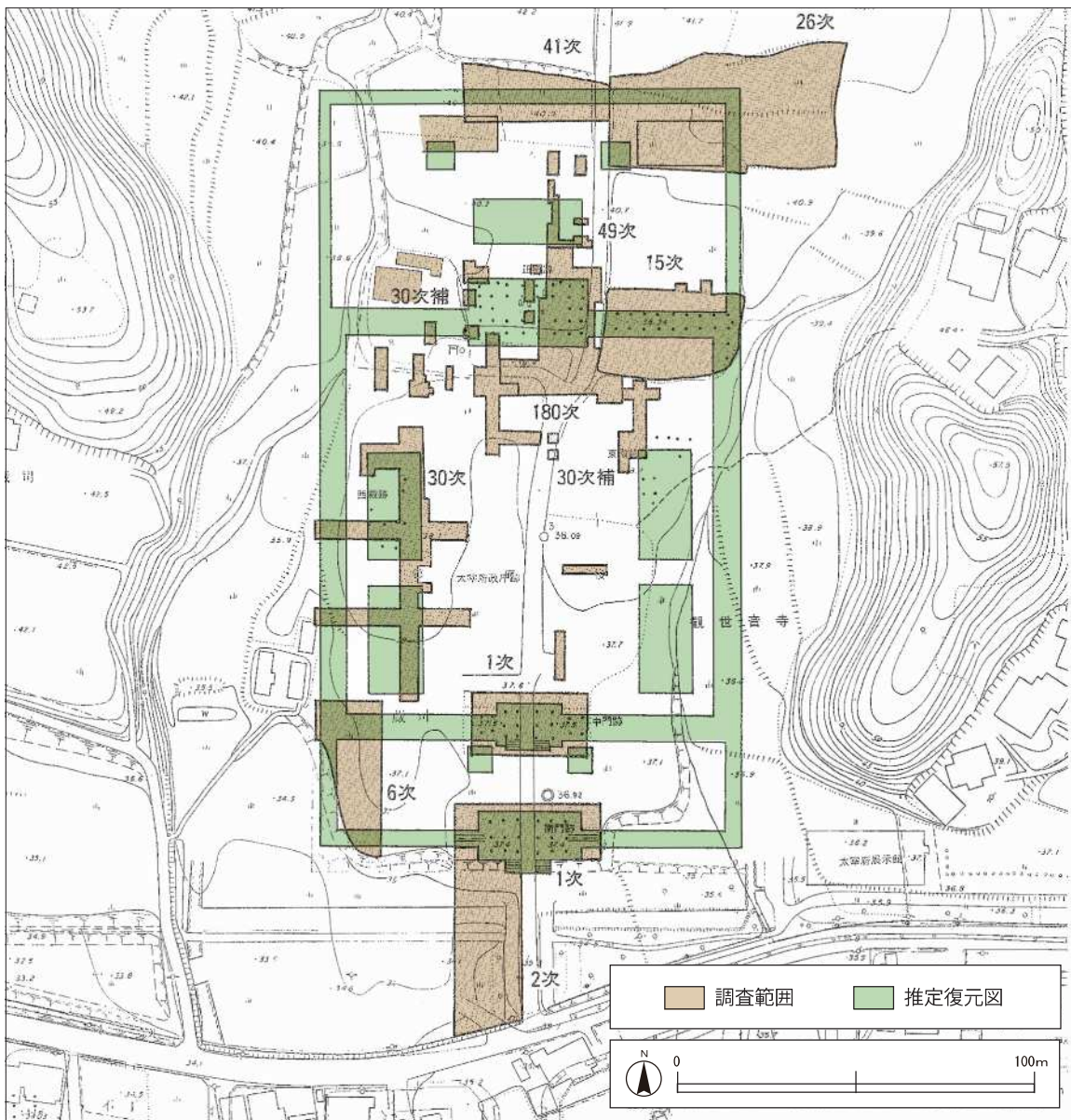


図2-26：政庁跡の調査箇所／九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002 一部加筆

<第1次・1次補足調査>

調査目的は、南門・中門と正殿を通して政庁の軸線を確認し、今後の調査の基準線を決めることでした。南門は建物焼失後、当初（政庁Ⅱ期）の基壇^{きだん}を拡幅する形で、Ⅲ期の基壇が造られていました。門の規模はⅡ・Ⅲ期同じです。南門には基壇幅4.4mの築地^{ついで}がとりつきます。

中門では、3時期にわたる遺構が検出され、今後の大宰府史跡の調査の方向性を決定した重要な調査となりました。中門前面に階段を確認しています。中門の南側両脇で、衛門舎^{えもんしや}と想定される建物が2棟、左右対称に検出されています。南門・中門それぞれでⅡ期の門造営に伴う鎮壇具^{ちんだんぐ}が検出されています。

- 調査箇所 南門及び中門
- 調査期間 1次調査：昭和43（1968）年12月3日～昭和44（1969）年12月27日
補足調査：昭和50（1975）年10月22日～同年11月5日
- 調査面積 1,480㎡（うち補足調査面積は80㎡）

<第2次調査>

南門の南側前面の調査です。調査の結果、南門の東端部を破壊して西側に流れる大きな自然流路としがらみが検出されましたが、想定していた外濠は確認できませんでした。

- 調査箇所 南門前面
- 調査期間 昭和44（1969）年8月6日～昭和45（1970）年8月15日
- 調査面積 1,265㎡

<第6次調査>

政庁南西側の回廊前面築地及びその接続部分の調査です。南面回廊は政庁中軸線から西へ約55m付近で北へ折れること、3時期の回廊遺構が存在することが確認されました。回廊上には建て替えに伴う^{ちゆうぞう}鑄造遺構があり、回廊前面の整地層中から鑄造製品に関する遺物が出土していることから、この場所で鑄造製品の生産が行われていることがわかりました。

- 調査箇所 回廊西南隅部
- 調査期間 昭和45（1970）年8月17日～同年12月27日
- 調査面積 550㎡

<第15次調査>

正殿建物と北回廊との接続状況の確認及び政庁の東側の範囲を確認するために行われた調査です。調査により、正殿に接続する北面回廊及びこれに直行して南へ延びる東面回廊、北面回廊に接続して北側に延びる東面築地が検出されました。回廊は2時期（Ⅱ・Ⅲ期）確認されていますが、Ⅱ期の礎石は殆ど残っていませんでした。

- 調査箇所 回廊東北隅部
- 調査期間 昭和46（1971）年9月17日～昭和47（1972）年9月4日
- 調査面積 1,000㎡

<第26次調査>

正殿後方の諸施設についての調査です。15次調査の築地の延長を確認し、政庁の北側の範囲が確定できました。東面築地の近くで、建て替えが認められる礎石建物が検出され、その近くで、

Ⅲ期の礎石建物が検出されています。土坑から930点の木簡及びその削り屑が出土し、政庁内から検出された唯一の木簡出土遺構として非常に重要です。

- 調査箇所 後背築地東北隅部
- 調査期間 昭和48(1973)年4月1日～同年11月19日
- 調査面積 1,800㎡

<第30次・30次補足調査>

脇殿の規模・配置等を明確にするために行った調査です。南北に並ぶ塼積の基壇建物が2棟検出されました。また、西脇殿の東側に玉砂利遺構が検出され、補足調査の結果、東西両脇殿及び正殿・中門に囲まれた回廊内中央部には、ほぼ全面に渡って玉石が敷かれていたことが判明しています。

- 調査箇所 東西両脇殿及び前庭部
- 調査期間 30次調査：昭和48(1973)年11月19日～昭和49(1974)年4月2日
補足調査：昭和49(1974)年9月9日～同年12月16日
- 調査面積 1,930㎡(うち補足調査面積は540㎡)

<第41次調査>

正殿後方の北門遺構の検出を目的に行った調査です。北面築地が検出されましたが、北門の遺構は検出されませんでした。石列や基壇の状況から、基壇の張り出しを持たない脇門的な門だった可能性が指摘されています。

- 調査箇所 北門
- 調査期間 昭和51(1976)年4月27日～同年8月10日
- 調査面積 350㎡

<第49次調査>

後殿の位置及び規模を把握し、さらに正殿の基壇化粧を明らかにすることを目的に行われた調査です。正殿の北側に、後殿と考えられる7間×3間の礎石建物を検出しました。正殿の北側の基壇の高さは約0.9mを測り、基壇化粧は地覆石が残存しており、3基の階段のうち、中央と東側の2基が検出されました。

- 調査箇所 正殿及び後殿
- 調査期間 昭和52(1977)年5月11日～30日
- 調査面積 75㎡

<第180次調査>

正殿の過去の調査検証作業を行い、正殿の規模や構造及び変遷を明らかにすることを目的に行った調査です。南側と東側の礎石は原位置を保っていないことがわかりました。正殿の建て替えは、2時期(Ⅱ、Ⅲ期)にわたり政庁内のほかの建物と同様の変遷を辿ることが判明しています。またその下層から掘立柱建物、柵、溝、暗渠等が検出され、Ⅰ期の遺構については3時期があると想定されています。

- 調査箇所 正殿
- 調査期間 平成9(1997)年12月3日～平成12(2000)年2月4日
- 調査面積 1,800㎡

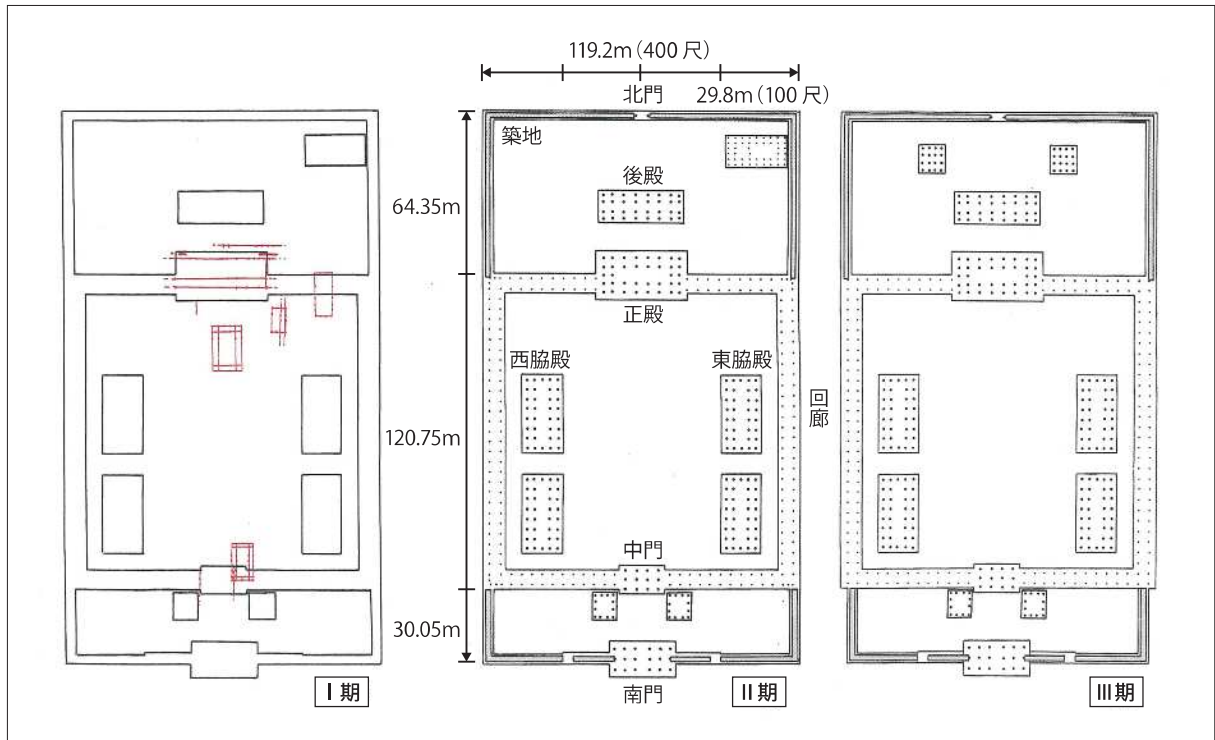


図2-27：政庁跡の変遷／九州歴史資料館『大宰府政庁跡』2002 一部加筆

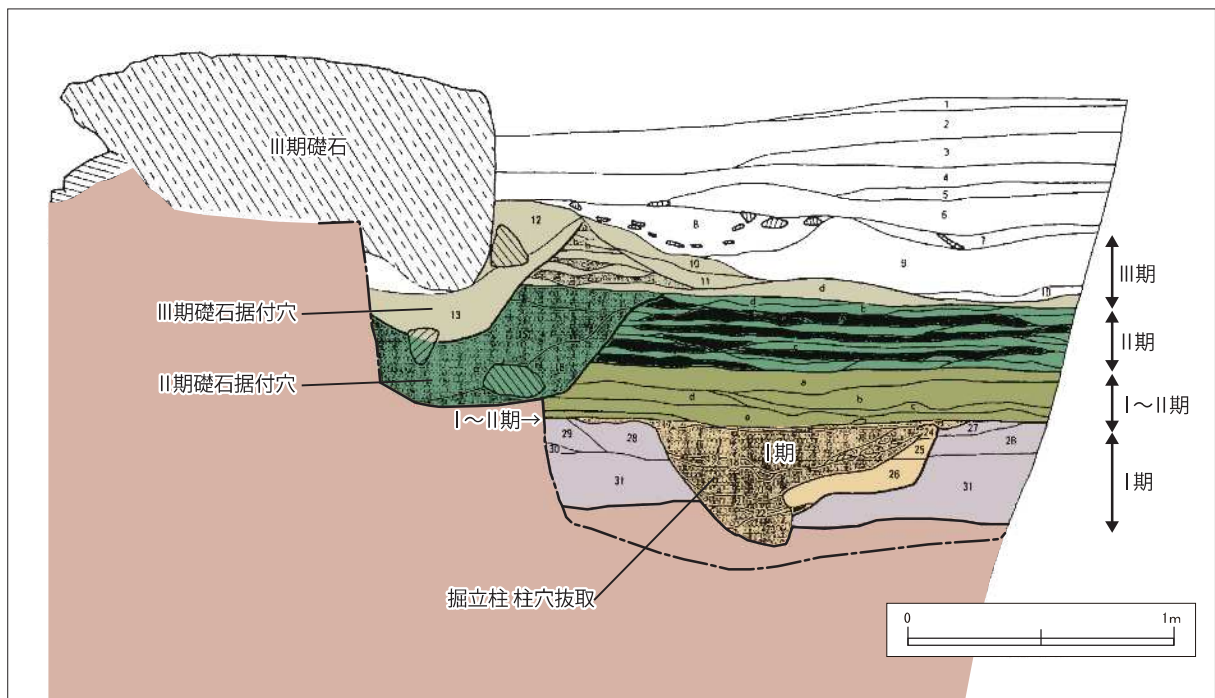


図2-28：礎石周辺の土層にみる政庁跡Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期の遺構の位置関係／九州歴史資料館『大宰府史跡』平成10年度発掘調査概報 平成11年 1999 一部加筆

②蔵司地区

政庁跡の西側を小字名から蔵司地区と呼称しています。江戸時代から蔵司地区の丘陵に礎石があるのは知られており、文政3(1820)年の「礎石改め図」に礎石の並びが記入されています。蔵司地区には丘陵部と南に面する平地部があります。

平地部は九州歴史資料館により昭和45（1970）年～昭和54（1979）年にかけて、大宰府史跡第4,54,60,65-1,65-2次調査を実施し、条坊四条路に沿う二条の東西築地SA1400とSA1410とその側溝と暗渠、礎石建物SB1500,1565やSB1560などの掘立柱建物群、井戸などの遺構が見つかり、丘陵西側では「大伴部」の表記のある7世紀後半から8世紀初頭頃の木簡が出土しています。また、円面硯や風字硯、転用硯など一定量が出土し、事務機能を持つ官衙があったと考えられるほか、唐三彩陶枕などの希少遺物が出土した一方で、漆壺や鍛冶、鑄造関連遺物、鉄鏃、甲冑の小札などもあることから、一時期には金属ほかの蔵司管轄下の工房があったと考えられます。

丘陵部では対象地の公有化が完了したことをうけ、九州歴史資料館により平成21（2009）年～令和4（2022）年にかけて第205次調査のほか、全13回の調査が行われました。7世紀後半から12世紀前半に至る古代の官衙施設が確認され、大型の礎石建物を中心としたIV期にわたる大宰府の正倉としての施設の変遷が明らかになりました。

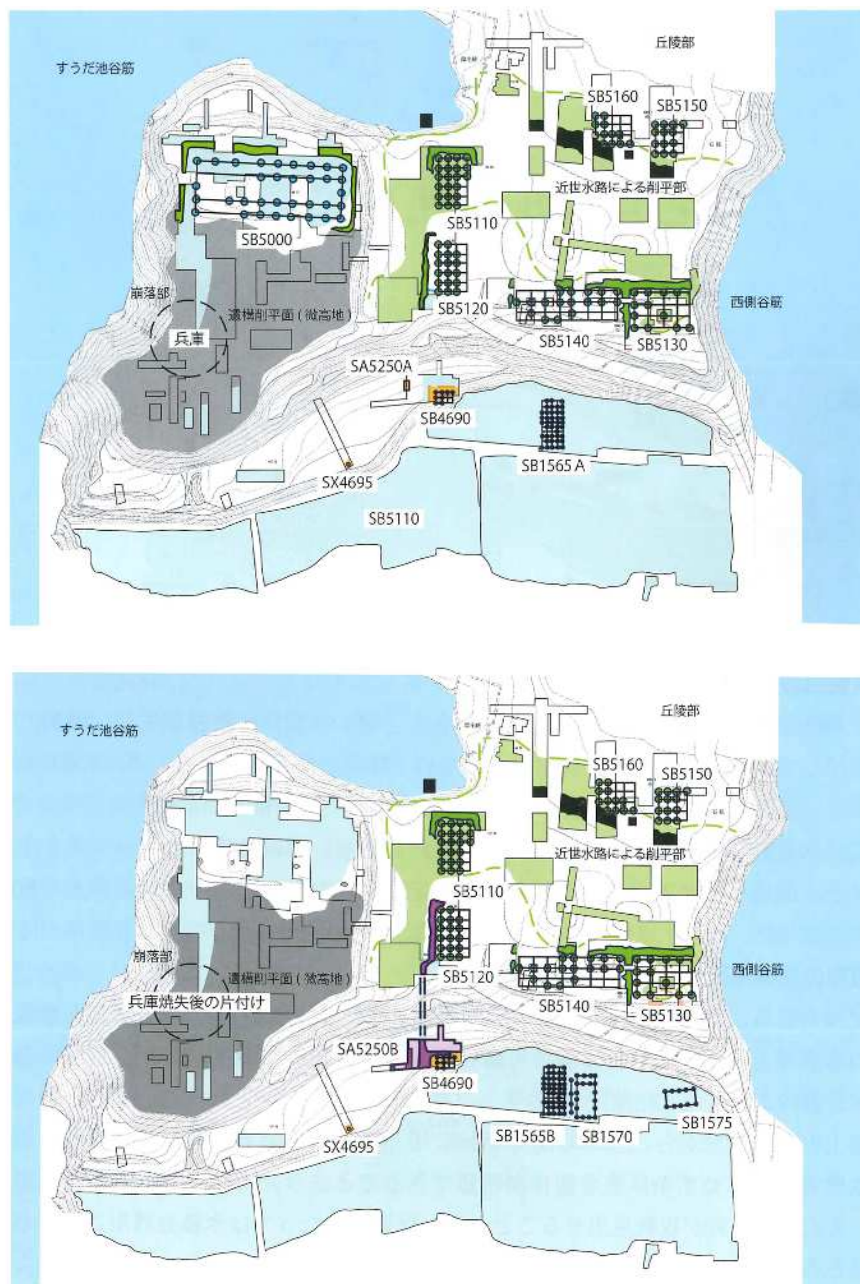


図2-29：蔵司地区の建物配置／九州歴史資料館資料
 (上図：9世紀中頃～10世紀前半(政庁Ⅱ期) 下図：10世紀中頃～11世紀(政庁Ⅲ期))

蔵司地区には丘陵部と南に面する平地部があり、丘陵部北西側に大型礎石建物SB5000が政庁Ⅱ期にあたる8世紀前半に成立しています。丘陵部はこの頃から兵庫として整備され、8世紀後半には大型礎石建物SB5000の東側にコ字配列で総柱の礎石建物群が配され、本格的に蔵司としての蔵が建ち並ぶ様相が成立しました。しかし、政庁Ⅱ期末にあたる10世紀頃に、丘陵部北西側にあった兵庫が焼失しました。

他方、丘陵部北東側の総柱の礎石建物の倉庫群は焼けずに、政庁Ⅲ期にあたる11世紀頃まで継続して使用されました。また、未調査ですが丘陵西裾部には遺物の散布状況から10世紀頃の瓦窯がある可能性があります。

③月山地区・月山東地区

政庁跡の東側の丘陵が月山と呼ばれていることから、この周辺を月山地区と呼称しています。月山地区は令和5（2023）年7月の集中豪雨で東側の法面が崩落し、復旧工事に伴って丘陵頂部の一部を確認調査を行いました。遺構や遺物は確認されていません。

月山の東側を月山東地区と呼称しています。現在までに第31次調査のほか、全10回の調査が行われています。遺構は掘立柱建物9棟、柵6条が検出されており、官衙が展開していたと考えられています。出土遺物の年代からは、この地区の遺構は政庁Ⅱ期になって利用が開始され、11世紀前後に廃絶しています。遺構のうち、柵で囲まれた部分が大伴旅人邸の比定地の一つになっています。

④来木地区

蔵司地区の西側に位置します。第19次調査のほか、全5回の調査が行われています。政庁Ⅰ期段階の遺構もありますが、主な遺構の年代は8世紀前半から中頃で大宰府政庁第Ⅱ期にあたります。遺構の種類から金属工房が集中して存在していた可能性が指摘されています。大宰府の官衙や寺院に瓦を供給した官窯としての瓦窯^{かわらがま}も展開しています。金属関連の役所としては、史料上「匠司^{たくみのつかさ}」、「修理器仗所^{きじょうしよ}」があり、この地区に想定する意見があります。

⑤政庁後背地区

政庁の西北側、政庁を一望できる小高い丘状地形に位置します。昭和61（1986）年～昭和62（1987）年に坂本八幡宮の南西部にあたる第100次調査のほか、全3回の調査が行われました。遺構の大まかな変遷としては、7世紀後半代から掘立柱建物群が確認できます。また土馬を用いた地鎮遺構^{じちん}も見つかっています。建物群は8世紀前半代から9世紀前半代にかけて継続し、その後、最終的には11世紀前半代には主要施設は廃絶したものと考えられています。調査面積が狭小であることもあり、この地区の全体的な概要は不明ですが、官衙的施設の存在が推測されています。調査は行われていませんが、坂本八幡宮周辺が大伴旅人邸の比定地の一つになっています。

※以上の調査次数は、大宰府史跡。

2) 客館地区

当該地では発掘調査の結果、古代都市・大宰府条坊内に置かれた古代外交の迎賓施設である客館跡が検出されました。8世紀中頃から9世紀前半頃にかけて機能したとみられ、大宰府政庁の建物（脇殿）に匹敵する大型南北棟群を中心に関連施設が配置され、一帯からは佐波理・漆

器・奈良三彩・唐代の白磁・青磁といった高級品が集中的に使用されたことが確認されました。出土した仕丁・労役とみられる日数を記した歴名木簡からも、ここが大宰府に係わる施設ということがうかがわれます。また条坊区画も良好に遺存しており、7世紀末頃から8世紀前半には条坊道路・区画溝が存在し、その後11世紀後半の廃絶期まで条坊区画の位置が変わらなかったことが検証されました。

※以下の調査次数は大宰府条坊跡。調査主体は大宰府市教育委員会。

<第 168 次調査>

○調査期間 平成7(1995)年6月～平成8(1996)年1月

○調査面積 1,603㎡

<第 236-1 次・236-2 次調査>

○調査期間 平成16(2004)年4月～平成17(2005)年6月

○調査面積 約5,000㎡

<第 251 次調査>

○調査期間 平成17(2005)年6月～同年11月

○調査面積 2,351㎡

<第 255 次調査>

○調査期間 平成17(2005)年12月～平成18(2006)年3月

○調査面積 1,213㎡

<第 257 次調査>

○調査期間 平成18(2006)年3月～平成19(2007)年1月

○調査面積 1,805㎡

<第 267 次調査>

○調査期間 平成19(2007)年2月～平成20(2008)年9月

○調査面積 2,310㎡

<第 275 次調査>

○調査期間 平成20(2008)年8月～平成21(2009)年6月

○調査面積 1,600㎡

<第 277 次調査>

○調査期間 平成20(2008)年9月～平成24(2012)年3月

○調査面積 1,558㎡

<第 285 次調査>

○調査期間 平成22(2010)年10月～平成24(2012)年3月

○調査面積 1,890㎡

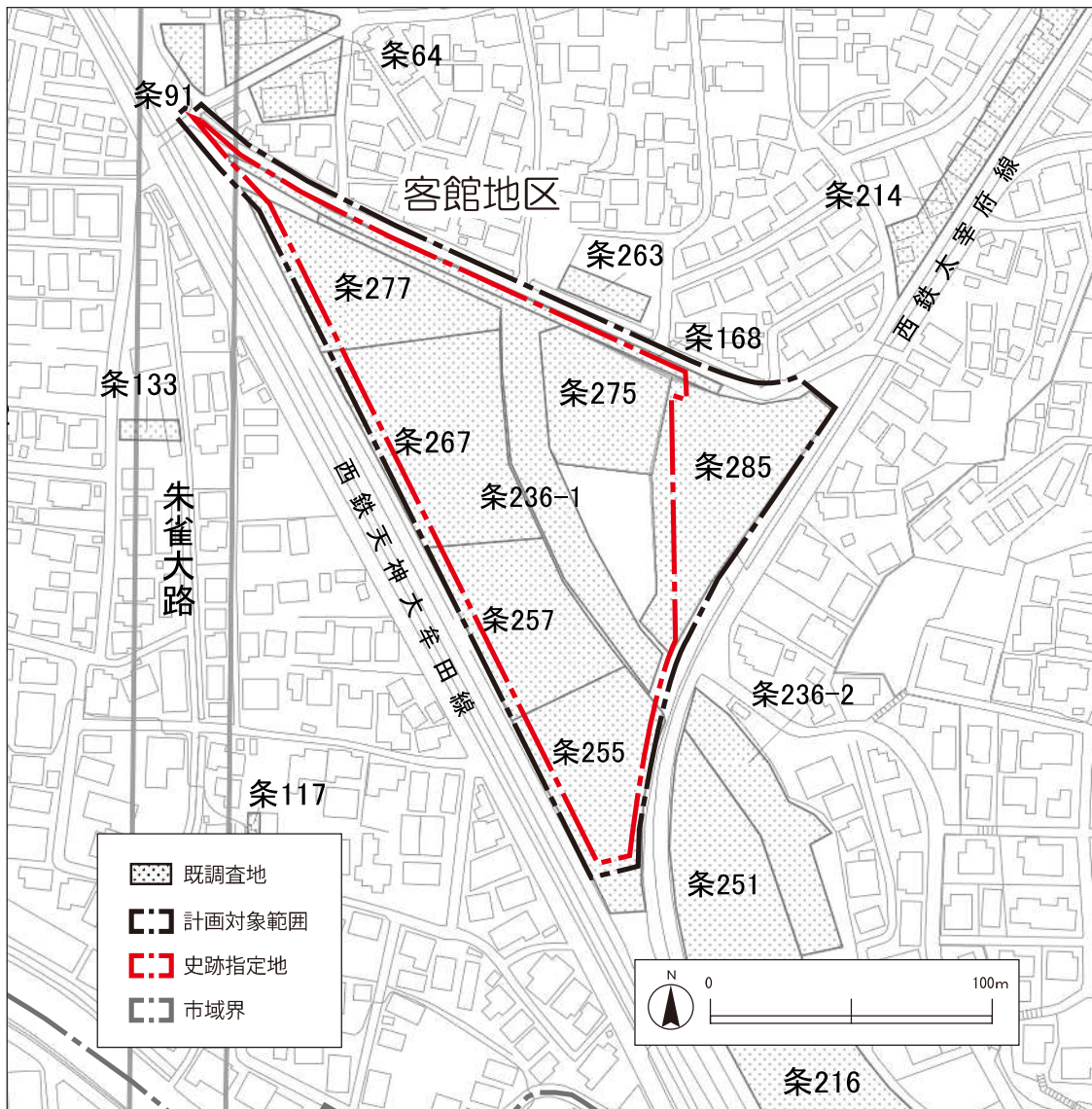


図2-30：客館跡とその周辺の発掘調査箇所／太宰府市教育委員会資料

3) 発掘調査に基づく大宰府跡の建物配置

政庁地区は、発掘調査に関して、大きく6地区(政庁、蔵司地区、月山地区、月山東地区、来木地区、政庁後背地区)に分けられます。

政庁については、礎石建物が建てられ、その礎石等の重複関係からⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に時期区分ができることが明らかとなっています。

月山東地区、蔵司地区、政庁後背地区、来木地区にも建物が建てられていたことが明らかとなっています。なお、建物の多くは、蔵司地区や来木地区の一部を除いて、掘立柱建物であることが分かっています。

蔵司地区では政庁Ⅱ期に大型の礎石建物が丘陵部北西側に建てられていました。兵庫が焼失した後も政庁Ⅲ期にあたる時期まで礎石建物の倉庫群が存在していました。

月山東地区では政庁Ⅱ期にあたる時期に掘立柱建物が建てられたことが分かっています。

また、蔵司地区には築地が並行して建てられていたことが明らかとなっており、蔵司地区方面と月山東地区方面とを結ぶ四条路が政庁前に通っていたと考えられています。

客館地区では、大型で格式の高い構造をもつ奈良時代の大型掘立柱建物2棟が見つかってい

ます。その後、平安時代には礎石建物に替わったようです。そのほか、倉庫と考えられる小規模な建物があったことが明らかとなっています。

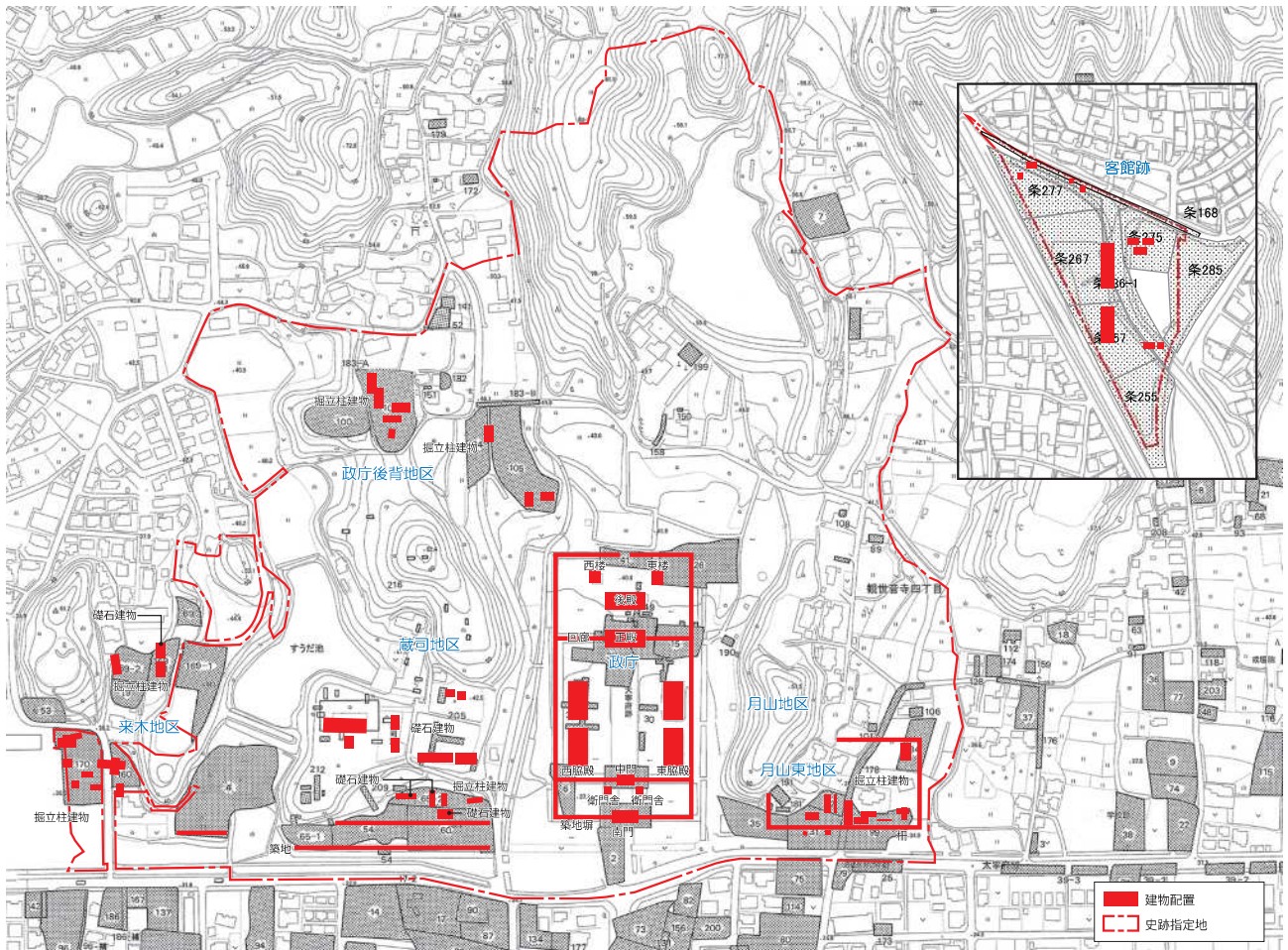


図2-31：発掘調査に基づく大宰府跡の建物配置／太宰府市教育委員会資料、一部加工

(2) 指定の概要

明治30(1897)年以降、全国で近代化、資本主義化による土地開発が盛んに行われるようになり、それに伴い土地に根付く文化財の毀損行為が目立つようになりました。そのため大正8(1919)年4月10日に「史蹟名勝天然紀念物保存法／法律第44号」が制定されました。礎石が地上に露出していた本史跡は、早くから保護すべき対象と認められ、建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に、大正10(1921)年3月3日に同法に基づき史跡に指定されました。また、戦後、昭和25(1950)年5月30日に「文化財保護法／法律第214号」が制定され、昭和28(1953)年3月31日には、同法に基づき特別史跡に指定されました。

政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定されたのは昭和45(1970)年9月21日です。その後も蔵司西側地域や来木地区の一部が追加指定され、大宰府政庁跡の南約1kmに位置する客館跡が追加指定されたのが平成26(2014)年10月6日です。平成27(2015)年以降は来木地区で追加指定が行われています。

以下、国の官報告示等を踏まえ、指定名称、指定年月日、指定要件等を整理します。

1) 指定名称

大宰府跡

2) 所在地

福岡県太宰府市観世音寺三丁目、四丁目、大字観世音寺、坂本三丁目、大字坂本、朱雀三丁目

3) 指定面積

335,508.31 m² (令和7 (2025) 年3月10日現在)

4) 指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26(1951)年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部 二による。

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

5) 指定理由

古代、大陸・半島との外交・防衛を掌るとともに、九州(西海道)諸国の行政を統轄した役所の跡。我が国古代の政治・外交を知る上で貴重。

6) 管理団体

文化財保護法第113条第1項の規定による史跡を管理すべき地方公共団体として、本市が指定されています。

本市は、管理団体として、史跡を保存管理するために必要な施設(標識、解説サイン、注意札、境界標、覆屋、囲い柵等)の設置、管理・保護行為(除草、清掃、見廻り等)、災害等によって毀損している場合の復旧措置や毀損の拡大を防止するための応急措置などに取り組んでいます。

また、史跡指定地の管理、活用、公開について、本市は公益財団法人古都大宰府保存協会(以下、保存協会)に業務を委託しています。

7) 指定年月日

本史跡は、大正10(1921)年「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき史跡指定を受けています。昭和28(1953)年には「文化財保護法」に基づき特別史跡に指定され、その後、計8回の追加指定を受け、現在に至っています。

表2-4：指定年月日と官報告示

大正10(1921)年	3月3日	史跡指定(内務省告示第三十八号) ※建物の礎石が残っていた政庁跡を中心に史跡指定
昭和28(1953)年	3月31日	特別史跡指定(文化財保護委員会告示第十七号)
昭和45(1970)年	9月21日	追加指定(文部省告示第二百七十四号) ※政庁跡の後背地をはじめ周辺が追加指定
昭和49(1974)年	6月25日	追加指定(文部省告示第二百十号) ※蔵司西側地域が追加指定
平成21(2009)年	2月12日	追加指定(文部科学省告示第八号) ※来木地区の一部が追加指定

平成26(2014)年	3月18日	追加指定(文部科学省告示第三十三号) ※来木地区の一部が追加指定
平成26(2014)年	10月6日	追加指定(文部科学省告示第百三十九号) ※客館跡が追加指定
平成27(2015)年	3月10日	追加指定(文部科学省告示第四十一号) ※来木地区の一部が追加指定
平成30(2018)年	2月13日	追加指定(文部科学省告示) ※来木地区の一部が追加指定
令和3(2021)年	3月23日	追加指定(文部科学省告示) ※来木地区の一部が追加指定

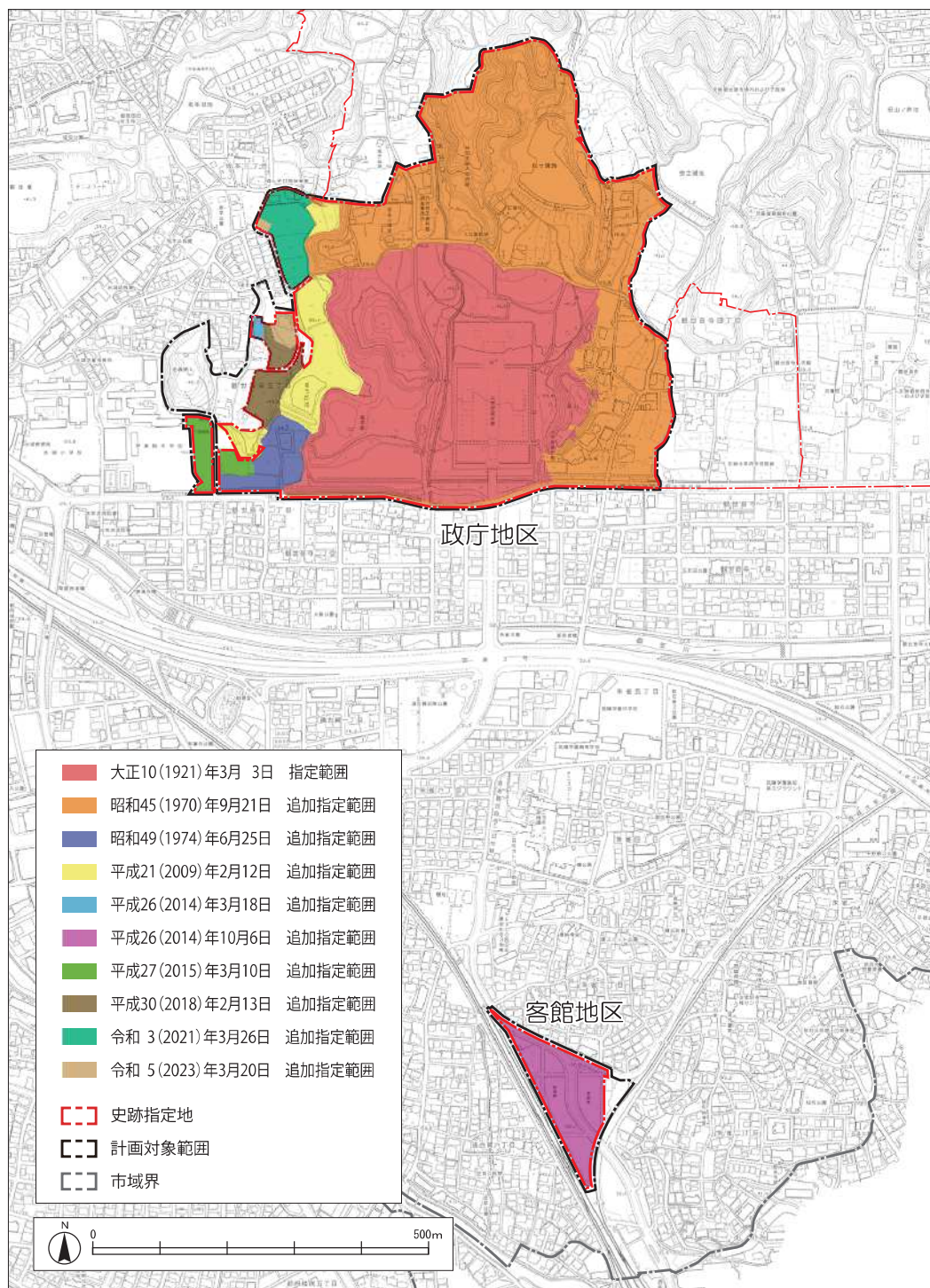


図2-32：指定範囲の経緯／市資料

(3) 公有化状況

公有化は、昭和40(1965)年代初め～昭和46(1971)年頃をピークに行いました。その後縮小化し、平成9(1997)年度から再度、一定規模の公有化が続いています。

政庁地区の未公有地は、北側の一部に山林が残されていますが、多くは住宅の敷地や農地、社寺等です。

客館地区の公有化は完了しています。

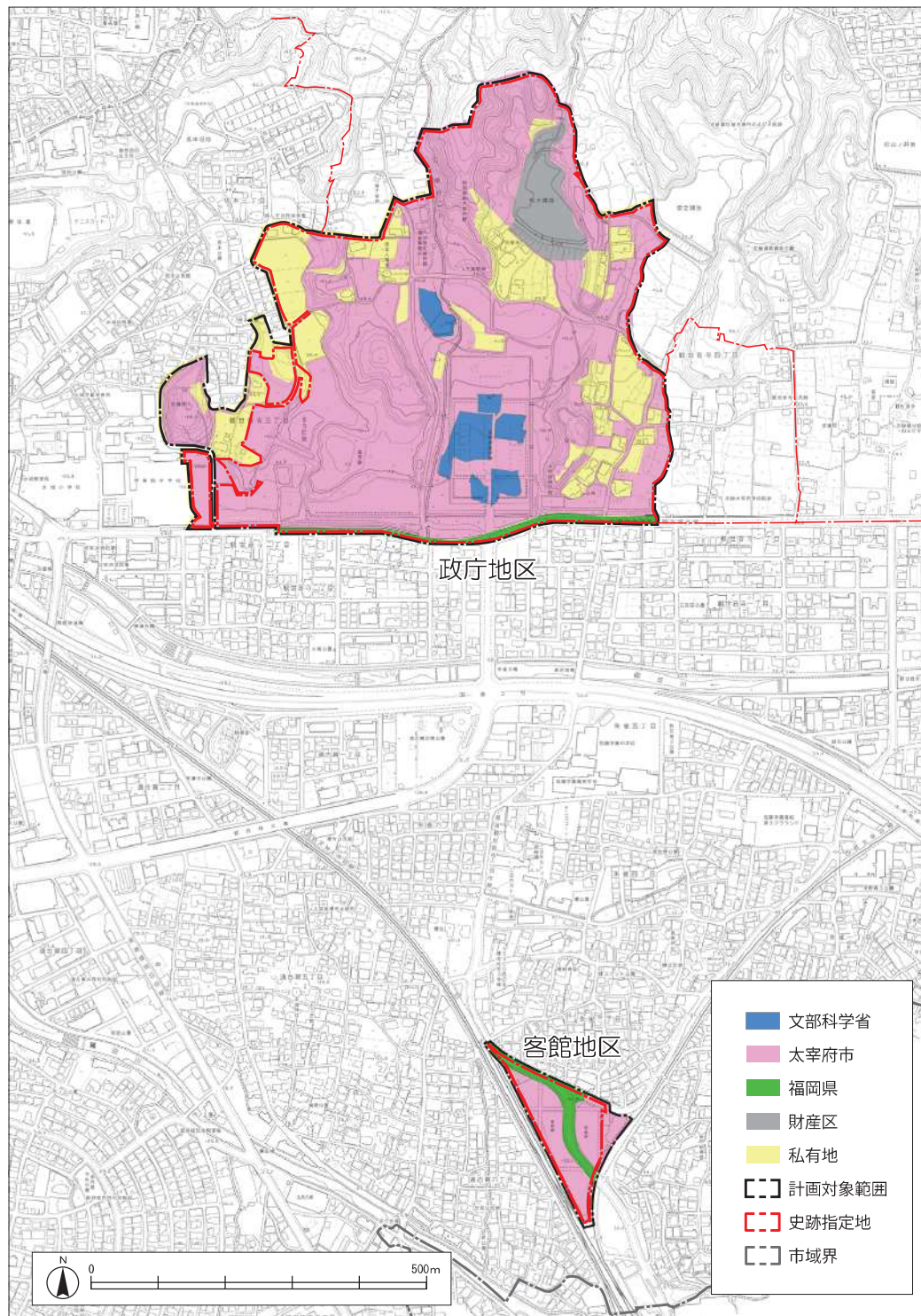


図2-33：土地の所有関係／市資料

2-3 史跡整備の経緯と現状

(1) 経緯

1) 水城村や太宰府町による整備

昭和25(1950)年、国からの費用補助を受け、水城村が史跡指定地の整備を行っています。この整備事業は3カ年、昭和25(1950)年～昭和27(1952)年にかけて、政庁跡から蔵司、月山(辰山、築山)へ通じる道路新設、県道から坂本集落へ通じる農道の新設が行われています。

昭和41(1966)年からは、太宰府町が整備主体となって、張芝、植栽、解説サインの設置等を行っています。

2) 福岡県による整備

県が本史跡の整備に取り組んだのは、昭和47(1972)年度～昭和58(1983)年度です。昭和45(1970)年に示された『太宰府地区史跡の保存・管理計画』を踏まえ、史跡整備の推進を目的に『大宰府歴史公園基本構想／昭和47(1972)年』、『大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画／昭和48(1973)年』、『大宰府歴史公園整備後期5ヶ年計画／昭和53(1978)年』を策定し、史跡整備の推進を図ってきました。これら整備により現在見える本史跡の全体像が整えられています。

本史跡の復元整備は、回廊及び前面築地に始まり、脇殿、後殿築地、南門、中門、内庭整備、北門、政庁建物跡が行われています。政庁跡の建物は大きく3期に分かれますが、天慶4(941)年の藤原純友ふじわらのすみともの乱による焼失後に再建されたⅢ期の遺構が、復元整備の根拠に採用されています。

I期遺構は上層のⅡ・Ⅲ期が良好に残っている場合は確認できません。また、Ⅱ・Ⅲ期の遺構が確認できる場所では、Ⅲ期の遺構、特に礎石はⅡ期の遺構の礎石を抜きとって使っているためか、Ⅱ期の礎石は確認できない場合が多いと言えます。またⅢ期の遺構の下にⅠ・Ⅱ期の遺構が残っているため、整備にあたっては原則Ⅲ期の遺構を表しています。当時は、確認された遺構を、原則、平面復元するものでした。

また、県は昭和47(1972)年度から、史跡の復元整備と並行して単独事業として公衆トイレ、四阿、焼炉、くず入れ、ベンチ、遊歩道、水飲み場等の整備、解説サインの設置等も行っています。

3) 太宰府市による整備

昭和58(1983)年度以降は、市が中心となって、県が整備した便益施設等の改修や新たな追加設置、住民の生活に必要な生活インフラの整備、災害復旧、そして月山東官衙跡の西側の復元整備等に取り組んでいます。

昭和54(1979)年に政庁跡の南東部、月山丘陵の南側にあたる場所に、政庁跡遺構保存覆屋建築工事を開始して、昭和55(1980)年に、同施設は大宰府展示館として開館し、以後、本史跡周辺での情報発信や管理の拠点となりました。

昭和59(1984)年～平成17(2005)年にかけては、万葉歌碑の設置に取り組み、令和元(2018)年には改元を記念した令和ゆかりの地を表す石碑の設置も行っています。

平成7(1995)年度には、歴史の散歩道事業によって市道の整備と四阿の建て替えを行っています。

平成12(2000)年には、市議会で政庁跡脇殿のFRP(繊維強化プラスチック)製復元礎石について割れたり変形しており、危険であるという指摘があったため、平成14(2002)年に花崗岩製の

復元礎石へ入れ替える整備工事を行いました。平成25（2013）年には、解説サインの盤面が劣化して読めなくなったものについて、改修を行っています。また、令和4（2022）年度には、日本遺産に認定されたことにより、解説サインやベンチを新たに設置しています。

令和3（2021）年度からは、史跡地内に植えられた梅の商業利用制限を緩和する令和の都だざいふ「梅」プロジェクトを実施しており、梅の木の積極的な植栽に取り組んでいます。令和5（2023）年には、集中豪雨の影響で月山東地区の斜面地で崩落が発生しましたが、災害復旧事業によって令和6（2024）年度に法面の補修を行っています。

大宰府関連史跡の整備事業にあたって、平成6（1994）年度から大宰府史跡整備指導委員会（事務局は福岡県）の指導・助言を受けています。また、客館地区については、平成28（2016）年3月に『大宰府跡客館地区整備基本構想』を策定し、整備の推進に取り組み、客館跡の第Ⅰ期の整備は完了しています。

（2）現状

本史跡は、建物等の立体復元を原則行わず、平面復元を行っています。また、復元整備と並行して、便益施設等の整備も行っています。こうした復元整備や環境整備によって、本史跡は、市民に身近なオープンスペースとして親しまれる存在になっています。

1）復元整備の状況

復元整備が行われている範囲は、大きく4つに分けられます。

政庁跡については、昭和40～50年代に、県が復元（第Ⅰ期）を行っています。この時の整備により現在見える政庁跡の全体像が整えられています。

市は、平成に入って、復元箇所の一部改修等を行っています。また、客館跡の暫定的な平面復元を令和元（2019）年度に行っています。

①政庁

政庁跡の建物遺構は大きく3期に分かれます。Ⅰ期遺構は上層のⅡ・Ⅲ期が良好に残っている場合は確認調査を行っていません。また、Ⅱ・Ⅲ期の遺構が確認できる場所では、Ⅲ期の遺構、特に礎石はⅡ期の遺構の礎石を抜きとって使っているためか、Ⅱ期の礎石は確認できない場合が多くなっています。またⅢ期の遺構の下にⅠ・Ⅱ期の遺構が残っていると考えています。以上を踏まえ、政庁跡の復元にあたっては、天慶4（941）年の藤原純友の乱による焼失後に再建されたⅢ期の遺構が、復元の根拠に採用されています。

正殿跡は、復元を行う以前より礎石が露出しており、大宰府廃絶後の姿をほぼそのまま残していました。明治期から大正期にかけて本史跡を顕彰するために建立された3基の石碑が残っており、古代大宰府の復元を志向するだけでなく、中世以降の歴史にも配慮した現状となっています。

南門、中門、脇殿、回廊、後殿、東楼と西楼は、往時の位置に礎石を配置する平面復元を行っています。なお、礎石は往時のものが残っているものについてはそれを使用し、それ以外については花崗岩製の復元礎石やコンクリート製の擬石を使用しています。脇殿は建物の範囲に塼を並べ、回廊の通路部分についてはアスファルトで舗装されています。

中門の前に位置する衛門舎及び政庁跡を囲う築地塀は植栽により表現する半立体復元を行っています。

そのほか、回廊に囲まれた内庭は、中央の砂利敷きの一部が復元されています。

②蔵司地区

「蔵司」とは、税として納められた特産品や布などを収納、管理する役所のことです。昭和8（1933）年に大型礎石建物跡が発見されて以降、本格的な調査が行われていませんでしたが、昭和45（1970）年から開始した平地部での発掘調査により、築地壁や高床倉庫の跡など建物群が発見されています。

平野部については柱位置を示す建物跡の平面復元と築地塀を植栽により半立体的な復元を行っています。平面復元については経年劣化などにより視認性が低くなっています。

③月山東地区

政庁跡の東側に隣接するこの地区にも役所機能が置かれていたと考えられており、これまでに9棟の掘立柱建物の跡が発見されています。これらの建物についてはコンクリート製の柱を立ち上げた半立体的な復元が行われているほか、建物位置に砂利敷を施した復元が行われています。

④客館跡

政庁跡から南へ1 kmほどに位置しています。大宰府にきた外国使節を安置する客館だったと推定され、平成 26（2014）年に史跡に追加指定されました。平成 28（2016）年に『大宰府跡客館地区整備基本構想』を策定し、同構想に基づく第I期の整備は令和2（2020）年4月に完了して

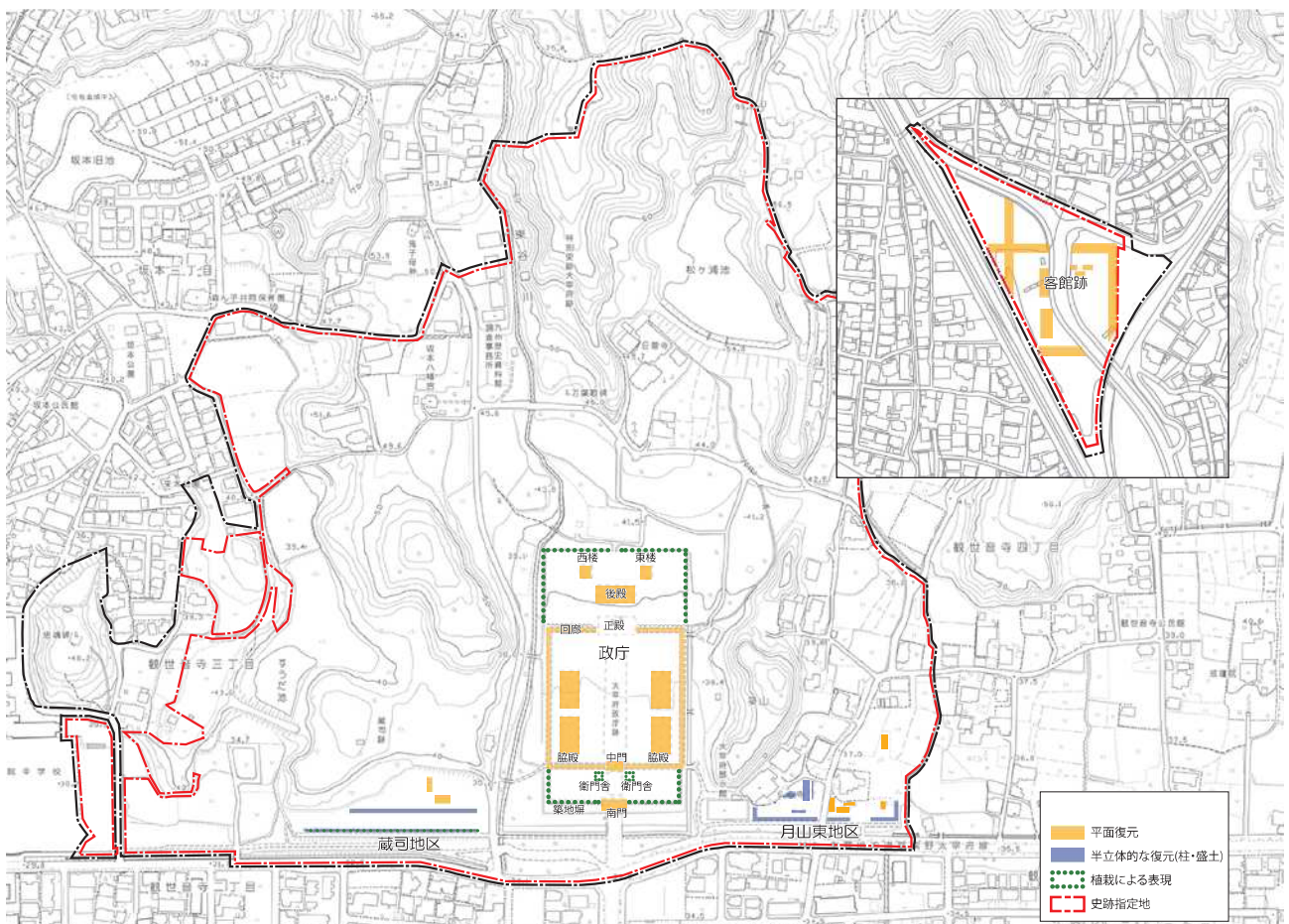


図2-34：主な復元整備の状況

います。客館地区では街路、主な建物の位置を平面表示しています。

2) 環境整備の状況

本史跡では、政庁跡周辺や歴史の散歩道沿道に四阿、トイレ等の便益施設が整備されています。

政庁地区で四阿4カ所、トイレ3カ所が整備されています。

多目的広場は3カ所あり、坂本と政庁跡南の多目的広場が来訪者を受け入れる導入拠点としての役割を担っています。

政庁跡の東側には遺構保存覆屋「大宰府展示館」が整備されています。この施設は、現在は解説拠点としての役割も担っています。このほか、万葉植物のハナショウブ園も整備され、多くの人々に親しまれています。

客館地区には客館跡史跡広場整備の一環として、史跡指定地外に展望所を備えた便益施設を整備しています。その壁面には客館跡に関する解説板を設置しています。

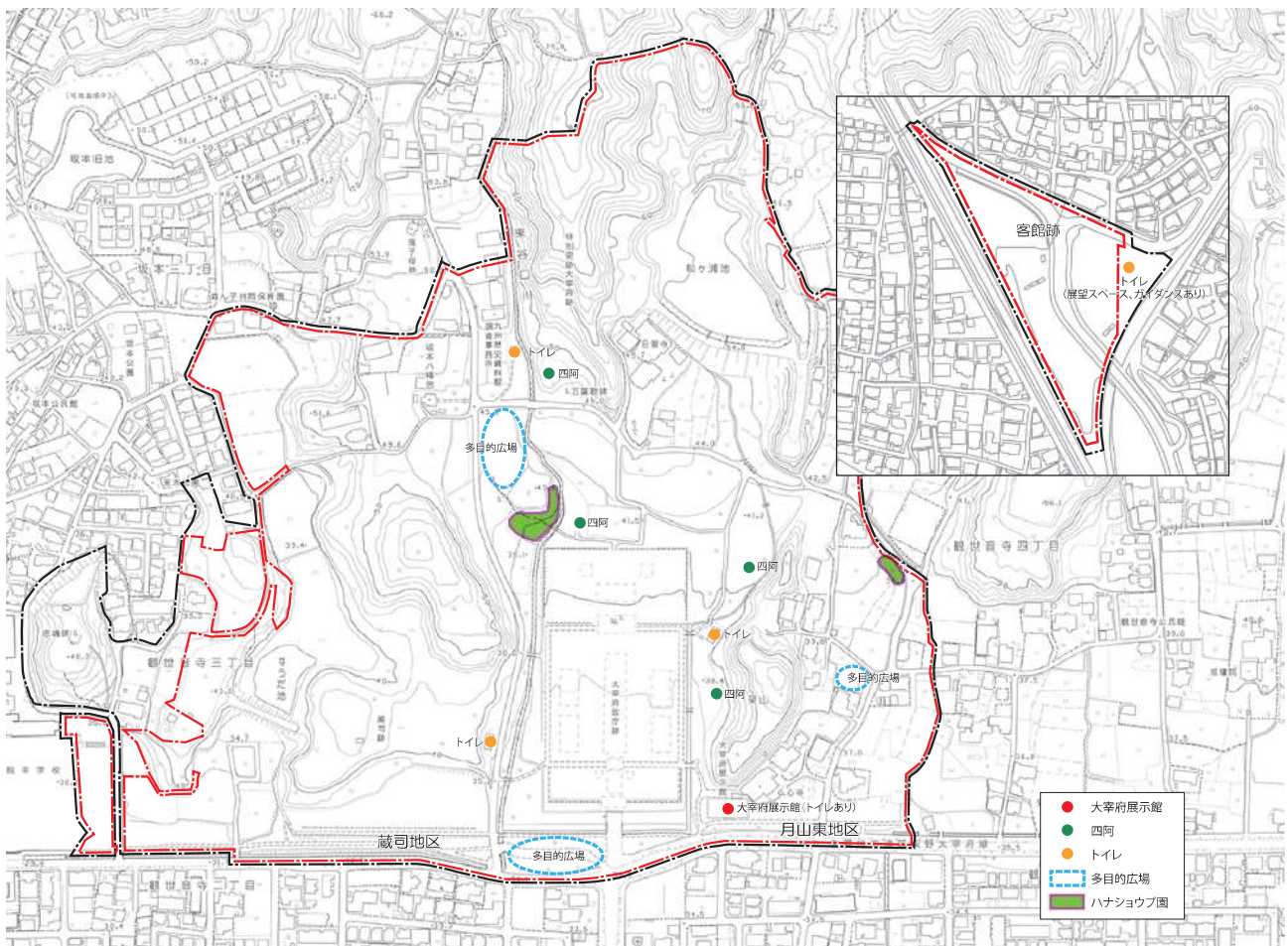


図2-35：主な環境整備の状況

3. 大宰府跡の価値と構成要素

『特別史跡大宰府跡保存活用計画』に定めた本史跡の価値と構成要素は以下の通りです。

3-1 大宰府跡の価値

本史跡には、日本史上でも重要な古代大宰府の歴史や、大宰府の遺跡そのものが現地に残されている「歴史的価値」があります。また、大宰府は、遺跡化した後にも、地上に礎石等が残っていたこともあり、中世以降現在まで人々の意識に残り続けています。それにより大宰府を守ってきた人と遺跡の関係が示す「人と遺跡が共存する価値」があります。また、古代大宰府が置かれた地形や豊かな自然が残される本史跡は、古代大宰府を思い起こさせる風景が生まれ、多くの人々に親しまれています。これを「風景の価値」とします。これらの価値は史跡全域で確認でき、相互に関連補完をしながら、本史跡の価値を形成しています。

(1) 歴史的価値

本史跡は、古代国家にあって大陸・朝鮮半島との外交を掌り、西海道（九州）諸国の政治行政を管轄した役所の中樞の遺跡で、大宰府関連史跡の中でも中心的な存在です。

特筆すべきは、古代大宰府の遺構が地下だけでなく、政庁跡や蔵司跡においては地表に露出して存在することです。

我が国の古代における政治・外交を知る上で極めて重要な遺跡が残されるだけでなく、その一部を実際に見ることができる本史跡は、他に類を見ない高い歴史的価値を有しています。

(2) 人と遺跡が共存する価値

本史跡は、中世以降、遺跡として認識され、遺跡と人々の生活が乖離せず、遺跡を取り囲むように人々の生活が長く続いてきました。

本史跡に関しては中世、近世、近代、現代へと保存や顕彰等についての様々な記録が残されており、史跡指定地の中にはそうした人と遺跡の共存の歴史を今に伝える文化遺産も数多く残されています。

人と遺跡が共存する歴史と、その歴史を今に伝える文化遺産が数多く存在することは、全国の史跡の中でも珍しく、本史跡を語る上で欠かせない価値です。

(3) 風景の価値

本史跡は、今日までの追加指定による面的な保存によって、四王寺山から連なる起伏豊かな自然地形が維持されています。

政庁跡に立つと、北には大野城が築かれた四王寺山、南には基肄城が築かれた基山を見ることができます。また、政庁跡の東西には四王寺山から連なる月山と蔵司周辺の丘陵が自然地形として残されています。大宰府政庁が、四王寺山の麓に広がる地形を巧みに活かして築かれた特徴を今に伝え、古代大宰府が感じられる貴重な場所となっています。

本史跡には多くの人々が訪れており、そうした人々の姿がある古代大宰府の風景は本史跡の大切な価値の一つです。

3-2 構成要素

本史跡の価値を踏まえ、大宰府跡の構成要素を整理します。

史跡の構成要素は、「価値を構成する要素」と「その他の要素」の2つに分類しています。「価値を構成する要素」は、「歴史的価値の構成要素」と「人と遺跡が共存する価値の構成要素」、「風景の価値の構成要素」に分類しています。「その他の要素」は、「史跡の保存活用に資する要素」と「地元住民の生活に資する要素」に分類しています。

また、大宰府跡に隣接する要素は、史跡指定地周辺の構成要素として分類しています。

表3-1：構成要素

史跡の構成要素	価値を構成する要素	歴史的価値の構成要素	<p><政庁地区>政庁跡の第Ⅰ期遺構、第Ⅱ期遺構、第Ⅲ期遺構</p> <p><政庁後背地区>政庁地区の政庁跡後方に展開する建物跡群</p> <p><月山地区>「^{ときやま}時山」の遺称地</p> <p><月山東地区>柵列に囲まれた区画跡、掘立柱建物跡群</p> <p><蔵司地区>大型建物跡、掘立柱建物跡群</p> <p><来木地区>鑄造関連の炉跡群、建物跡群、鑄造関連工房跡、瓦窯跡</p> <p><客館地区>大型建物跡（北棟、南棟）、倉庫跡、建物跡群、井戸跡、大宰府条坊跡</p>	
		人と遺跡が共存する価値の構成要素	文化遺産（※保存活用計画の9-2史跡指定地内の文化遺産リストに掲載）	
		風景の価値の構成要素	政庁跡から見える四王寺山、基山・天拝山・月山等の山林、政庁跡の植栽	
		その他の要素	史跡の保存活用に資する要素	建築物（大宰府展示館、便益施設、トイレ、四阿） 工作物（案内サイン、解説サイン等） 仮設物（市坂本事務所、九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所）
			地元住民の生活に資する要素	建築物（住宅、社寺、バス停）、工作物（柵、街路灯、電柱等）、農地、道路、水路、ため池
		史跡指定地周辺の構成要素		<p>政庁跡：大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡、大宰府政庁周辺官衙跡、大宰府条坊跡、住宅地</p> <p>客館跡：大宰府条坊跡、住宅地、西鉄天神大牟田線・太宰府線</p>

4. 課題の整理

第2章の史跡整備の経過と現状で述べたように、本史跡の整備の大半は福岡県が策定した『大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画／昭和48（1973）年』及び『大宰府歴史公園整備後期5ヶ年計画／昭和53（1978）年』に基づく工事を基本としており、施工開始以来、既に半世紀が経過しています。

本史跡では、現在、老朽化した公共設備等が顕在化しています。また、史跡の調査研究の発展が進む一方で、遺構の表現が未整備となっている箇所、史跡整備のコンセプトが更新できていない箇所も見られます。また、都市整備、防災、観光等の施策を踏まえた、追加の整備や更新が必要です。

以上の内容を踏まえ、本章では、保存整備、環境整備、公開・活用の視点から本史跡の課題整理を行います。

4-1 保存整備に関する課題

（1）遺構保存

正殿跡では、当時の礎石が地上に露出したままの姿で保存されています。礎石の周辺は、歩行者が頻繁に通る箇所を中心に、毀損が目立つようになっています。周囲より高い微高地にあるため、土砂の流出も見られます。また、正殿跡の近くに育つ木の根が礎石の下まで延びており、地下遺構の保存に支障をきたしています。



写4-1：毀損が目立つ正殿跡

礎石が露出したままの姿で保存される遺跡としては、蔵司の大型礎石建物も挙げられます。

遺構の残存状況、劣化状況、周辺状況等を踏まえつつ、遺構保存の確実性を高める適切な工法の採用が課題です。

他方、本史跡には、『史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則』に基づく説明板が、現在、設置されていない状況となっています。市民や来訪者等の目につきやすい一方、景観を乱さない適切な場所に説明板を設置する必要があります。

（2）地形の造成

急傾斜地の蔵司周辺、月山周辺で地形損傷箇所が確認されています。また、その箇所は多数存在します。令和5（2023）年の集中豪雨の影響で生じた月山東地区の崩落箇所は住宅の裏手で危険な状況でした。遺構保存や来訪者の安全確保に資する対策が課題です。



写4-2：月山東地区の崩落箇所

●蔵司周辺

地形損傷K1～K6は、急傾斜地であるとともに、樹木の根系の支持が弱まったりしたため、表層浸食が進行した、あるいは進行しつつある箇所です。オーバ

一ハング状態の部分も見られます。放置すると広範囲にわたって表土が流れ、崩落の再発や拡大の恐れがあります。

地形損傷K7は、水田の排水を受ける集水柵がないために、流水により周辺の地形が浸食されている箇所です。放置すると崩壊・崩落の恐れがあります。

地形損傷K8は、モウソウチクの地下茎に覆われており、全体的に地形損傷が見られる箇所です。地下茎による地形の物理的な崩壊や地形崩壊が見られます。

●月山周辺

月山周辺でも地形損傷箇所が複数確認されています。

T1、T6では、倒木や林床植生の衰退によって表土が流れ、表層の崩落が確認されています。

T2～T5、T7では、林床植生の衰退により、表土が流出し、根が浮いた状態となった箇所が確認されています。放置すると、表層崩落へとつながる可能性が危惧されます。

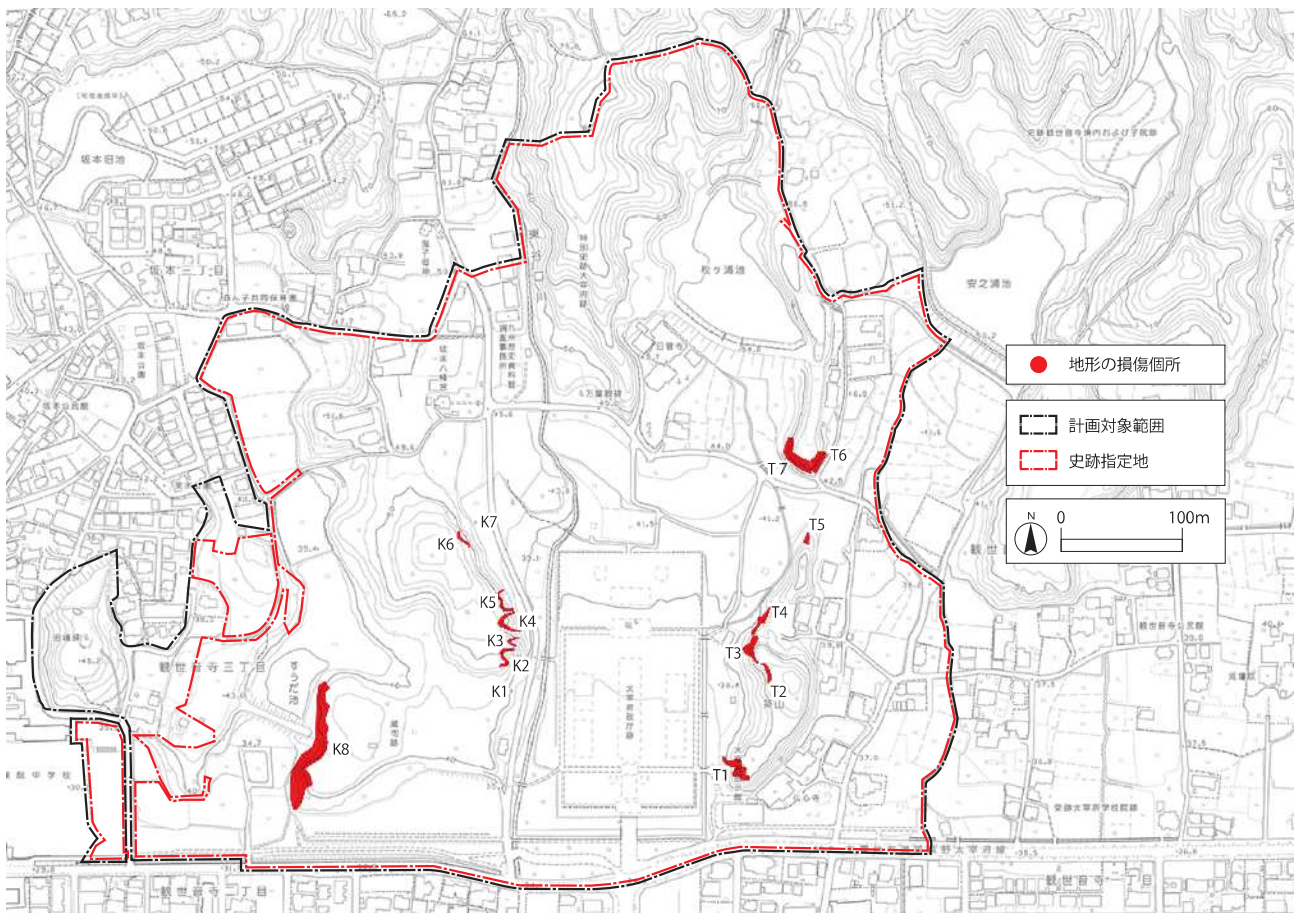


図4-1：地形の損傷箇所

(3) 緑地の管理

政庁跡周辺の樹木は、手入れが不十分で、全体的に過密気味です。巨木・高木が目立ち、林床が暗くなっています。樹勢が弱まり、倒木の危険性が危惧される樹木も見受けられます。また管理が不十分な竹林、樹木、てんぐ巣病に感染したソメイヨシノも多く見られます。

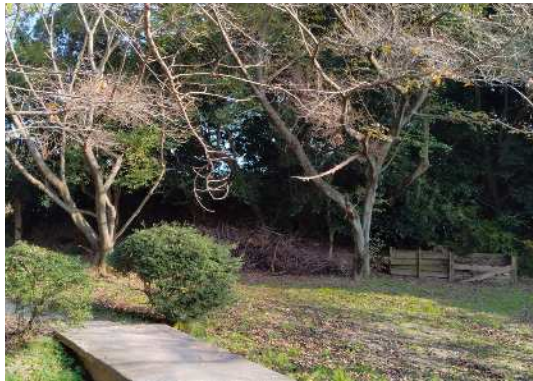
政庁跡では広い範囲に芝が貼られています。芝刈り等の作業が大きな負担となっています。政庁跡南側の水路には、水草が繁茂し、枯れる頃には臭いといった指摘もあります。



写4-3：手入れが不十分なモウソウチク（蔵司地区）



写4-4：過密気味の樹木（政庁跡の西側）



写4-5：てんぐ巣病に感染したソメイヨシノ



写4-6：水草が繁茂した濠（政庁跡の南側）

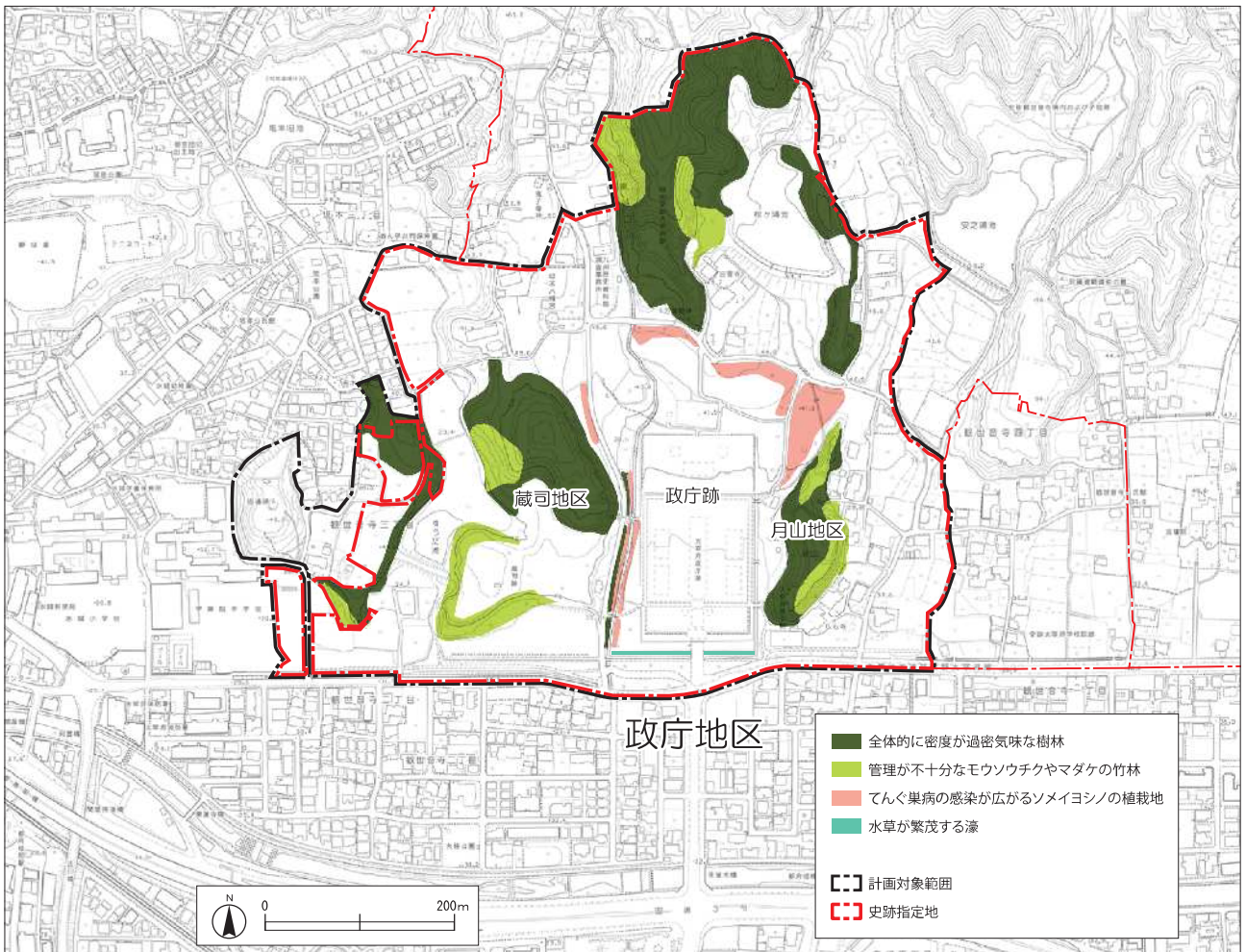


図4-2：植栽に関する課題

こうした現状に対して、昔の自然環境に戻すことは困難と考えられる一方、放置することは「古代大宰府が感じられる心地よい空間」に支障をきたすものと考えられます。

現状の植生を踏まえつつ、全体の植生のあり方を見直すとともに、今後の維持管理の負担等も考慮し、適切な植栽に取り組んでいくことが課題です。

(4) 排水施設（水路・濠等）の修理

政庁跡東側を流れる水路は、老朽化により河床のひび割れや護岸の落石が崩れた箇所が見られます。また、政庁跡南側を流れる濠でも護岸の崩落箇所が確認されています。

本史跡内では水はけが悪く、雨天時に水が溜まりやすい箇所も確認されています。

こうした箇所を放置することは、植栽木の管理同様「古代大宰府が感じられる心地よい空間」づくりに支障をきたすほか、大雨による水量増加に対応できない可能性があります。

遺跡や周辺状況を踏まえつつ、排水機能の改善や水系の環境維持に向けた適切な整備工法を選択し、実施することが課題です。



写4-7：河床のひび割れ・護岸の落石が目立つ水路



写4-8：護岸が崩落した濠

4-2 環境整備に関する課題

(1) 遺構の表現

本史跡では、平面復元（回廊、後殿、脇殿、中門、南門等）、柱・盛土による半立体的な復元（月山東地区や蔵司地区）、植栽による表現（衛門舎、築地塀等）により、遺構の表現が行われています。ただし、解説が十分ではなく、一般の方にとっては何を表現しているのか伝わりづらい状況です。加えて、復元の見せ方として、アスファルトで舗装された復元箇所（回廊）、砂利が敷き詰められた復元箇所（脇殿、中門、南門）、芝生と一体となった復元箇所（後殿、後殿付属舎）、植栽による復元箇所（衛門舎、築地塀）があり、復元の全体像が伝えづらい状況となっています。また、露出している礎石は復元礎石と本物の礎石が混在しており、違いが分かりづらくなっています。復元箇所は、経年劣化も目立つようになっています。特に、回廊の平面復元箇所は、管理用車両が通行する機会も多く、舗装の劣化につながっており、地下遺構への影響も危惧されます。他方、正殿跡の正面に位置する傾斜の地下には、東西に続く幅3mの石敷きがあり、その南側に0.3mの段差があることから、この部分が正殿と広場を分ける龍尾壇と考えられています。龍尾壇が存在することは、平安宮と類似するという本史跡の大きな特徴ですが、現状では、その存在はわかりづらい状況となっています。

一方、スマートフォンやタブレット端末等のデジタルデバイスを活用し、コンピュータで作成された映像を現地で見られるようになってはいますが、ダウンロード数が伸び悩んでいます。

昭和40年代の復元整備の成果に加えて、近年のデジタル復元、そして整備が完了している客館跡の整備内容も踏まえ、史跡全体の遺構の表現をどうしていくか検討が必要です。



写4-9：築地の半立体表示（月山東地区）



写4-10：復元の意図が伝わりづらい植栽による表現（衛門舎）



写4-11：劣化が目立つ平面復元箇所（回廊）



写4-12：芝生と一体となった平面復元箇所（後殿）

(2) 動線

1) 歩行者の動線

歩行者の動線としての役割を担う道路や園路の舗装の劣化が進んでいます。歴史の散歩道も経年劣化により、舗装が美装されていたことも分かりづらくなっています。この道路や園路は、歩道が無い歩車共存道路ですが、太宰府天満宮に向かう自動車の通過交通に利用されることも多く、歩行者の安全性が十分に確保されていません。

一方、政庁跡の東側となる月山側には歩行者が通りやすい舗装された園路がありません。そのため、政庁跡を眺めながら、その周辺を一体的に回遊できる動線が確保できていません。

歩行者の多くは、政庁跡の南に位置する多目的広場から橋を渡って政庁跡に向かいますが、段差であったり、路面が砂利であったりとバリアフリー環境が整っていません。また、大宰府関連史跡である8つの史跡への誘導動線が不明確であり、史跡地全体の回遊性を高める整備が確保されていません。

今後は、車いす利用者や、ベビーカーを押して歩く子育て世代等を含め、政庁跡だけでなく蔵司や月山、そして近年多くの人々が訪れるようになった坂本八幡宮をはじめ、史跡指定地全体を巡る歩行者の動線をどう整えていくかが課題です。



写4-13：劣化が目立つ道路（歴史の散歩道）



写4-14：バリアフリー環境が整っていない橋と園路（政庁跡の西側）



写4-15：バリアフリー環境が整っていない通路



写4-16：バリアフリー環境が整っていない政庁跡の階段

2) 管理用の動線

政庁跡とその周辺には管理用の動線が十分ではなく、管理用車両が回廊の平面復元箇所を通行する状態となっています。蔵司周辺や月山周辺では、管理車両が通れるような管理用の動線が

不十分であるため、間伐した樹木等を運ぶことも困難な状態です。芝刈り時には、作業員や芝刈り用の機材等を運ぶ車両が大宰府展示館の横に停められている状況です。

遺構の修理、崩落した地形の復旧、そして日常の植栽管理の負担軽減に資する管理用の動線の確保が課題です。



写4-17：芝刈りの様子



写4-18：芝刈りに伴う車両の進入の様子

(3) 案内・解説施設

案内板や解説板は、史跡指定地内に数多く設置されていますが、経年劣化で板面が読めなくなったもの、壊れて支柱のみになっているもの等、そもそも案内板や解説板としての役割を果たしていないものが存在します。加えて、内容の更新ができていない解説板、蔵司をはじめ案内板や解説板が未設置の場所も存在します。

他方、人通りが多い多目的広場周辺や大宰府展示館周辺、そして大宰府政庁跡への通路沿い等には、案内板や解説板に加えて、ペット・ゴミ・火気使用等に関する注意喚起サインも数多く設置され、サインの乱立が目立つようになっています。

そして、本史跡の案内板・解説施設は、一部アプリ等と連動して外国語表記に対応可能になってきていますが、全体的に外国語表記等に十分対応できていません。

近年は案内板や解説板の追加や更新に取り組んでいます。今後は、歩行者の動線等の設定を踏まえ、設置効果を最大限にするべく令和の都だざいふをコンセプトとして観光サイン・史跡地案内サイン等を統一し一体的な情報発信を行うなど、遺跡の解説に係る体系的な整備が必要です。



写4-19：歩行者の動線沿いに乱立する注意喚起サイン



写4-20：破損した案内板の支柱



写4-21：追加や更新を行っている案内板



写4-22：追加や更新を行っている解説板

(4) 多目的広場、管理・便益施設

本史跡には3つの多目的広場があります。本市は、これらの多目的広場を「太宰府市民政庁まつり」といったイベント、学校教育での社会科見学、遠足、修学旅行、サークル活動等で活用しています。しかし、本史跡の更なる活用を目指すにあたって、人の滞留を生むための多目的広場は不足している状況です。

他方、政庁跡周辺、そして歩行者の動線の役割を担う道路や園路沿いに、ベンチ、公衆トイレ、四阿、街路灯、車止め・柵等が設置されていますが、経年劣化が目立つものも増えています。

ベンチの中には、座面が低く座りづらいものや壊れたものも一部に見られます。

トイレの中には、整備から時を経て、バリアフリーに対応できていないものがあります。また、下水機能が脆弱で自然流下していないものも見られます。

本市では、令和6(2024)年には日本一長い猛暑日が続きました。そのような中で、四阿は、小学校の子どもたちをはじめ、まとまった人数が熱中症の危険性がある日差しの強い時間帯や急な雷雨等の際に避難できる規模のものがありません。

史跡指定地の中には、木柵もあり、これらは定期的な更新が必要です。

草刈りや樹木の間伐等に必要な道具類を保管する倉庫も不足しています。

支柱のコンクリートが爆裂し鉄筋がむき出しとなった四阿、支柱が錆びて破損している多目的広場の街路灯等、危険な状態のものも見られます。

上記の管理・便益施設は、整備した時期も異なるため、デザインの統一も不十分な状態です。既に整備されている管理・便益施設については、更新のあり方が問われています。



写4-23：座面が低く狭いベンチ、奥に壊れたベンチ



写4-24：支柱のコンクリートが爆裂し鉄筋がむき出しとなった四阿

(5) 公開・活用のための施設

本史跡の公開・活用施設と言えば、遺構保存覆屋「大宰府展示館」が挙げられます。ただし、大宰府展示館は、遺構の覆屋として建てられた施設であり、本史跡の解説拠点として建てられた施設ではありません。施設の内部は手狭で、老朽化も進んでいます。また、遺構を展示する面積が小さく、遺構の存在や役割が来訪者に伝わりにくい状況です。施設の周辺には樹木等が生い茂り、政庁通りからの視線が遮られ、施設の存在が分かりづらくなっています。

他方、政庁跡は、広く平面復元され、公開・活用されていますが、その全体像を指定地内で見ることができる視点場が不足しています。

遺構保存覆屋「大宰府展示館」の有効な遺構露出表示の手法の検討や本史跡の全体像を望む視点場の確保が課題です。

またその際、カフェや売店など訪れる人が気持ち良く休憩できる機能も必要です。しかしながら、大宰府展示館は遺構保存覆屋であり、大宰府関連史跡群のハブとして来訪者に史跡群の価値を伝える施設としては不十分です。将来的には来訪者の動線に沿ったエリアにカフェや売店も併設したビジターセンターを設置する必要があります。修学旅行や社会科見学といった団体利用も念頭にそれなりのスペースと展示・演出がなされた魅力ある施設が望まれます。



写4-25：樹木に囲まれた大宰府展示館

4-3 公開・活用等に関する課題

ここでは、政庁跡がある政庁地区と客館跡がある客館地区の公開・活用、管理運営、そして整備に向けた調査に関する課題について記載します。

(1) 公開・活用

本史跡は、『太宰府市文化財保存活用地域計画』において、重点的措置の大宰府関連史跡群の保存・活用（文化財保存活用区域）の中心的な史跡であり、特別史跡として保存が図られる一方、活用についてはまだ十分とは言えない状況です。

政庁跡がある政庁地区の南約1 kmには、客館跡がある客館地区が位置し、この客館跡も近年整備されていますが、一体的な公開・活用に関する取組は十分ではありません。

また、本市では観光客の大半が太宰府天満宮～門前町のエリアに集中しています。本史跡への周遊を促進するために、観光的側面から公開・活用を検討していく必要があると考えます。

他方、市内には、本史跡以外にも大野城跡、水城跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山が存在します。市外には、鴻臚館跡、牛頸須恵器窯跡、基肄城跡、阿志岐山城跡等も存在します。これらは本史跡と歴史的関わりも深い文化財であるとともに、日本遺産の構成文化財にも位置付けられていました。本史跡の公開・活用にあたっては、これら文化財等との一体的な活用も求められています。

また、政庁跡からは、北に大野城跡が築かれた四王寺山、南には基肄城跡が築かれた基山を望むことができます。客館跡からは四王寺山に加えて、宝満山を望むことができます。本史跡の史跡指定地からこれらが見通せることは古代日本の「西の都」の位置関係を知る手がかりとして重要です。本史跡の公開・活用を考える上で、本史跡周辺の景観保全も大切な条件の一つと考えています。

また、本史跡は学校教育での社会科見学、現地学習、遠足、修学旅行、サークル活動等で利用されてきましたが、より多くの人々に史跡の価値を伝えるために、体験や学習プログラムの充実が求められています。

(2) 管理運営

本史跡の管理運営にあたっては、草刈りや樹木の間伐等が大きな負担となっています。加えて、リールをつけない犬の散歩、ゴミの投棄、ボール遊びといった史跡としてふさわしくない利用をされる方等への注意や対策も問題となっています。

草刈りや樹木の間伐等にあたっては、(公財) 古都大宰府保存協会や市民のボランティア団体である「月山の会」等との連携にも取り組んでいます。今後、より多くの人々に本史跡に来てもらう活用の推進を目指すにあたって、史跡指定地の日常的な利用に対する管理運営についても、市民団体等と連携していく必要があると考えます。また、本史跡の生物多様性を確保するため、外来生物等の防除に取り組んでいくことが求められています。

他方、客館跡については、スケートボードの利用、チラシを燃やす行為、ゴミの放置といった利用のルールに従わない行為が把握されており、防犯等に対する対応も求められています。

(3) 調査

史跡整備にあたっては、遺構や遺物を傷めないよう最大限配慮し、実施する必要があります。

そのためには、整備の前提として、遺構や遺物の場所を把握しておくことが必要ですが、発掘調査が行われていない場所も残されています。事業実施にあたっては、適切な工事の場所や工法等の設定を見据えて、工事の前に、発掘調査を実施する必要もあると考えます。

5. 整備基本方針

5-1 基本理念

本史跡は、大正10（1921）年3月「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づき史跡に指定され、昭和28（1953）年3月「文化財保護法」に基づく特別史跡に指定されました。特別史跡とは、「史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）」であり、国民共有の財産として、その価値を保存し、次世代へと確実に伝えて行くことが求められています。さらには、天平時代の大宰帥大伴旅人がこの地で催した梅花の宴の情景を描いた万葉集より元号令和が生まれたことにより、本史跡は令和発祥の地「令和の都」として全国から注目され、改めて本市のゆるぎない誇りとなりました。本史跡は本市の歴史文化を語る上で欠かせない、極めて重要な文化財です。

本市は、この特別史跡大宰府跡の保存活用に向けて、平成29（2017）年3月『特別史跡大宰府跡保存活用計画』を策定し、本史跡の価値として「歴史的価値」、「人と遺跡が共存する価値」、「風景の価値」を定め、本史跡の目指す方向には「古代大宰府が感じられる心地よい空間」を掲げました。また、令和4（2022）年7月に国の認定を受けた『太宰府市文化財保存活用地域計画』では、目指す方向に「住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、慶びを分かち合える『世界に冠たる令和の都太宰府』」を掲げ、重点的措置には大宰府関連史跡群の保存・活用（文化財保存活用区域）を設定し、本史跡を含めた史跡整備に向けた措置を定めています。

上記より、本史跡は、我が国を代表する特別史跡として国民共有の財産であり、大陸文化の影響を受けて開花した本市の歴史文化を語る上で欠くことのできない存在であることが明らかです。

本市は、特別史跡である本史跡を「世界に冠たる令和の都太宰府」の象徴として市民の誇りとなり、そして市内外から訪れる人々にも親しまれる本史跡をよりよい姿で後世に守り、伝えていきたいと考えています。

本計画では、市民や市民団体の理解と協力を得て、関係機関等とも連携し、古代大宰府の歴史を辿り、古代大宰府の歴史文化が感じられる心地よい空間を維持向上し、活用を進めていくことを本史跡の整備に関する基本理念とします。

市民や市民団体の理解と協力、関係機関等との連携による
古代大宰府の歴史を感じられる心地よい空間の維持向上と活用

5-2 整備の目指す方向

本史跡は、東に宝満山と大宰府学校院跡、北に大野城跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、西に水城跡が位置しています。そして、政庁地区と客館地区のふたつに分けられます。

政庁地区の南に客館地区が位置し、追加指定を受けたことで、碁盤目の地割をもつ古代都市の空間的な広がりがより感じられるようになったと考えます。

昭和40年代～50年代に本格的な復元整備が図られた政庁地区では、現在、様々なイベント等が開催されています。また、客館地区の整備も完了し、訪れる人々が徐々に増えています。しかし、太宰府天満宮と比べると、本史跡を訪れる人は限定的です。

今後は、特別史跡としてだけでなく、旧日本遺産の中心として、古代日本の「西の都」が歩んだこれまでの歴史を辿り、古代大宰府の歴史を感じられる心地よい空間の維持向上を図り、政庁地区と客館地区、そして周辺に所在する関連史跡群や太宰府天満宮、条坊を継承した市街地等を人々が相互に回遊したくなるネットワーク形成に資するような導入拠点の形成など、既存の整備により形成された現状を最大限に活かしつつ、本史跡の一体的な保存と先進的多用途活用の推進に取り組むために必要な整備を進めていきます。

他方、今後の整備の推進にあたっては、持続可能性に対する配慮も不可欠です。長期の使用やメンテナンス等に配慮した素材、規格、工法等の採用に努めます。

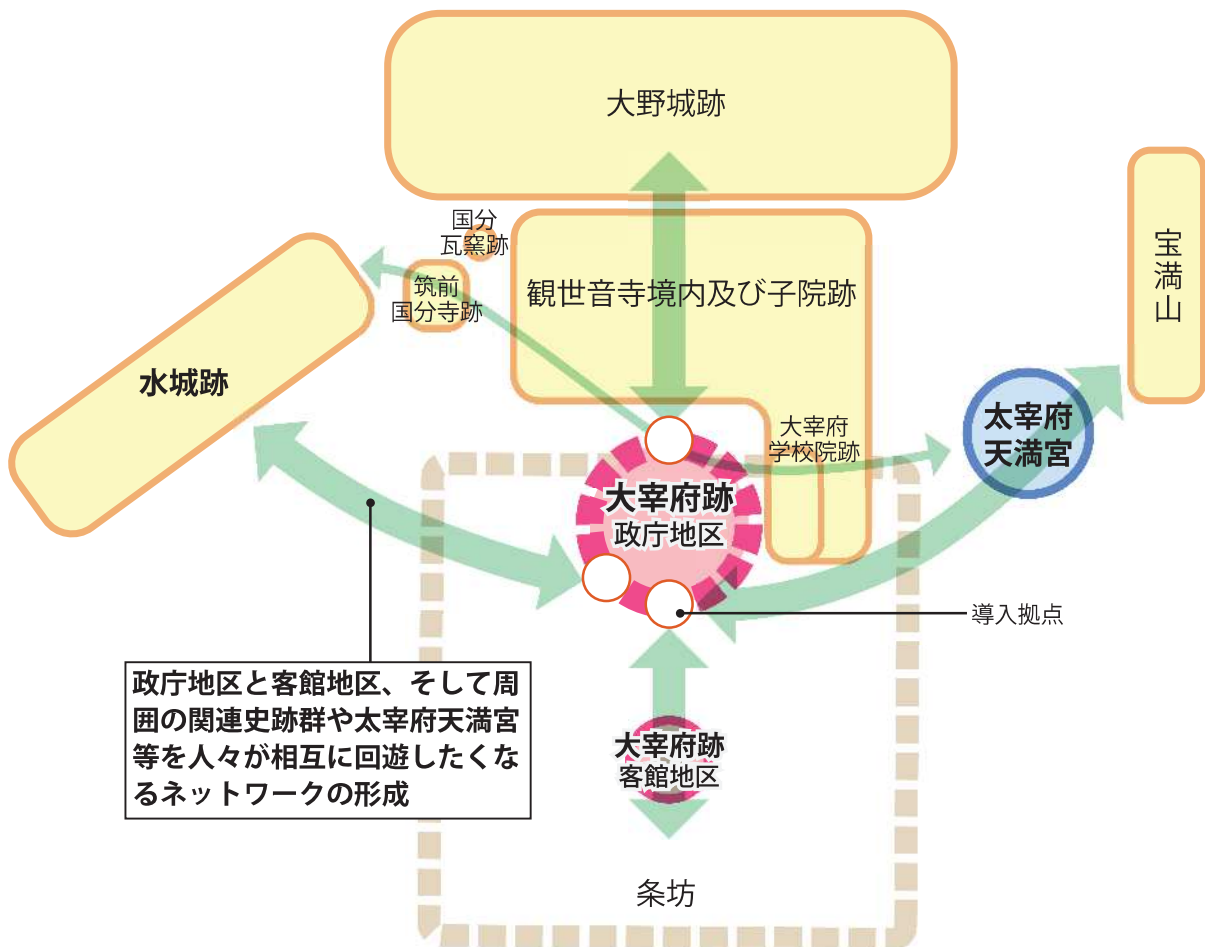


図5-1：整備の目指す方向

5-3 全体計画

本史跡の政庁地区と客館地区は、地理的に離れ、整備された経緯や現状も大きく異なることから、本史跡の整備に関する目指す方向を政庁地区と客館地区に分けて設定します。

なお、本計画の基本的な計画期間は「1-6計画期間」で述べたように令和8(2026)年度～令和22(2040)年度の15年間ですが、ここでは西の都として繁栄した古代大宰府の歴史が感じられる心地よい空間の維持向上に向けて、本史跡の整備に関する目指す方向を長期30年も見据えて設定します。

(1) 政庁地区

政庁地区では、正殿跡の毀損が目立つようになっています。また、月山や蔵司の地形損傷、手入れが不十分な樹林等も見られます。

他方、政庁地区は、特別史跡に指定されるだけでなく、旧日本遺産「古代日本の「西の都」」を象徴する構成文化財として重要な史跡です。本市は、令和4年(2022)7月、地域計画を作成し、「先進的多用途活用により、新たな付加価値を生み出し、多くの人に親しまれ、人々が集まる史跡の実現」を目指すことを定めたところです。



政庁地区においては、西の都として繁栄した古代大宰府の歴史が感じられる心地よい空間として、遺跡の保存整備を第一とし、時代のニーズに対応した活用に応えうる環境整備の両立を目指します。

心地よい空間の維持を図るため毀損が目立つ箇所は補修等を行うとともに、ユニバーサルデザインの採用をはじめ心地よい空間としての魅力や機能等の向上を図る新規整備の推進に取り組みます。また、遺構表示の手法について再検討し、来訪者に価値を伝えるよう努めます。

(2) 客館地区

客館地区では、古代大宰府の客館に関する遺跡が発見され、史跡としての整備が施された範囲です。掘立柱建物・井戸・土坑・畑・柵・溝・小穴・瓦窯・土取り跡等が検出され、条坊区画も明確に出現しました。

地区内は、『大宰府跡客館地区整備基本構想』に基づき、I期整備が完了しています。その整備は、広場的な空間整備を暫定的に行ったものです。整備された客館跡史跡広場は、周辺の住民も利用し、好評を得ています。西鉄二日市駅に近いこともあり、見学を目的に訪れる人もいます。



客館地区においては、『大宰府跡客館地区整備基本構想』に基づき、II期整備、III期整備の推進を目指します。

II期整備、III期整備の推進にあたっては、政庁地区と同様に、心地よい空間の維持を図るため毀損が目立つ箇所は補修等を行うとともに、I期整備の期間において実施された活用モニタリングの結果を踏まえ、心地よい空間としての魅力や機能等の向上を図る新規整備を検討し、その推進に取り組みます。

5-4 政庁地区の整備方針

客館地区の整備は、『大宰府跡客館地区整備基本構想』に基づくものとし、以下には政庁地区についての保存整備と環境整備に関する方針を設定します。

1) 政庁地区の保存整備方針

- 地上に遺構が露出する政庁跡の正殿跡や蔵司跡の遺構保存に取り組みます。
- 蔵司や月山の急な斜面地における表層崩壊箇所等の修復に取り組みます。
- 管理が不十分な緑地（林縁部、植栽植物、竹林、水草等）の整理等に取り組みます。
- 損傷が目立つ排水施設（水路・濠）の修理に取り組みます。

2) 政庁地区の環境整備方針

- 「西の都」大宰府の歴史文化を表す遺構の復元整備等に取り組みます。政庁跡（『特別史跡大宰府跡保存活用計画』のI地区）については、昭和40年代～50年代に福岡県が行った大宰府歴史公園整備で採用された政庁第Ⅲ期（平安時代）の遺構表現を踏襲し、当面は平面的な表現を基調とします。なお、区画機能のある柵や塀などの表現には、見学者の理解を促すため、立体的な表現を用いることを検討します。具体的には、政庁の中枢部での広場や正殿の権威を示す龍尾壇の表現、政庁前を横切る四条路、月山東官衙と四条路の境の表現などがそれにあたります。
- 政庁跡の内外に人々の回遊を促すメイン動線やメイン動線と政庁跡を結ぶサブ動線等をバリアフリーに配慮して整備します。
- 本史跡地及び近隣史跡への誘導動線を明確にし、8つの史跡地の一体感や回遊を促す案内・解説施設の整備に取り組みます。また、案内・解説施設はインバウンドやユニバーサルツーリズムに配慮した内容とします。既に整備されており、経年劣化や機能が時代のニーズに合っていないものについては必要に応じて補修や撤去等に取り組みます。
- 政庁地区と客館地区、そして周囲の関連史跡群や太宰府天満宮等を人々が相互に回遊したくなるネットワークの形成を目指し、導入機能を担う多目的広場の整備に取り組みます。また、史跡指定地の維持管理の負担軽減に資する管理施設や、多様な来訪者を受け入れ、訪れた人々が快適に利用できる便益施設の改修、整備に取り組みます。既に整備されており、経年劣化や機能が時代のニーズに合っていないものについては補修、再整備に取り組みます。
- 本史跡に関する解説拠点として遺構保存覆屋「大宰府展示館」の解説拠点としての機能強化や本史跡を望む視点場の整備の推進に取り組みます。その際、カフェや売店など訪れる人が気持ち良く休憩できる機能も必要です。整備にあたっては、ICT技術やユニバーサルデザイン等の採用を検討します。

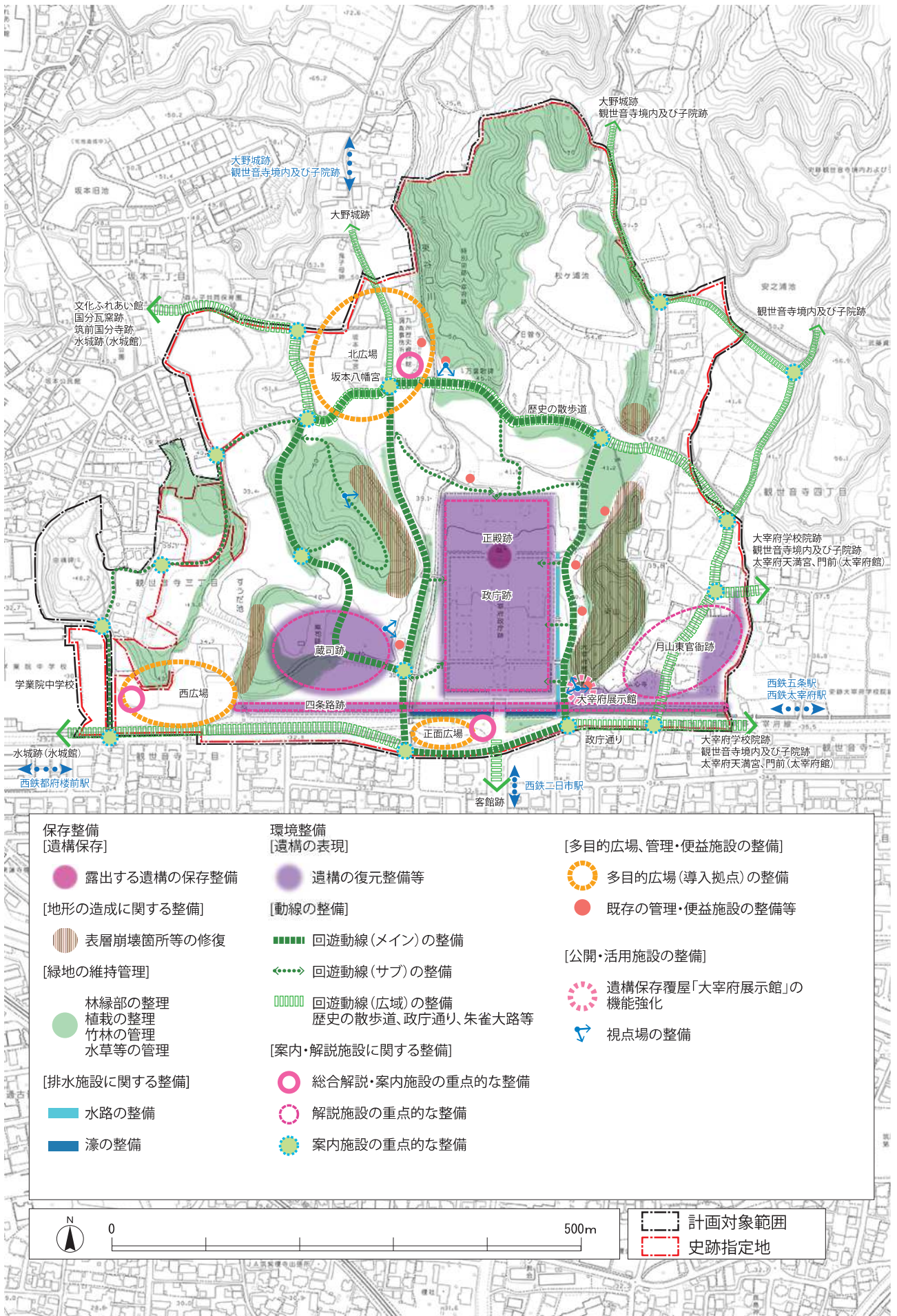


図5-2：整備方針

6. 整備基本計画

本章では、令和8(2026)年度～令和22(2040)年度の15年間で行う整備計画を設定します。

6-1 遺構保存に関する整備計画

正殿跡や蔵司跡において、地上に露出する遺構等の保存整備に取り組みます。また、本史跡の中で歩行者交通量の最も多い、政庁跡の南側正面に、本史跡に関する説明板を設置します。

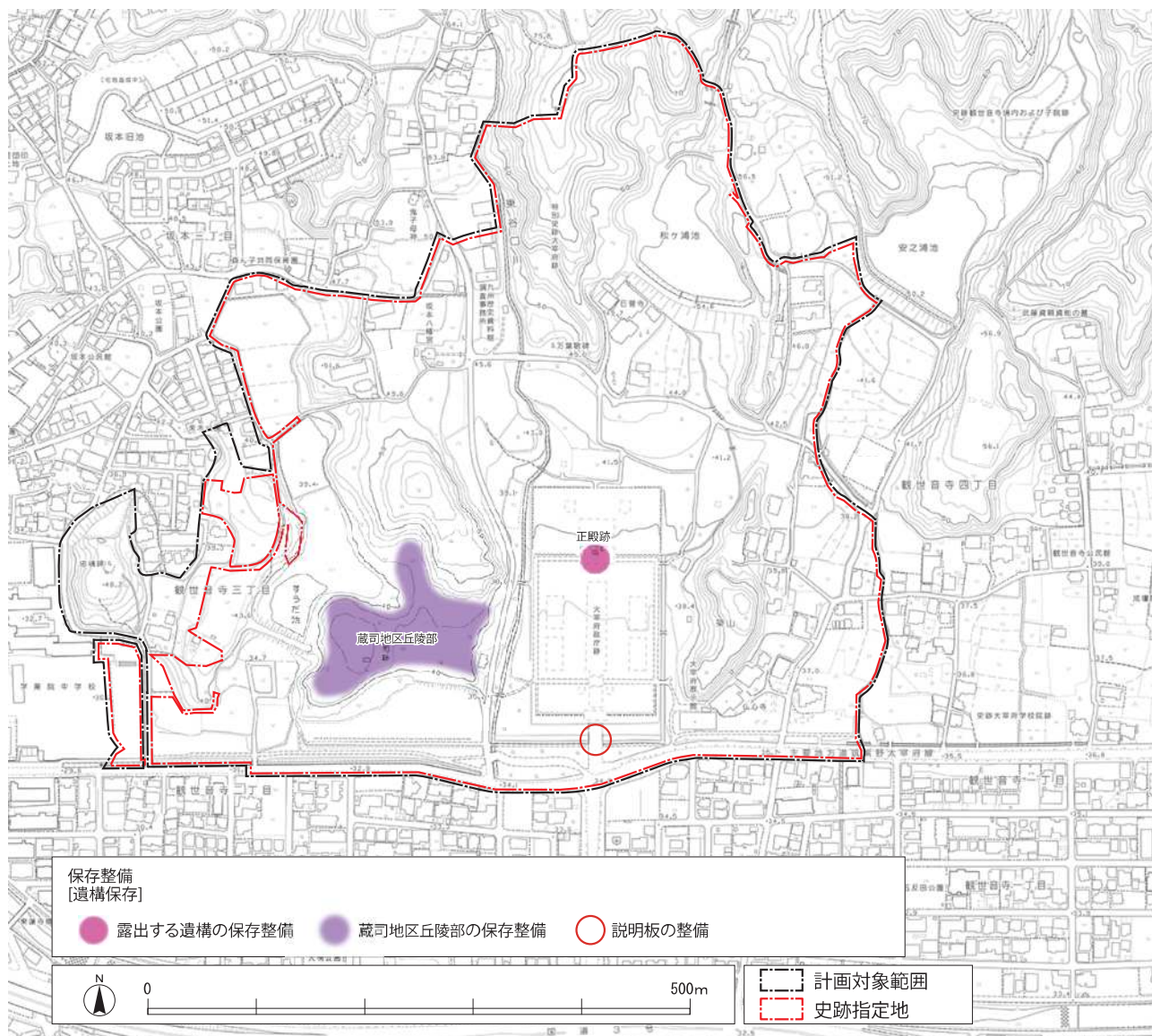


図6-1：遺構保存に関する整備計画

(1) 正殿跡の遺構保存

正殿跡は、本史跡の心地よい空間の維持向上を望む市民意向にも配慮し、急激な景観の変化を招くような復元整備等は当面は行いません。他方、歩行者が頻繁に通る箇所を中心に、毀損が目立つようになってきました。千年以上の時を経て現代に残された竹まいを継承するとともに周囲との調和を図るため、基壇跡に根を延ばし、その保存に支障をきたしている樹木の伐採や基壇跡を守る盛土の整備に取り組みます。

(2) 蔵司跡の遺構保存

蔵司地区丘陵部については遺構周辺に繁茂する竹やクスノキなどの樹木の伐採を行い、大型礎石建物跡ほかの遺構保存に取り組みます。

大型礎石建物跡は正殿跡の礎石と同様に、保存状況を踏まえた対策が問われます。モニタリングを行いながら、周辺の平面復元等を目指します。

(3) 説明板の整備

政庁跡の南側正面に、『史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則』に基づき、史跡の名称、指定年月日、指定理由、説明事項、保存上注意すべき事項、史跡に係る地域を記す図面等を示した、来訪者に分かりやすい説明板を設置します。

なお、政庁跡の南側正面には既に様々な解説板等が設置されていることから、説明板の設置にあたっては、設置効果も最大限にするべく令和の都だざいふをコンセプトとして観光サイン・史跡地案内サイン等を統一し一体的な情報発信を行うなどの観点から、それらを整理し来訪者の誘導や景観に十分配慮します。

6-2 地形の造成に関する整備計画

表層崩壊箇所、表層流出箇所、及び流水浸食箇所を修復します。

地形の修復にあたって、まずは想定される地形ラインを根の状態等から総合的に推定します。

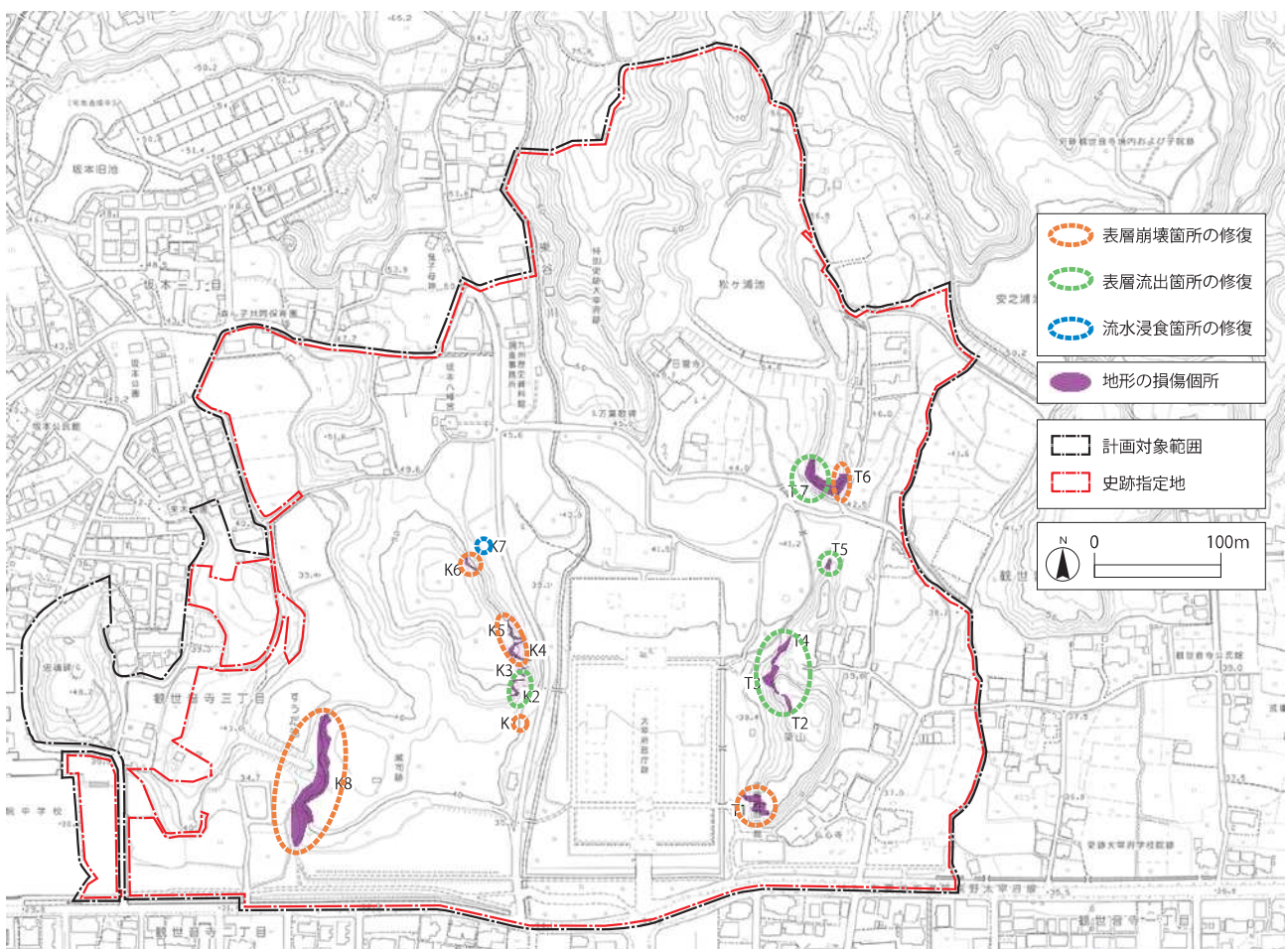


図6-2：地形の造成に関する整備計画

修復部の表層は、植生による被覆を基本とし、景観や生態系に配慮します。

修復部周辺の樹木の整理の際には、根株は残置して萌芽させることとします。整備後は、林内の植生管理を行い、林内の照度を保持して表層の植生を維持します。

また、修復の際は、樹木に関する既往の調査資料等を精査した上で適切な整備に取り組みます。

(1) 表層崩壊箇所の修復

オーバーハング状態となった表層崩壊部は、表層のみの法面保護では保持が困難であるため、裏込材に連続繊維補強土工や地山補強土工等を組み合わせた地形補修を検討します。

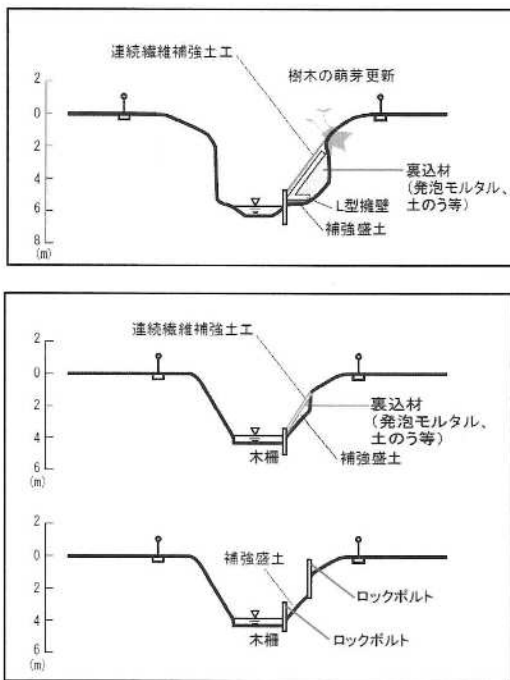
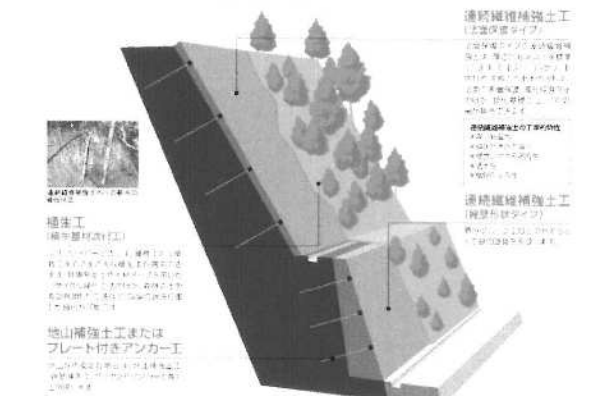


図6-3：表層崩壊の修復イメージ（参考：史跡玉川上水保存管理計画書）

ジオファイバー工法（連続繊維複合土工）

国土交通省新技術活用促進システム(NETIS)登録 KT-980183-V

ジオファイバー工法とは、斜面崩壊防止のために「地山補強土工」を併用し、「連続繊維補強土工」(地山補強土工)、「植生工」の工法を組み合わせた「連続繊維複合土工法」です。従来の工法よりも高い保土力と保水効果を得ることで、斜面崩壊防止効果が高まります。また、保水効果により、斜面崩壊防止効果が高まります。また、保水効果により、斜面崩壊防止効果が高まります。



ジオファイバー工法の特徴

- ・ 食肉配法にも、土質に適合する安価な工法に採用することが可能です。
- ・ 連続繊維補強土工は「植生工」と併用して保土効果を高め、斜面崩壊防止効果が高まります。また、保水効果により、斜面崩壊防止効果が高まります。
- ・ 従来の工法よりも高い保土力と保水効果を得ることで、斜面崩壊防止効果が高まります。また、保水効果により、斜面崩壊防止効果が高まります。
- ・ 斜面崩壊防止効果が高まります。また、保水効果により、斜面崩壊防止効果が高まります。
- ・ 斜面崩壊防止効果が高まります。また、保水効果により、斜面崩壊防止効果が高まります。

(2) 表層流出箇所の修復

表層流出部は、表層崩壊部と比較して軽度であるため、種子吹付等による法面保護を検討します。

(3) 流水浸食箇所の修復

水田のU型側溝の流末にコンクリート製の集水柵を設置し、排水管を接続することによって、流水による侵食を防ぎます。

6-3 緑地に関する整備計画

県が昭和40年代～50年代に実施した整備の古代を感じさせるというコンセプトは継承しつつ、今後は古代を感じさせる心地よい空間の維持向上に向けて、植栽の整理に取り組みます。

全体的に、他の史跡との連関性の顕在化等を図るため、樹林の密度調整や健全化に向けて、林縁部の樹林の整理、竹林の手入れ、植栽樹木の整理を行います。また、史跡を多方面から味わえるよう、万葉植栽を行うなど、四季を味わえるような整備に取り組みます。

なお、本市は、樹木の伐採や剪定等の検討にあたって、史跡指定地内における樹木の分布調査等を行っています。樹木の生育状況や専門家との協議等を踏まえ、必要に応じて追跡調査を実施します。

政庁南側の濠に生育する水草は、過度な繁茂を防ぐため、適切な季節に刈り取りを行います。

外来種の防除については、『太宰府市環境基本計画』を所管する担当課と連携しながら、緑地や濠等に生息する動植物の現況把握を行い、外来種の駆除や繁茂を防ぐための啓発・情報発信等に市民団体等と取り組みます。

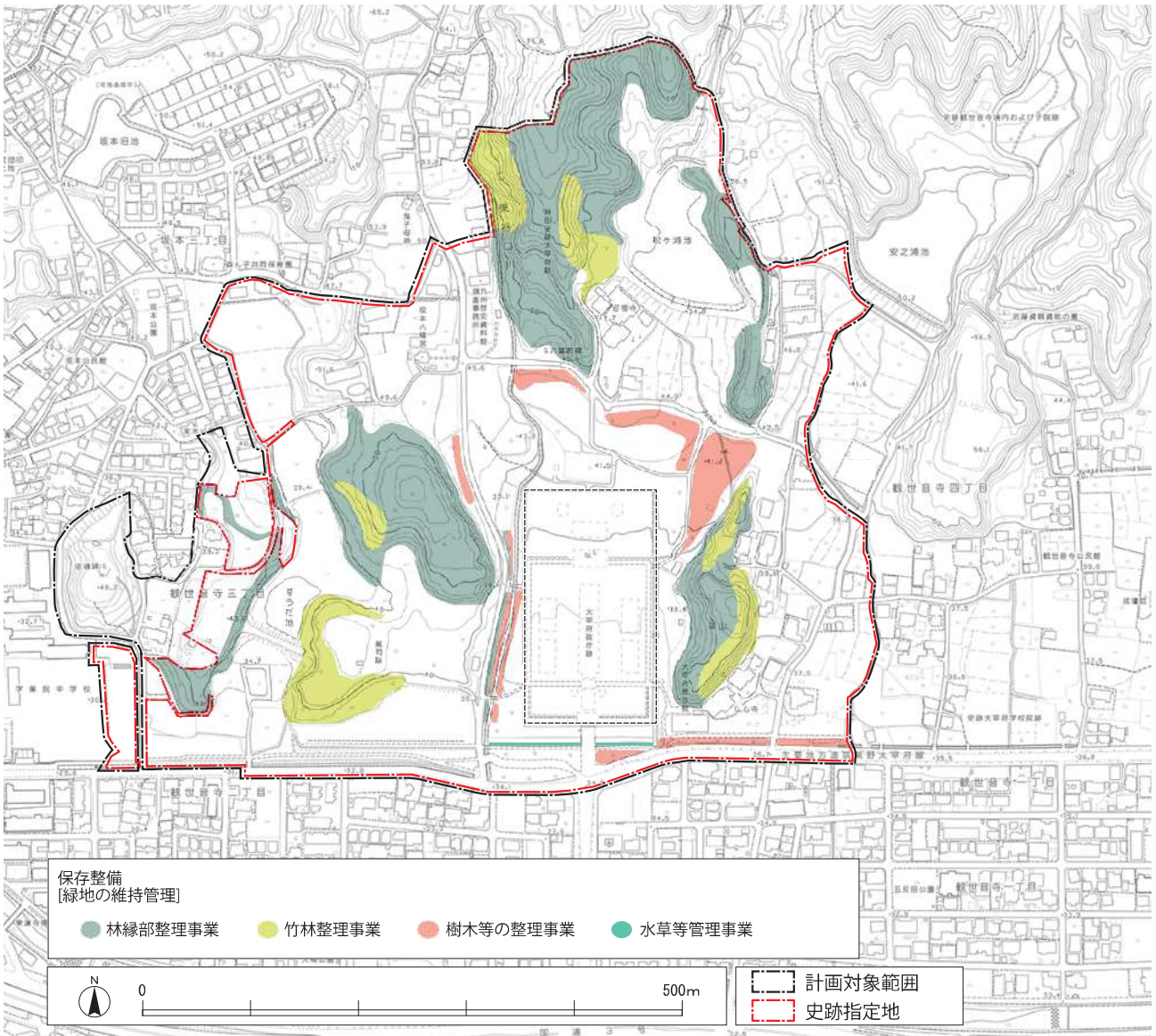


図6-4：緑地に関する整備計画

(1) 林縁部の整理

林縁部については、今後巨木化する恐れのある樹木や土砂災害の恐れのある斜面地等を定期的、優先的に管理していくことを目指します。

フジやクズ等のつる植物は、高木に巻き付き、樹木の衰弱を招く恐れがあり、特にクズは樹木の樹幹を覆い尽くし、光が当たらなくなった樹木の衰弱を招く恐れが高いことから、つる切りを実施します。つる切りは、年1回、夏季頃、根元を切断します。

樹勢が弱った樹木、道路等に枝葉が張り出した樹木、そして今後予定する新たな歩行者動線等の整備にあたって眺望を遮るような樹木等を対象として、整枝や伐採に取り組みます。

なお、伐採にあたって、史跡の地形保護のため、基本的に、根株の撤去は行いません。

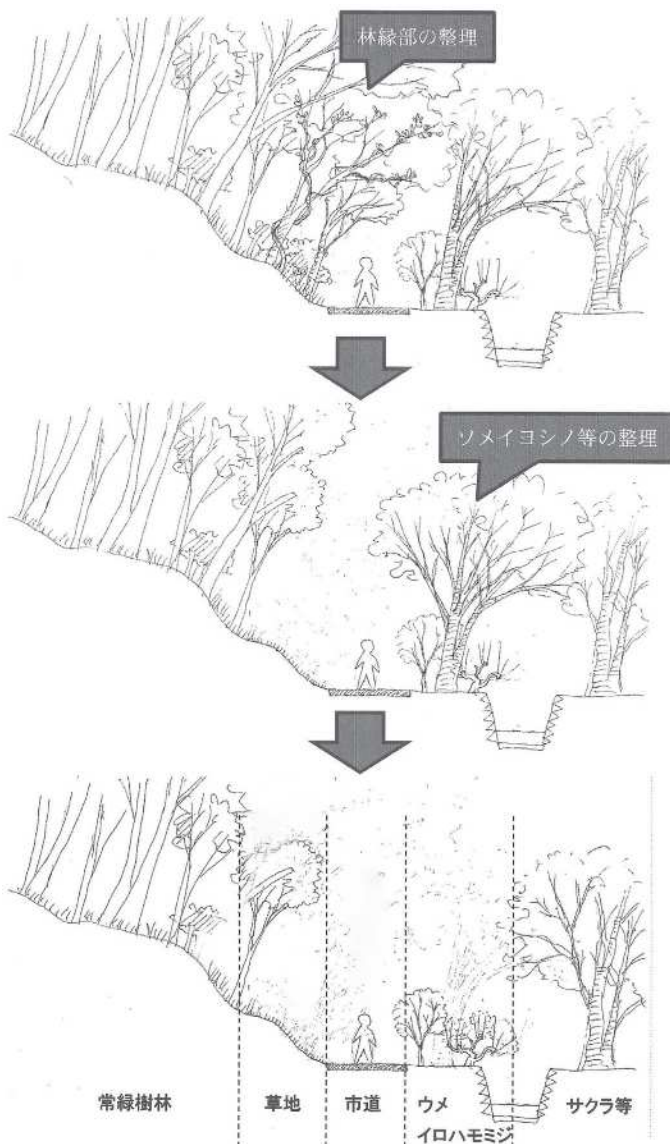


図6-5：植栽の管理イメージ



図6-6：整枝イメージ

(2) 竹林の管理

月山や蔵司を中心として、手入れが不十分で人が立ち入れないほど繁茂した竹林の管理を行います。

モウソウチク優占の常緑広葉樹林やマダケ優占の広葉樹林は、広葉樹の保全と再生を目指し、定期的な間伐に取り組みます。

蔵司のモウソウチク林は、竹林としての適切な維持管理を目指し、密度の調整を行います。

なお、竹林の管理は市民団体と連携しながら必要に応じて適宜実施します。

(3) 樹木等の整理

植樹された樹木は、老木化や大木化したもの、そして枝葉が茂り、密集している箇所も多いことから、ソメイヨシノ、ウメを中心に樹勢が弱った樹木を間引きし、イロハモミジをはじめ樹勢が比較的良好な樹木を主体的に保全することで、全体的な樹木の密度調整と健全化を図ります。

てんぐ巣病に感染したソメイヨシノは、病巣を早期に除去するとともに、重症の個体は回復の見込みが少ないため伐採します。なお、ソメイヨシノは花見のシーズンには多くの人々が訪れる樹木であることから、伐採後にはソメイヨシノに変わる花樹として、古代にふさわしいヤマザクラや令和の都だざいふ「梅」プロジェクト太宰府梅園構想によるウメへの植え替えも検討します。

なお、サクラ等は政庁跡周辺の回遊動線沿いに植樹されていることから、園路の整備と一体的に取り組みます。

(4) 水草等の管理

政庁南側の濠に繁茂するナガバモダカ、キショウブ等の外来種を刈り取り、除去します。在来種のヨシについては適度に刈り取り、繁茂を抑えます。

なお、政庁南側の濠では福岡県の重点対策外来種に選定されているオオフサモや園芸スイレン、アメリカザリガニの生息が確認されています。水草等の管理にあたって、『福岡県侵略的外来種リスト 2018』や『福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021』を踏まえ、これら外来種の適切な管理や防除に配慮します。

なお、水草等の管理は濠の護岸整備と一体的に取り組みます。

侵略的外来生物：外来生物の中でも地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある生物。なお、特定外来生物とは、侵略的外来生物の中で生態系や人の生命・身体、農林水産業等に被害を与えるものとして、国が法律（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づき指定した生物のことを言う。

生態系被害防止外来種リスト：特定外来生物の規制だけでは、外来種対策として不十分であるとの考え方のもと、平成 27（2015）年に日本における外来種対策の総合戦略である外来種被害防止行動計画とともに作成・公表された外来種リスト。福岡県では、このリストに基づき、平成 30（2018）年には『福岡県侵略的外来種リスト 2018』を作成し、県内における対策の優先度が高い侵略的外来種を整理。令和 3 年（2021）年には『福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021』を作成し、重点対策外来種 20 種を対象に効率的かつ効果的な防除のマニュアルを示している。

6-4 排水施設（水路・濠等）に関する整備計画

政庁跡周辺を流れる水路や濠の護岸崩落防止を図るため、石、コンクリート、蛇籠、木といった素材から適切な構造、工法を選択し、排水施設（水路・濠等）の整備に取り組みます。整備にあたっては、給排水のコントロールを図るため、必要に応じて流量計算を行い、適切な形状寸法、質、外観等を検討します。

水はけが悪い箇所については、地下遺構への影響のおそれがない排水手法、排水経路を検討し、新規整備や再整備に取り組みます。

政庁跡東側を流れる水路は、護岸の列石が崩落した部分の原状復帰に取り組みます。また、河床のひび割れが目立つ場所については、地下遺構に配慮しながら面的な修復を行います。なお、水路は政庁跡東側の月山沿いの園路整備と一体的に取り組みます。

政庁跡南側に位置する濠は、護岸が崩落している場所の修復を行ったうえで、植生に配慮しながら四条路との一体的な整備に取り組みます。

なお、水路や濠の整備にあたっては、水生生物の生息環境に配慮します。

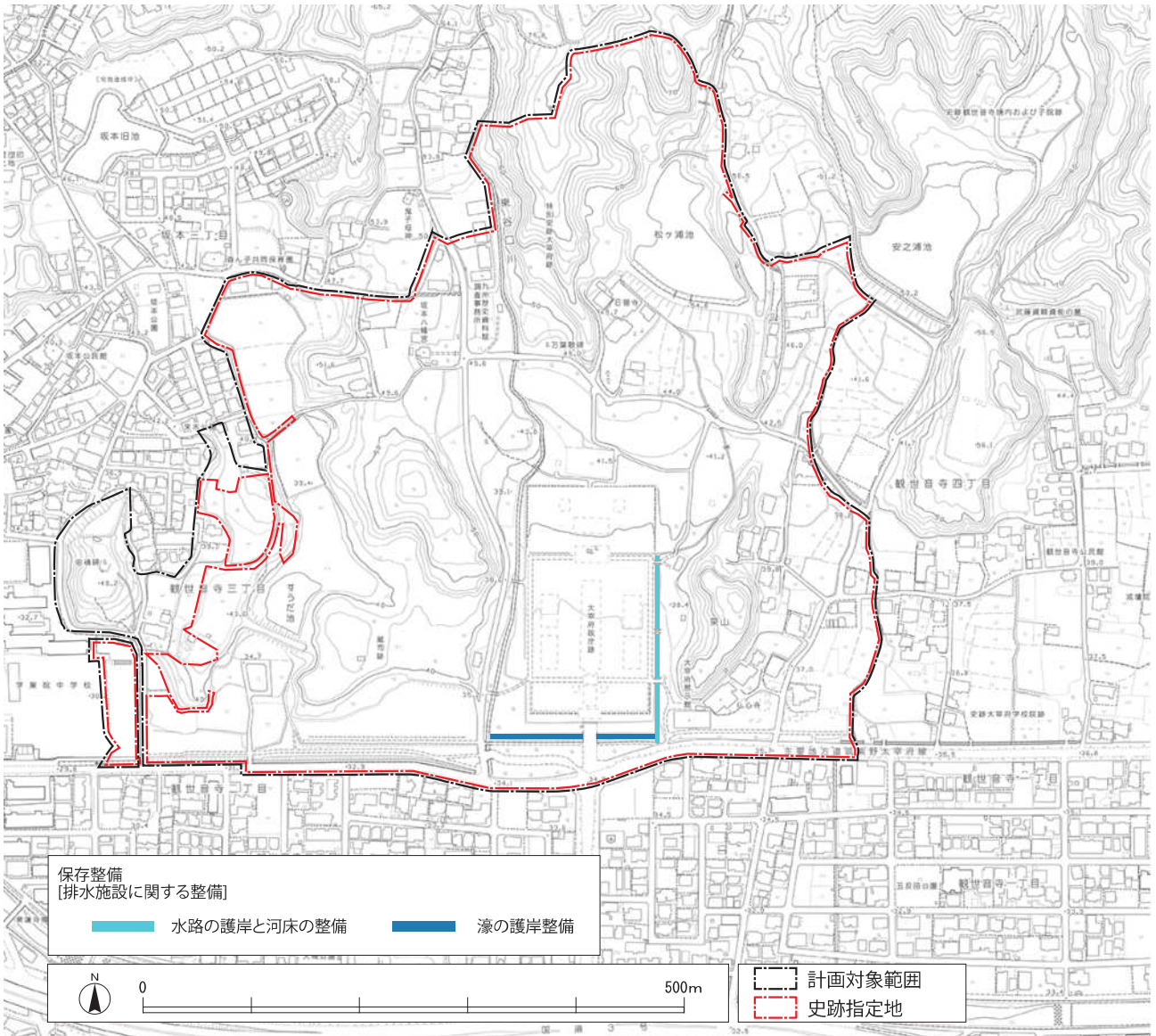


図6-7：排水施設（水路・濠）に関する整備計画

6-5 遺構の表現に関する整備計画

これまでの復元整備の実績を踏まえ、全体的には政庁跡第Ⅲ期の遺構と同時代の復元整備の推進に取り組みます。なお、前述したように、政庁跡は政庁第Ⅲ期の遺構表現を踏襲し、当面は平面的な表現を基調としますが、区画機能のある柵や塀などは見学者の理解を促すため、立体的な表現を用いることを検討します。

また、部分的に第Ⅱ期の遺構の復元整備を実施している月山東官衙跡等については、誤解が無いように、適宜、解説を充実させます。

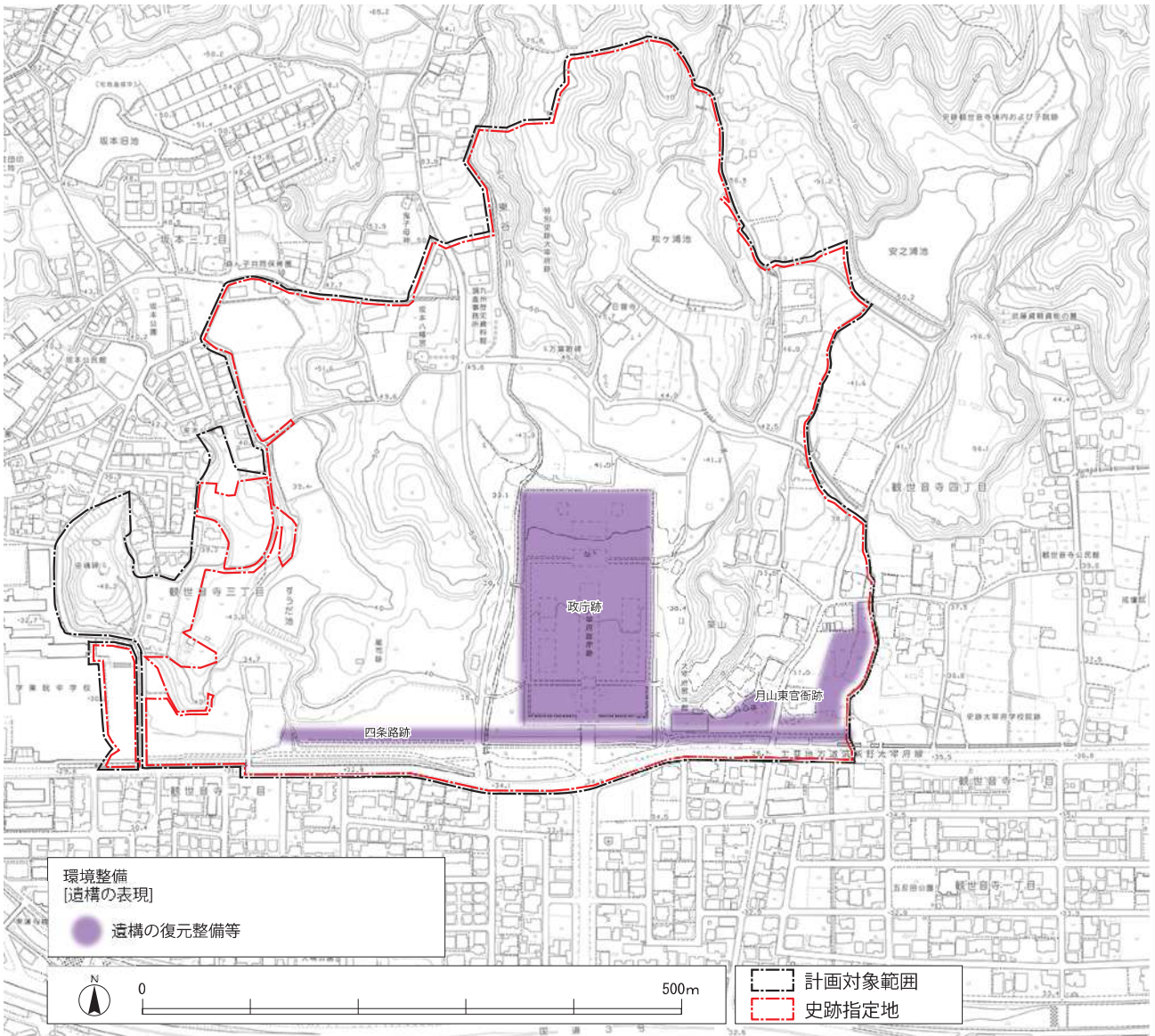


図6-8：遺構の表現に関する整備計画

(1) 政庁跡の復元整備

既往の整備箇所については復元方法が異なっており、経年の劣化で破損した整備箇所が多く見られることから、全体の点検と、修理を行います。

回廊跡は、遺構の存在を顕在化させることを意図し、経年劣化が目立つアスファルト舗装を撤去して整備します。

芝生と一体となった復元箇所（後殿、後殿付属舎）、植栽による復元箇所（衛門舎）は、建物復元の全体像をわかりやすくすることを意図し、砂利が敷き詰められた復元箇所（脇殿）と同じように更新します。

植栽による復元で、周囲と政庁跡を画す築地塀は、政庁跡の範囲を明示するだけでなく、周囲環境との調和を図る上で有効と考え、現状維持とします。なお、けものみちの様に穴が空いた箇所も見られることから、そうした箇所は穴をふさぐように植樹等を行います。

内庭の一部で砂利敷き舗装された中央部分は、来訪者用の動線として歩きにくいことから、砂利敷きを改め、発掘の成果を踏まえつつ、バリアフリーや水はけに配慮した舗装の整備を行います。

龍尾壇は、特別な性格を持った場所としての存在感を顕在化するため、その復元を目指します。復元にあたっては、既往の調査結果から、龍尾壇の範囲、意匠、石の大きさ、石段の高さ等を確認するとともに、正殿跡との調和を見据えつつ復元時期を設定します。

なお、南門の手前にある階段や、中門の段差等、高低差がある場所はスロープの設置を検討します。スロープは撤去や定期的な交換が行いやすいよう、仮設のものとし、本史跡の景観に配慮した設置場所、色合い、素材、高さ等を検討します。

なお、舗装の整備やスロープの設置にあたっては、車いす利用者や、ベビーカーを押して歩く子育て世代等が通行しやすいように平らな路面を整備しやすい舗装とします。

設計段階では、必要に応じて発掘調査、事例調査等を行います。

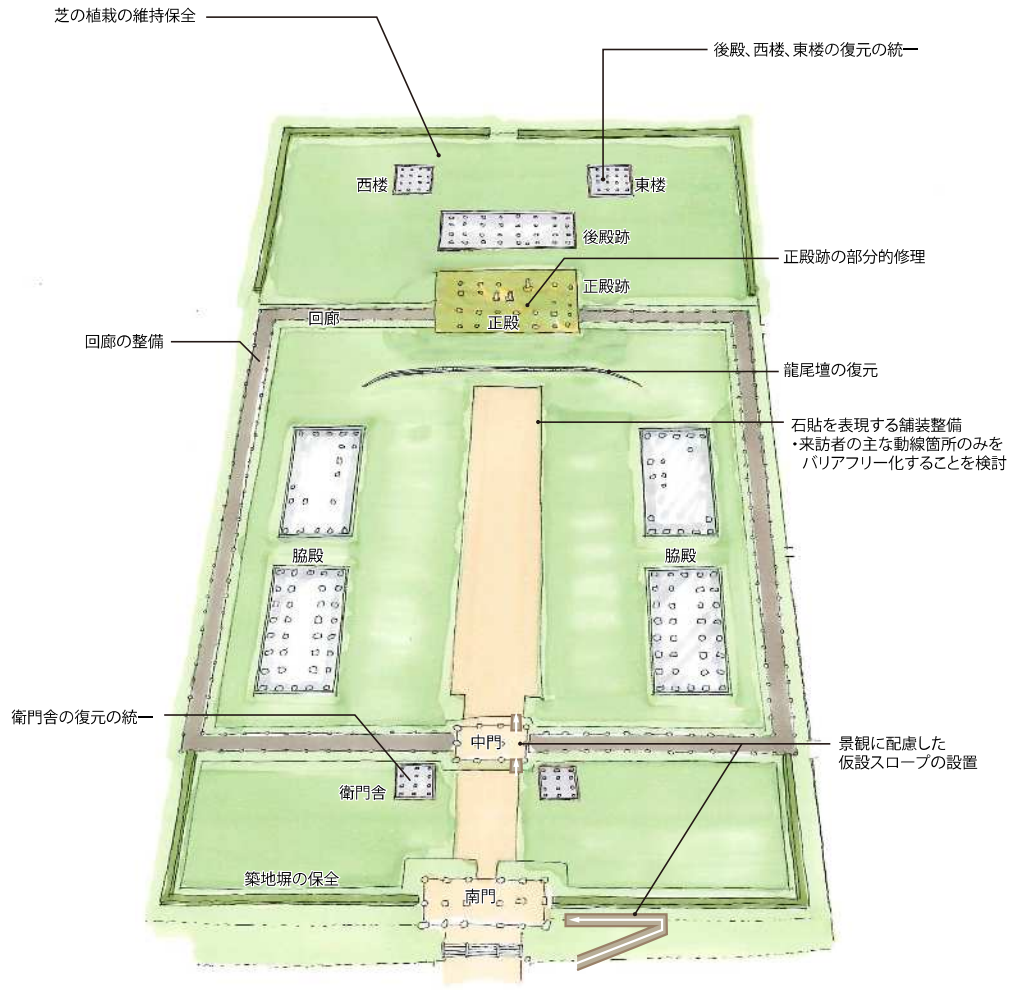


図6-9：政庁跡の整備イメージ

(2) 月山東官衙跡の復元整備

月山東官衙跡は、政庁跡第Ⅱ期と同時代の列柱を半立体復元しています。なお、市がコンクリート柱で復元した箇所と県が木柱で復元した箇所があり、表現が異なります。県が整備した木柱は腐り、撤去されています。

月山東官衙跡の復元整備は、既往の政庁跡第Ⅱ期と同時代の列柱の復元整備を踏襲します。県が整備し、木柱が撤去されている箇所は、市が行ったコンクリート柱と同じ仕様の半立体による復元整備とします。半立体による復元は、四条路跡と一体的に整備することにより、四条路跡全体の連続性や直進性を顕在化させるものであり、復元整備と併せ、政庁跡第Ⅱ期と同時代の列柱であることを明示する解説の充実に配慮します。

(3) 四条路跡の整備

政庁跡の南門前を東西に結んでいた四条路跡を顕在化することを目的として、蔵司方面と月山東地区官衙跡方面とを結ぶ四条路跡の表現整備を目指します。

整備にあたっては、発掘調査の成果や既往の復元整備の現状等を踏まえ、幅員、表現のあり方等を十分検討します。



図6-10：四条路跡の整備イメージ

園路（新設）を回遊動線（メイン）と位置付け、その整備に取り組みます。

政庁跡東側の月山沿いの園路（新設）は、政庁跡の心地よい空間を損なうことなく、政庁跡と月山が分断されないように、幅員、線形、舗装材の採用等に十分配慮します。また、地下遺構の位置も考慮します。

政庁跡北側の歴史の散歩道沿いの園路（新設）は、歴史の散歩道を通する車も多いことから、散歩道と分離した園路として整備します。

政庁通りは、県道であることから、その整備については、県と協議します。

回遊動線（メイン）の園路から政庁跡や蔵司等に分岐する園路は、回遊動線（サブ）と位置付け、回遊動線（メイン）と併せた整備に取り組みます。

園路の整備にあたっては、バリアフリーに努めるとともに、歩いて回遊する楽しさを伝える工夫として起点から終点までの距離の表示、見渡しのよい場所への案内板や解説板等の設置に取り組みます。

園路の一部は、芝刈りや樹木の伐採等の維持管理やイベント活用時の負担軽減を図るため、管理車両として軽トラックが通行できる整備とします。なお、管理車両が通る園路は、一般車両の進入は禁止し、必要最低限の幅員を確保します。

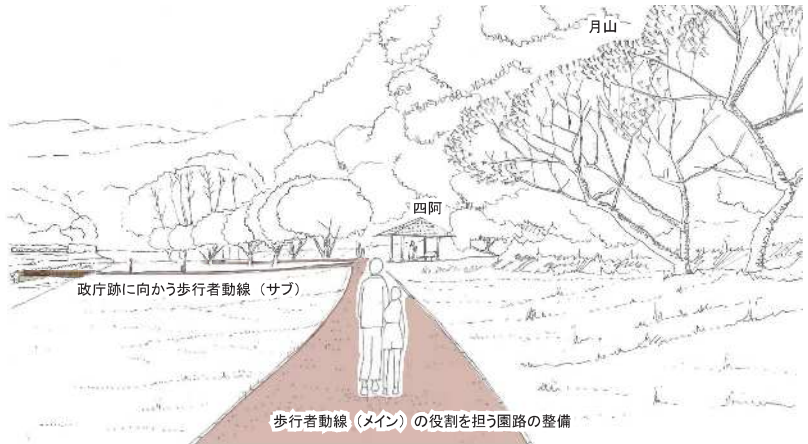


図6-12：政庁跡東側の回遊動線（メイン、サブ）の整備イメージ

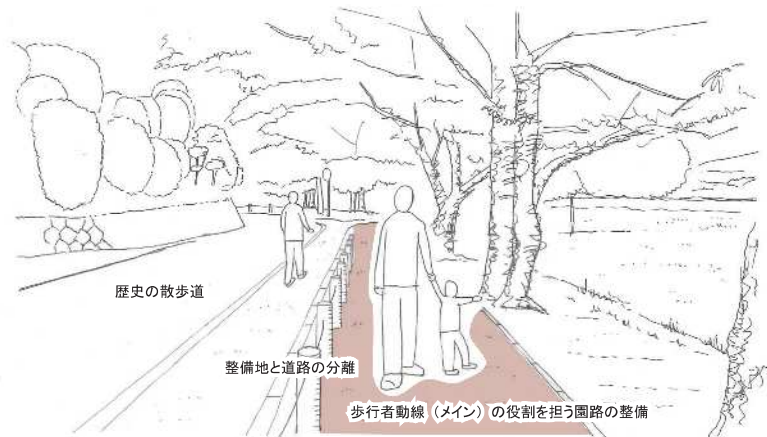


図6-13：政庁跡北側の回遊動線（メイン）の整備イメージ

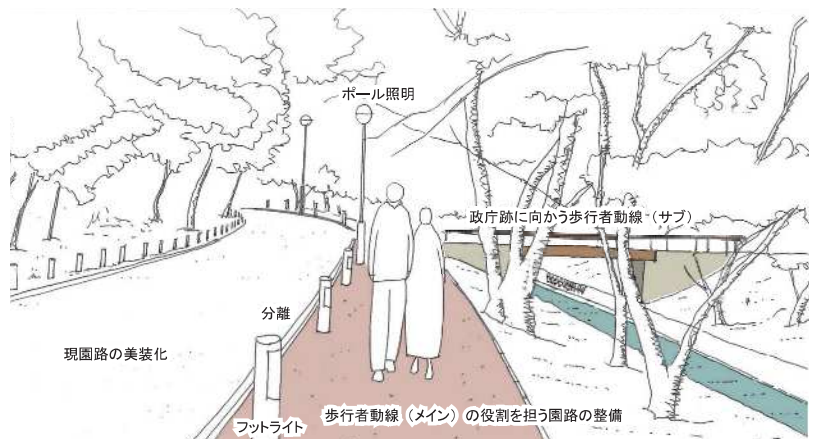


図6-14：政庁跡西側の回遊動線（メイン、サブ）の整備イメージ

(2) 回遊動線（広域）の整備

歴史の散歩道、西鉄都府楼前駅から西鉄太宰府駅を結ぶ政庁通りを回遊動線（広域）に位置付け、その整備に取り組みます。

歴史の散歩道は、市内観光回遊の主なルートとして二次交通（レンタサイクル等）の利用の場として注目される一方で、路面等の経年劣化が目立つことを踏まえ、所管する都市計画課と連携し、歴史の散歩道と認知されるように、周囲の景観と調和した美装化に取り組みます。

政庁跡北側の歴史の散歩道は、園路（新設）のルートが並行することから、一体感の形成に十分配慮します。

なお、政庁通りは、前頁で述べたように、県道であることから、その整備にあたっては、県と協議します。

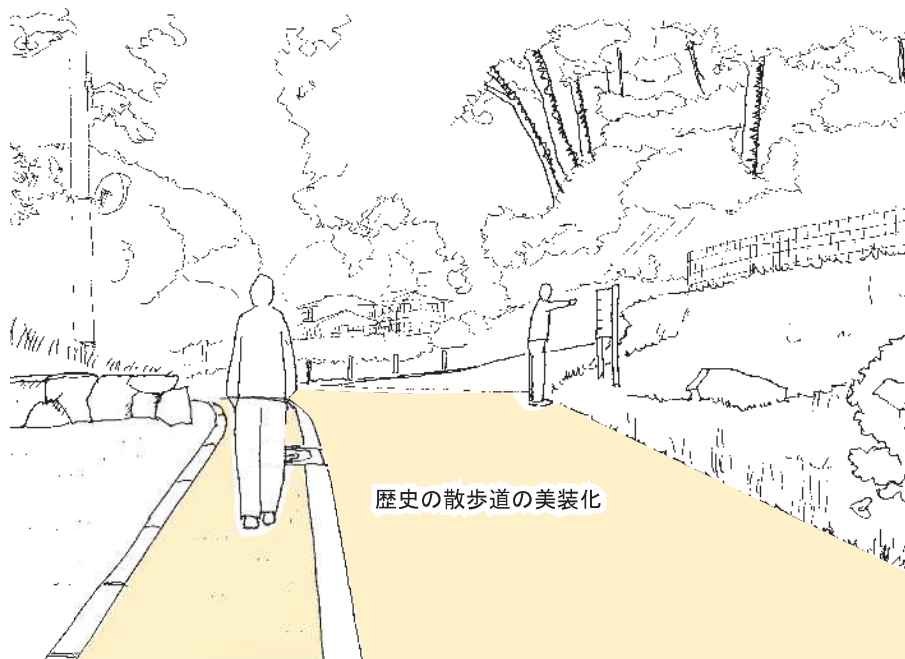


図6-15：歴史の散歩道と滞留スペースの整備イメージ

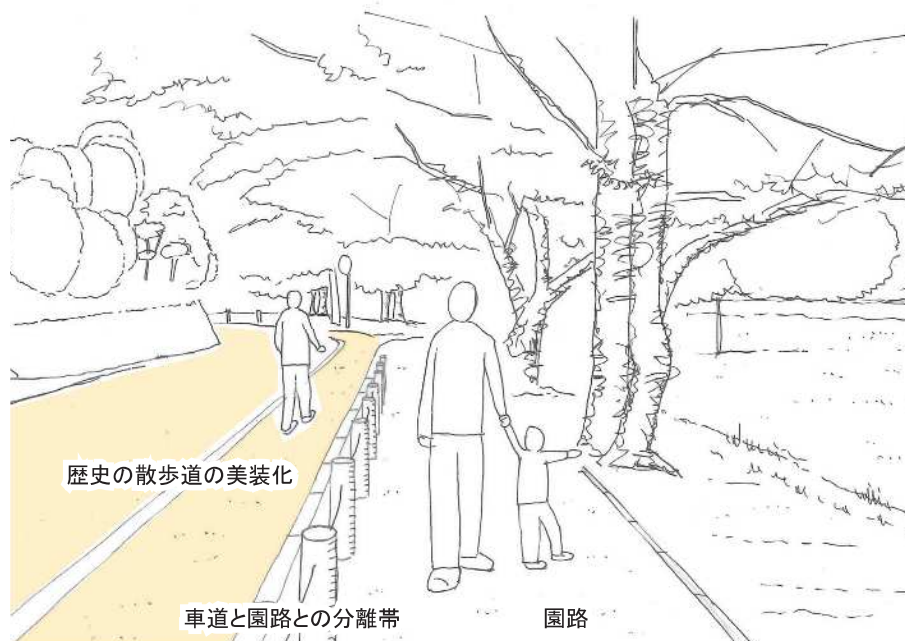
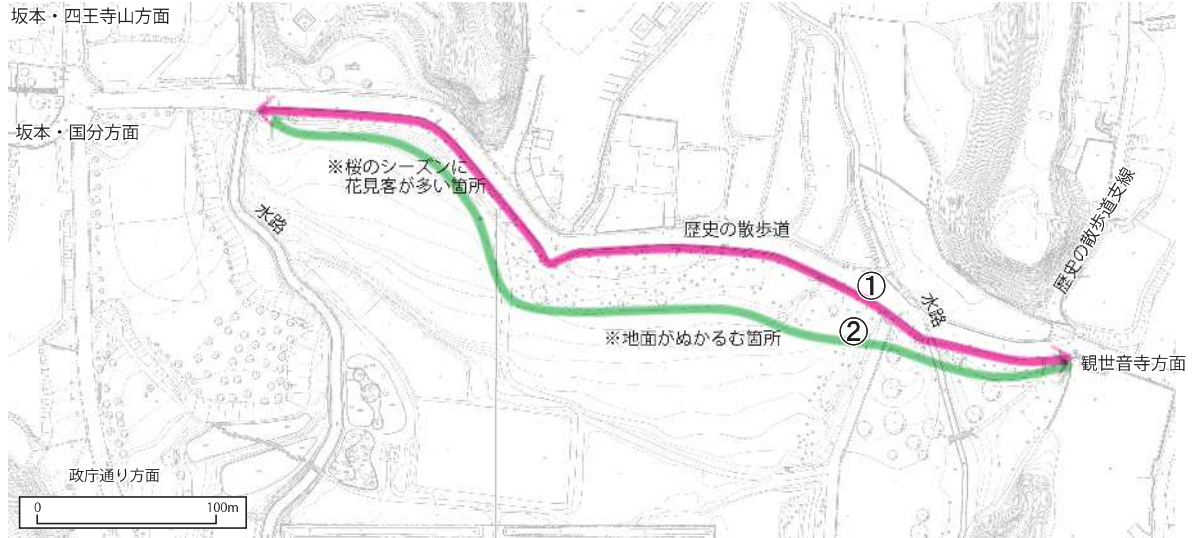


図6-16：政庁跡北側の園路（新設）沿いの歴史の散歩道の整備イメージ

園路整備に関する検討

園路の具体的な整備位置については、複数の案から検討を行いました。今後は住民の意見や、地下遺構の保存に配慮したうえで、適切なルートを整備します。

<政庁北側の園路>



① 歴史の散歩道沿いに園路を整備する案



② 植樹帯沿いに園路を整備する案



図6-17：政庁跡北側の園路の整備案の比較

(2) 解説施設の整備

政庁跡、蔵司跡、月山東官衙跡、四条路跡の復元整備箇所を中心として、それぞれの歴史の変遷や調査研究成果、復元礎石と本物の礎石の弁別を示す情報、加えて当時の人々の活動等を視覚的にわかりやすく伝える解説板の設置に取り組みます。

注意喚起サイン等を含む、現在乱立しているサインについては、設置効果も最大限にするべく令和の都だざいふをコンセプトとして観光サイン・史跡地案内サイン等を統一し一体的な情報発信を行うなど、体系的な整理を行い、デザインを統一します。



写6-1：解説板

(3) 案内施設の整備

動線に関する整備計画で位置付けた回遊動線（メイン、サブ、広域）の分岐点等を中心として、周辺案内図や誘導標を設置していきます。その際、設置効果も最大限にするべく令和の都だざいふをコンセプトとして観光サイン・史跡地案内サイン等を統一し、一体的な情報発信を行います。

また、西鉄電車各駅の駅前広場をはじめ史跡指定地以外で人々が集まりやすい場所や大宰府関連史跡の見どころとなる場所等については、市内連携を図り、本史跡に至る周辺案内図や誘導標等を設置します。



写6-2：周辺案内図



写6-3：誘導標

6-8 多目的広場、管理・便益施設に関する整備計画

本史跡の整備に伴い、人の動線も変化することが想定されることから、遺構の表現に関する整備計画、動線に関する整備計画との整合を図りつつ、来訪者動線の起点や終点となりやすい場所に多目的広場を整備し、そこに管理・便益施設の集約化を図ります。

導入拠点としての役割を担う多目的広場の整備にあたっては、来訪者の利便性やイベント開催等に配慮し、必要に応じて管理・便益施設の新設を行います。新規の管理・便益施設の整備にあたっては、周辺にある同じような施設の集約化に努めます。

既存の管理・便益施設については、整備時期が古く破損したものが見られるほか、時代のニーズに対応していない面もあることから、トイレをはじめ、必要に応じて適宜、施設の更新を行います。

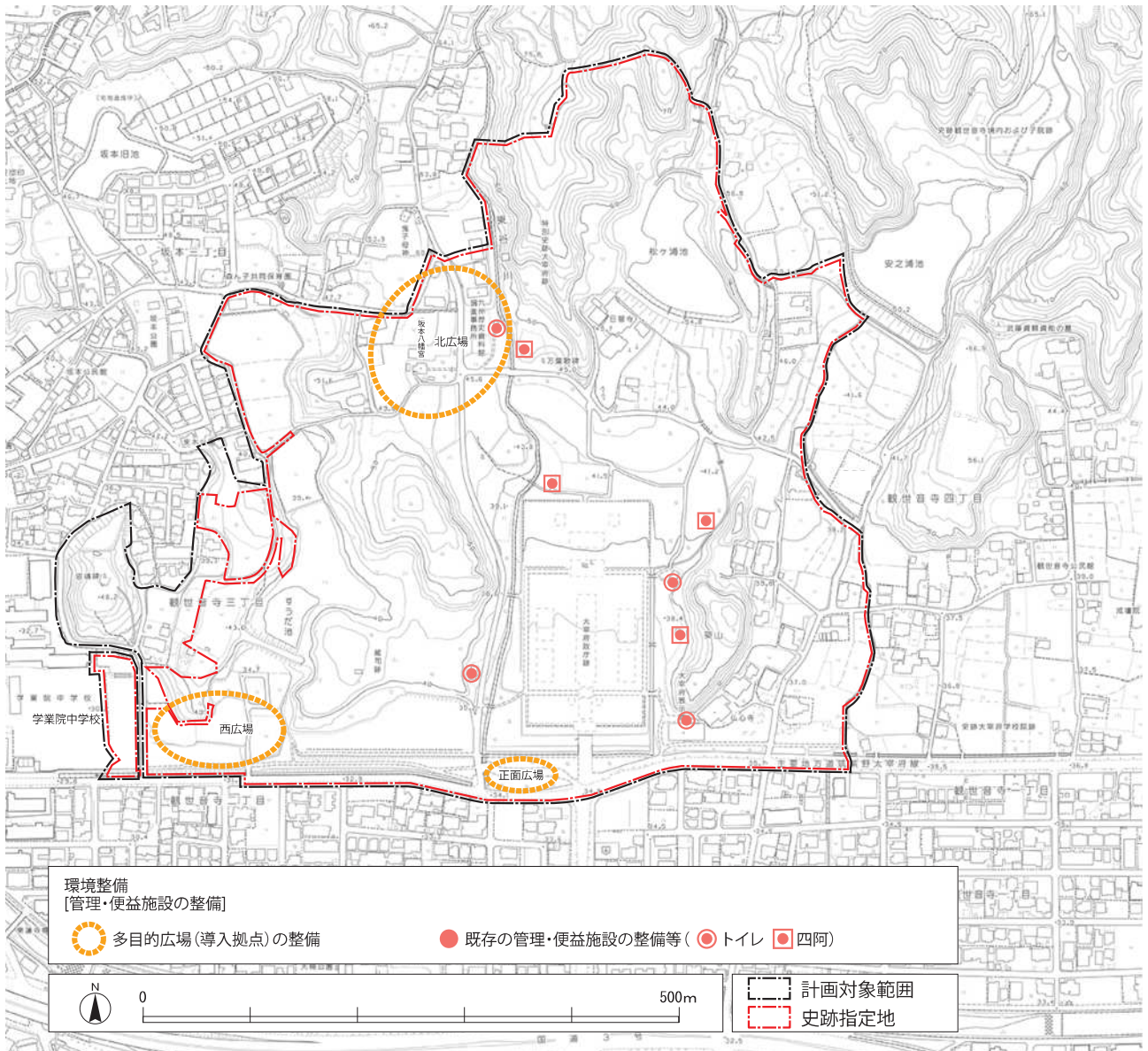


図6-19：管理・便益施設に関する整備計画

(1) 多目的広場（導入拠点）の整備

政庁跡、四条路跡、蔵司跡の表現及び動線に関する整備計画との整合を図り、来訪者動線の拠点施設として利用しやすい場所や来訪者が立ち寄りやすい場所等を対象として多目的広場を配置していくことを目指します。その際、カフェや売店など訪れる人が気持ち良く休憩できる機能も必要です。

1) 西広場の整備

この場所は史跡の西側に位置しており、「令和の里」西鉄都府楼前駅からの人流を迎える玄関口にあたります。駅方向から連なる大宰府条坊跡の四条路跡を通り政庁跡に向かう古都大宰府の歴史的ルートを、より多くの来訪者に体感してもらえるように、多目的広場を来木地区に整備することを目指します。

広場には、トイレ機能、日差しの強い猛暑日や悪天候の際に利用できる避難機能、解説機能等を備えた便益施設、多くの人々の受入れを可能し、本史跡に関する事前学習ができる案内施設等を備えた学習・交流スペース、多目的交流スペースの舗装を含む整備を検討します。

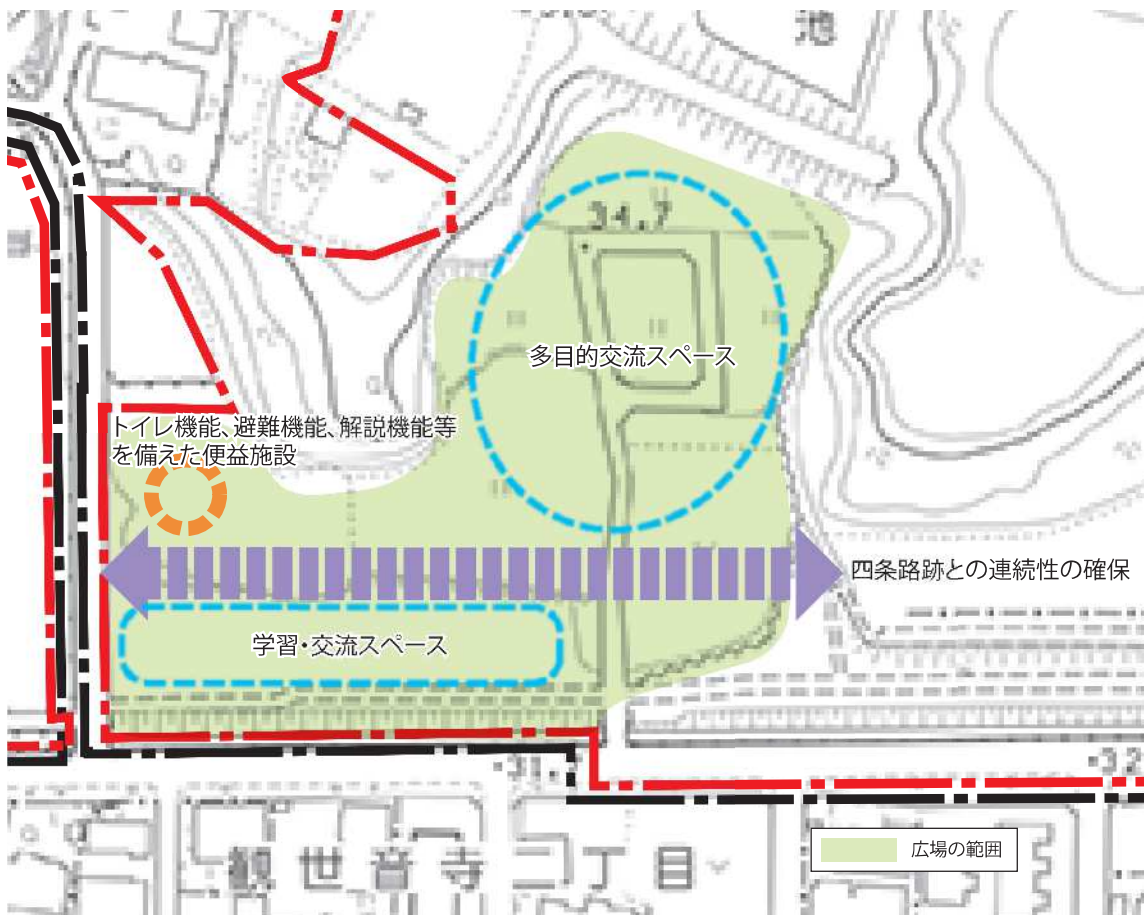


図6-20：西広場の整備イメージ

2) 北広場の整備

広場の整備にあたっては、本史跡の北側で観世音寺や大野城跡や筑前国分寺跡等との結節点になり、本史跡の北側の動線の拠点としてトイレ機能、日差しの強い猛暑日や悪天候の際に利用できる避難機能、解説機能等を備えた便益施設や坂本八幡宮を正面からのぞむ滞留スペース等

の舗装を含む整備を検討します。また、便益施設等の整備にあたっては、九州歴史資料館調査事務所の撤収後の整備・施設の一時的な再利用等を検討します。

坂本八幡宮周辺には、元号令和の由縁となった大伴旅人による梅花の宴にちなんだ太宰府梅園構想のもとウメの植樹を進めておりますが、往時をしのび梅花の宴等を体験してもらうためのスペースの整備なども行っています。花樹の植樹を行っていない範囲については、広場整備や奈良・平安時代の花見を想起させる心地良い空間演出のための花樹の植樹等を検討していきます。



図6-21：北広場の整備イメージ

3) 正面広場の整備

この場所は、客館跡方面や大宰府政庁前駐車場（バス専用）等からの来訪者がはじめに訪れる、政庁前面の多目的広場です。

整備にあたっては、水はけに配慮した舗装を含む整備を検討します。また、本史跡の心地よい空間を維持する緩衝帯としての役割や政庁跡との一体的な活用のしやすさ等に配慮します。

(2) 既存の管理・便益施設の整備等

既存の便益施設は、老朽化状況を踏まえて、日差しの強い猛暑日や悪天候の際に利用できる場所として適宜更新することを目指します。なお、トイレの更新にあたっては、時代のニーズへの対応を見据え、車椅子、視覚障がい者、オストメイト、子連れ対応等に配慮した改修に努めます。

6-9 公開・活用施設に関する整備計画

遺構保存覆屋「大宰府展示館」の再整備や来訪者が復元された本史跡の全体像を見ることができる視点場の整備に取り組みます。

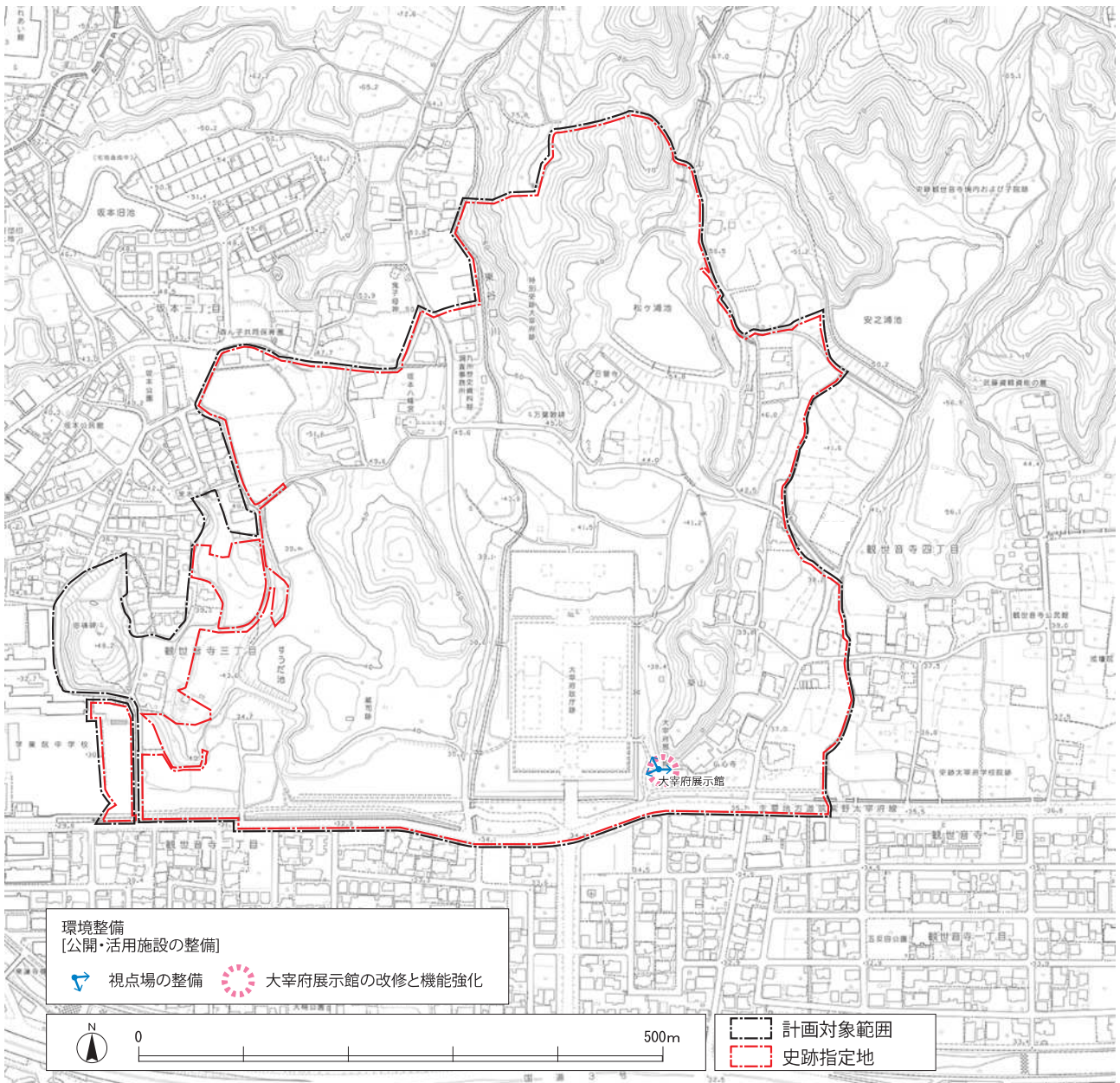


図6-22：公開・活用施設に関する整備計画

(1) 遺構保存覆屋「大宰府展示館」の再整備

大宰府展示館は、大宰府跡遺構保存覆屋として整備された施設であり、大宰府史跡の発掘調査によって検出された遺構（溝）の一部を保存公開しています。昭和55（1980）年の開館とともに、（公財）古都大宰府保存協会（当時：財団法人古都大宰府を守る会）の事務局を置き、出土遺物や模型等を展示するほか、昭和60（1985）年からは大宰府史跡解説員の活動拠点としての役割も担っています。

一方、大宰府展示館では、来訪者を受け入れる十分なスペースが不足しています。施設内は既に手狭な状態です。施設は老朽化が進み、展示手法についても時代に合った更新ができていない状

況です。

本館は政庁跡に最も近く、約半世紀の間、太宰府観光の拠点施設として機能してきました。また、日本遺産「西の都」の拠点施設にも位置付けられていました。本史跡の先進的多用途活用を目指す本市にあっては、インバウンド、ユニークベニュー対応など、今後も積極的な活用が期待されています。

様々な活用が期待される大宰府展示館ですが、まずは遺構保存覆屋として、遺構を表示する面積を増やし、それに伴って建築面積を拡大することも検討します。なお、時代に適応した活用が可能な覆屋施設として、既存のデジタルコンテンツを活用しながら、新たなデジタル技術等を取り入れた展示や体験等を提供できるようにする等、覆屋施設としての役割を変えることのない形で再整備を行います。また、(公財) 古都大宰府保存協会や大宰府史跡解説員をはじめとした地域関係団体との協議も踏まえつつ、大宰府跡遺構保存覆屋の再整備に取り組み、政庁跡、四条路跡、月山東官衙跡等の位置関係から遺構の場所や役割をわかりやすく伝える工夫に取り組みます。

大宰府展示館の再整備にあたっては、見学者の水分補給が可能な環境の整備や、冷暖房機能を充実させる等、「日本一の猛暑のまち」として気候対策に十分に配慮します。また、政庁通りから施設の存在をわかりやすくするため、政庁通りから見える大宰府展示館の視界を遮る樹木の伐採を行います。

(2) 「大宰府展示館」の視点場等の環境整備

今後、復元整備された政庁跡、月山東官衙跡、四条路跡等の全体像を見下ろすことができる視点場を備えた空間を大宰府展示館に整備することを検討します。

大宰府展示館を複層階に建て替え、復元整備された政庁跡の全貌を来訪者が学び、楽しめる眺望スペースの整備を目指し、視点場から見える風景の解説板の設置等に取り組みます。

その際、カフェや売店など訪れる人が気持ち良く休憩できる機能も必要です。

他方、整備にあたっては、政庁跡からの眺望を阻害しないように、十分配慮します。

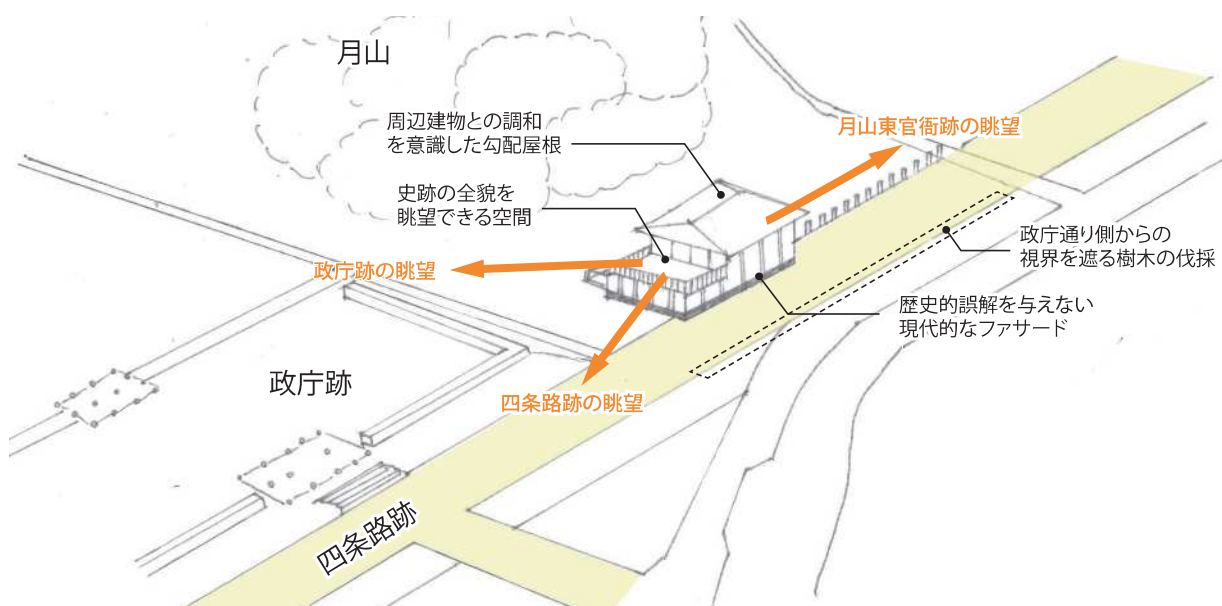


図6-23 : 大宰府展示館の整備イメージ

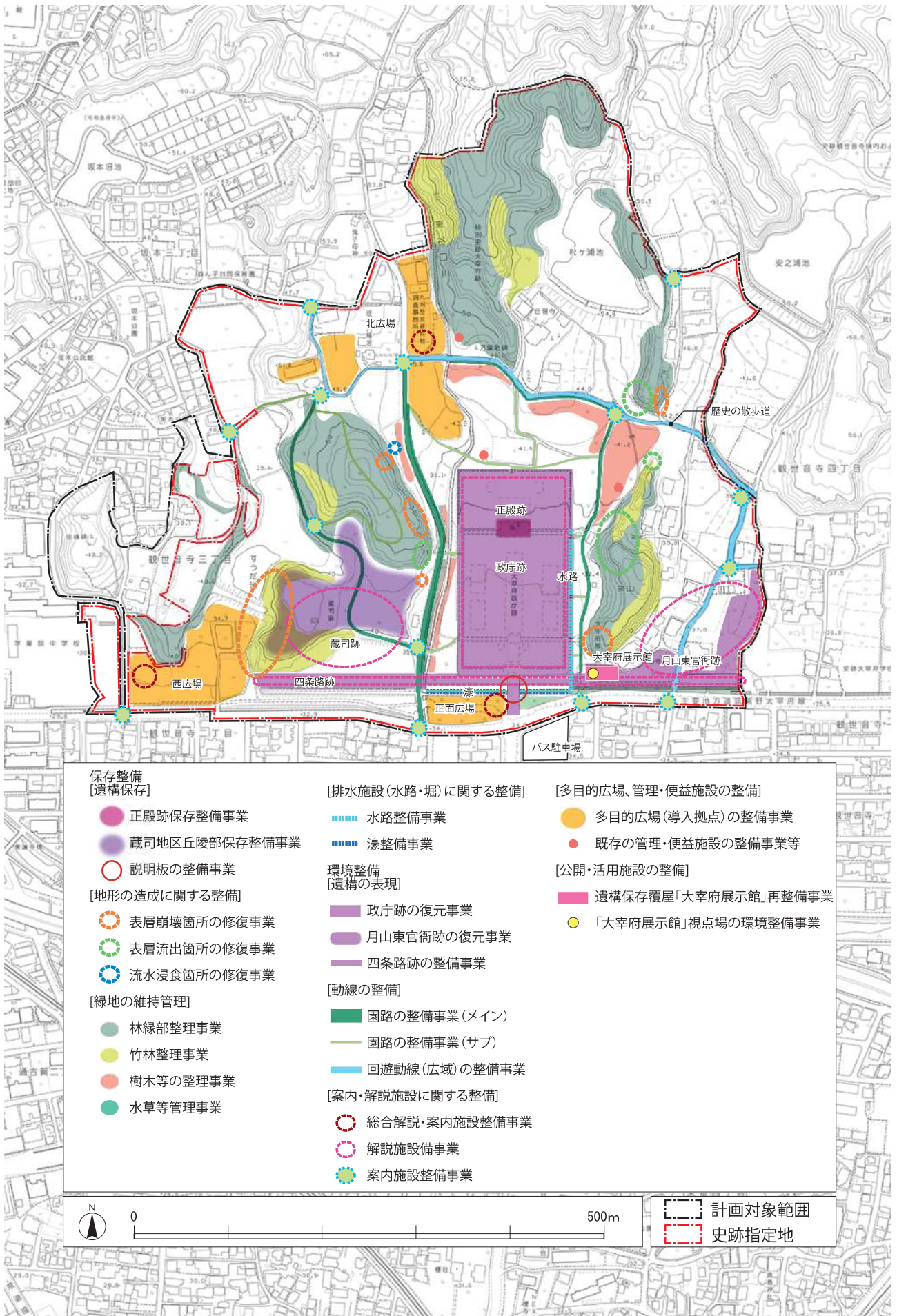


図6-24：整備計画（総括図）

7. 公開・活用計画

本章では、本史跡の整備の進捗と併せて行う公開・活用の方向性を設定します。

7-1 大宰府跡の一体的な公開・活用

『太宰府市文化財保存活用地域計画』の重点的措置「大宰府関連史跡群の保存・活用（文化財保存活用区域）」には、その方針として「重要な歴史舞台として、国内外からの観光客や修学旅行者を迎え入れていくためにも、大宰府関連史跡群の魅力をさらに向上するとともに、広大な史跡を将来に伝えるため、先進的多用途活用により、新たな付加価値を生み出し、多くの人々に親しまれ、人々が集まる史跡の実現」を目指すことを掲げ、様々な措置を位置付けています。

本市は、本史跡を大宰府関連史跡群の保存と活用を牽引する史跡と捉え、史跡整備と連動させつつ、本史跡の一体的な公開・活用の推進を図り、本市のブランディングやまちづくり等に活かしていくことを目指します。

（1）大宰府跡の価値を伝える取組の推進

大宰府は、日本律令国家の対外的役割と軍事の一翼を担い、西海道を統括した古代の律令化最大の地方官衙です。大宰府についての研究は古くから行われてきました。第2章で示したように、戦前から現代にいたるまで多くの研究者によって様々な知見が集められています。

今後は、九州国立博物館や九州歴史資料館、近隣の小中学校、高校、大学といった教育機関等と連携し、本史跡の遺構や遺物とともに、本史跡に関する調査研究で得られた知見を活かした体験学習プログラムの充実と実践等に取り組みます。

（2）大宰府跡の先進的多用途活用の推進

本史跡には、西の都として繁栄した古代大宰府の歴史が感じられる心地よい空間が形成されていますが、近年、この特別な空間を活かした様々なイベントの開催が盛んになっています。また、多くの人に親しまれ、日常的に人が集う場所とするために、モビリティの導入や飲食販売等の参入が期待されています。

今後は、歴史文化に興味がある人はもちろん、歴史文化に対する興味があまりない人々にも、本史跡の理解度、認知度を広く高めることを目指し、本史跡の心地よい空間を活かしたユニークベニューをはじめとした先進的多用途活用の推進に取り組みます。

- 例）
- 令和の都を体現する梅花の宴の再現や令和国際文化会議等の開催
 - 市民が集まる太宰府市民政庁まつり等の開催
 - 太宰府市の歴史に関連する周年行事の開催
 - 万葉歌碑、万葉歌を活用した事業の開催
 - 夜の太宰府跡を活かしたプロジェクションマッピング、竹あかりイベント等の開催
 - 子どもや外国人をメインターゲットとしたイベント等の開催
 - レンタサイクルポートの整備やキッチンカー等による販売 など

※ユニークベニューとは、ヨーロッパで生まれた考え方で、歴史的建造物・神社仏閣・城跡・美術館・博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出することを目的としています。このような目的で、本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場を「ユニークベニュー」と呼んでいます。

(3) 政庁地区と客館地区の一体的な公開・活用の推進

本史跡の価値や古都大宰府としての歴史文化を広く市内外に広めていくためには、政庁地区と客館地区が一つの大宰府跡であることを踏まえ、その一体的な公開・活用が必要です。その一環として、史跡散策ガイド付きまち歩きを企画する「歩かんね太宰府」や大宰府史跡解説員が客館跡と政庁跡を案内するコースもあります。

今後は、官民連携し、古代日本の「西の都」として欠かせない都市機能を担った政庁地区と客館地区の一体的な公開・活用に向けて、それぞれを結ぶような情報発信、体験学習イベント等の開催に取り組みます。

(4) 関連する文化財等との一体的な公開・活用の推進

本史跡の周辺には、市内外を問わず、古代日本の「西の都」として関わりの深い史跡等が数多く存在します。本史跡の公開・活用にあたっては、これら史跡等との一体的な公開・活用も求められています。

今後は、文化財保存活用地域計画、歴史的風致維持向上計画、日本遺産等との整合も図りながら、本史跡を取り巻く広域的な歴史観光ネットワークの形成に資する一体的な公開・活用の推進に取り組みます。

7-2 大宰府跡周辺の景観保全

本史跡では、政庁跡から大野城跡や基肄城跡を、客館跡から大野城跡や宝満山を望むことができます。本史跡の史跡指定地から周辺の史跡の場所を直接見通せることは、古代日本の「西の都」の位置関係を知る手がかりとして重要と考えます。

景観計画等との整合も図りながら、本史跡周辺の景観保全に取り組みます。

8. 管理運営計画

本章では、本史跡の整備の進捗と併せて行う管理運営の方向性を設定します。

8-1 官民連携による一体的な管理運営

整備に伴う本史跡の一体的な管理運営にあたっては、官民連携が不可欠です。

本市は、本史跡の保存と活用の推進にあたって、以下に挙げる大宰府跡関係民間団体等と協力し、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、観光・産業等の分野をはじめ、外来種の防除、水草の除草や清掃活動等について、本史跡の一体的な管理運営に取り組めます。

また、近年の酷暑による熱中症の防止対策や、誰もが本史跡内を移動できるような見学環境づくり、その他民間事業者の活動等についても官民連携での推進を目指します。

表8-1：大宰府跡に関係する主な市民団体等（令和5（2023）年3月時点）

番号	名称	備考
1	NPO法人歩かかね太宰府	史跡環境保全ボランティア団体
2	くすのき会	史跡解説ボランティア団体
3	NPO法人古都大宰府の風を育む会	歴史的風致維持向上支援法人
4	公益財団法人古都大宰府保存協会	公益財団法人
5	大宰府政庁跡美化サポーター委員会	文化遺産サポーター
6	大宰府万葉会	景観・市民遺産育成団体
7	月山の会	史跡環境保全ボランティア団体
8	辰山会	景観・市民遺産育成団体
9	一般社団法人まほろば自然学校	歴史的風致維持向上支援法人
10	ゆづるはの会	史跡環境保全ボランティア団体

8-2 整備の管理運営

本市は、市内に所在する大宰府関連史跡の整備検討に向けた附属機関として「太宰府市史跡整備検討委員会（以下、委員会）」を令和6（2024）年7月に設置しました。

本計画に定めた整備の推進にあたっては、委員会に加え、文化庁や県文化財保護課の指導・助言を受けるとともに、本史跡に関する主な民間団体の協力を得て、整備の推進を図ります。

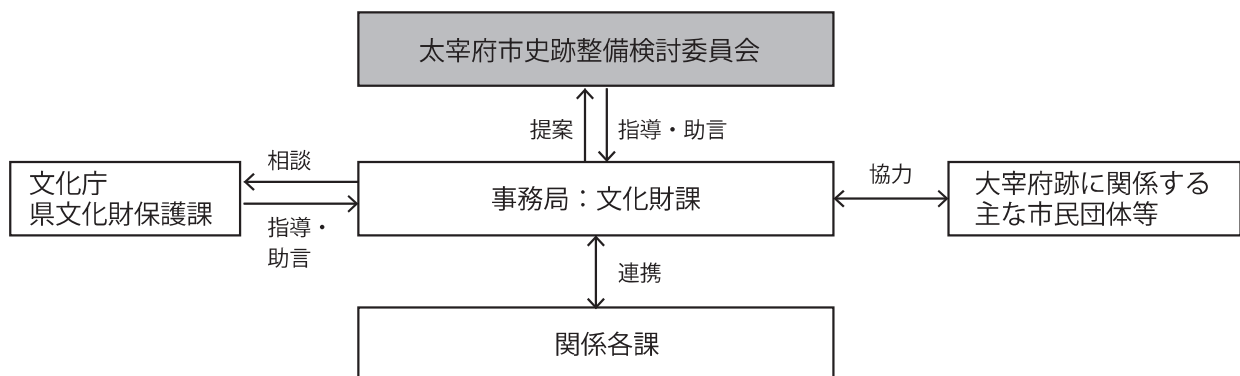


図8-1：整備の推進体制

9. 整備の進め方

本章では、令和8(2026)年度～令和22(2040)年度の15年間における整備の進め方を前期、中期、後期に分けて設定します。また、客館については『大宰府跡客館地区整備基本構想』に従うものとします。

9-1 基本的な考え方

現在、本史跡の中で、政庁跡の老朽化が目立ち、広い範囲で補修が必要な状態となっています。他方、本史跡では公有化が進展し、蔵司地区や来木地区をはじめ未整備の箇所が存在し、新規整備が検討される箇所も存在します。

補修や新規整備が求められる一方、広大な史跡指定地(面積33.55ha)を有する本史跡の整備では、人材や予算の確保等の観点から段階的に進めることを前提に考える必要があります。

本計画では、身近なオープンスペースとして多くの市民や来訪者に親しまれる本史跡の整備の推進にあたって、本史跡を訪れる人々の理解を得ながら進めていくことを目的として、老朽化が目立つ政庁跡とその周辺の整備を第一とし、整備の拡大を図っていくことを目指します。

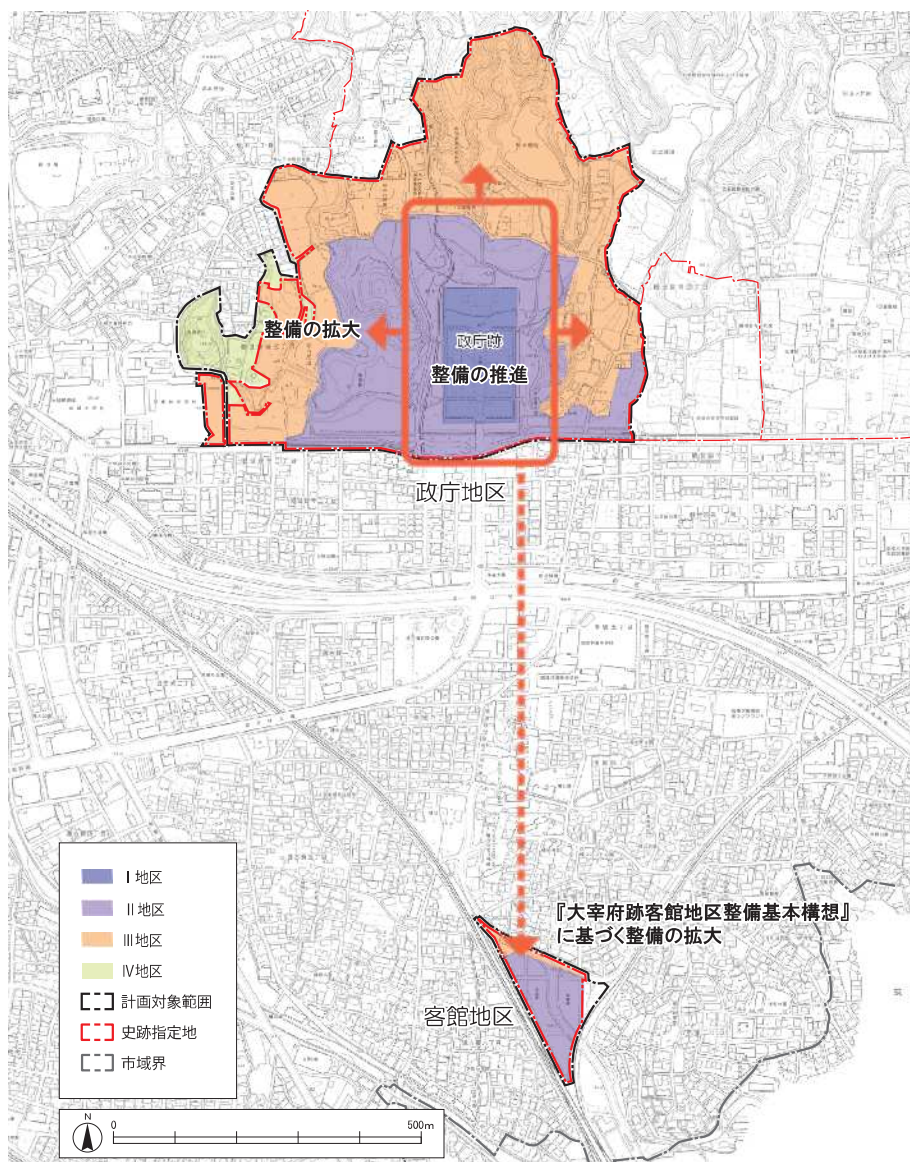


図9-1: 整備の進め方イメージ

9-2 実施計画

整備の推進にあたって、本計画の計画期間である15年を前期5年、中期5年、後期5年に分けるとともに、その後を長期15年と設定し、整備の進め方を整理し、整備プログラムを設定します。

なお、客館跡については全体の整備の進捗を踏まえつつ、『大宰府跡客館地区整備基本構想』に基づくⅡ期整備やⅢ期整備の推進に取り組みます。

<前期>

昭和40年代～50年代の整備から約50年の時を経て老朽化が目立つ一方、時代のニーズに対応した新たな公開・活用が求められる政庁跡の整備の推進を目指し、Ⅰ地区に位置付けられる政庁跡の保存整備、復元整備、説明板の整備の推進に取り組みます。

また、調査の進捗状況と保存整備の重要度を踏まえ、Ⅱ地区において、蔵司跡丘陵部の保存整備を推進します。

<中期>

来訪者への解説機能の充実を目指し、Ⅱ地区にある遺構保存覆屋「大宰府展示館」の機能強化に向けた再整備に取り組みます。

併せて、古代大宰府の全体的な都市像を想起させるような整備の推進を目指し、東月山官衙跡の復元整備箇所の補修に加え、蔵司跡と月山東官衙跡を通る四条路跡の整備の推進に取り組みます。加えて、Ⅱ地区において、政庁跡と一体となった周辺の整備として、案内板・解説板、地形造成、緑地、水路・濠の整備に取り組みます。

<後期>

本史跡全体の回遊性の向上を目指し、優先度を踏まえつつ、園路整備や多目的広場、既存の管理・便益施設の整備等の推進に取り組みます。

また、Ⅲ地区において、案内板・解説板、地形造成、緑地の整備の推進に取り組みます。

9-3 整備事業に必要となる調査等に関する計画

本史跡については、政庁地区は九州歴史資料館が、客館地区については太宰府市文化財課が発掘調査を行い、2-2(1)で記述したように成果が報告され遺跡の内容が明らかにされています。また、政庁地区については過去の現状変更許可申請手続きの伴う地表からの深さなどの地下遺構に関する情報が諸所に存在します。

今後は、これら過去の情報を活かし、遺構の保護を前提とした整備の推進に取り組みますが、国・県との協議を踏まえ、整備工事施工に伴う遺構への影響を検討するにあたって情報が不十分と判断される場合は、目的に応じて限定的・補助的な発掘調査、地形測量調査、地盤調査等を行います。

また、遺構保存や修理の方法、復元遺構や設置施設等の表現や長寿命化の方法、整備に用いる素材等について、先進事例の調査(現地視察や事例収集等)や計画期間を越えての施工躯体の運用状況のモニタリング調査等、必要に応じた調査を行います。

得られた調査成果は、新規に得られた追加情報とし、基本設計や実施設計等に反映します。

地区	分類	事業	前期(5年)	中期(5年)	後期(5年)
政庁地区					
I 地区	遺構保存	正殿跡保存整備事業			
	"	解説施設整備事業			
	遺構の表現	政庁跡の復元事業			
II 地区	遺構保存	蔵司地区丘陵部保存整備事業			
	"	説明板の整備事業			
	地形の造成	表層崩壊箇所等の修復事業	調査		
	"	表層流出箇所等の修復事業	調査		
	"	流水浸食箇所等の修復事業	調査		
	緑地	林縁部整理事業	調査		
	"	竹林整理事業	(市民団体と連携し適宜実施)		
	"	サクラ等の整理事業			園路と同時
	"	水草等管理事業		濠と同時	
	排水施設(水路・濠)	水路整備事業			園路と同時
	"	濠整備事業		四条路と同時	
	遺構の表現	月山東官衙跡の復元事業			
	"	四条路跡の整備事業	政庁跡前		
	"	"	蔵司～来木周辺		
	"	"	月山周辺		
	動線	園路の整備事業(メイン)	北側		
	"	"	政庁東側		
	"	"	政庁西側		
	"	"	蔵司		
	"	園路の整備事業(サブ)			
	"	回遊動線(広域)の整備事業		※県との協議	
	案内・解説施設	総合解説板・案内板整備事業			
	"	解説板整備事業			
	"	案内板整備事業			
	"	既存の管理・便益施設の整備事業等			
	公開・活用施設	遺構保存覆屋「大宰府展示館」再整備事業			
"	「大宰府展示館」視点場の環境整備事業				
III 地区	地形の造成	表層崩壊箇所等の修復事業		調査	
	"	表層流出箇所等の修復事業		調査	
	緑地	林縁部整理事業		調査	
	"	竹林整理事業	(市民団体と連携し適宜実施)		
	"	サクラ等の整理事業			
	動線	回遊動線(広域)の整備事業			
	案内・解説施設	総合解説板・案内板整備事業			
	"	解説板整備事業			
	"	案内板整備事業			
	多目的広場、管理・便益施設	多目的広場(導入拠点)整備事業	北広場		
	"	"	西広場		
	"	既存の管理・便益施設の整備事業等		調査	

表9-1：整備プログラム

...補助事業

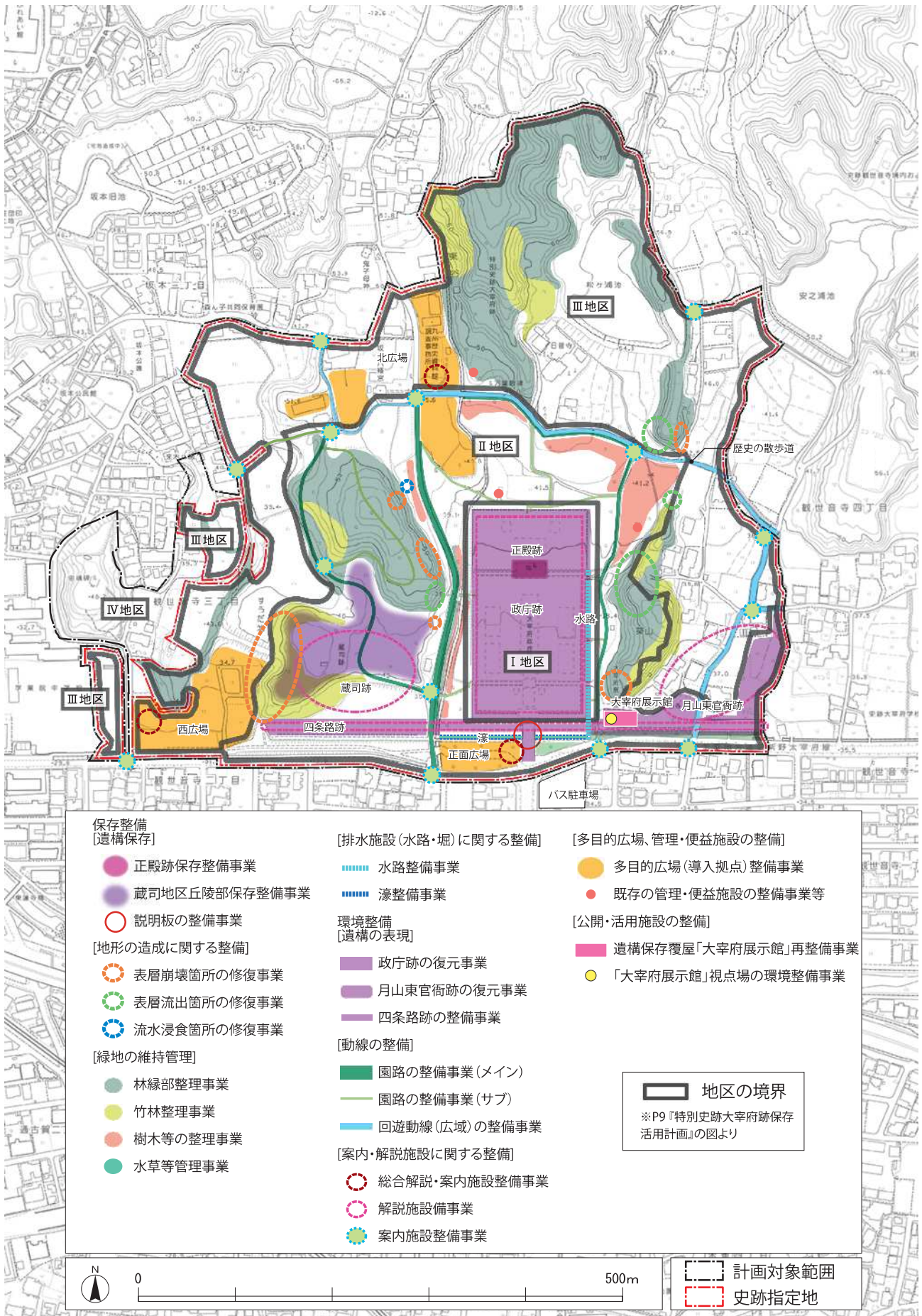


図9-2：整備計画と地区区分の関係（政庁地区）



図9-3：特別史跡大宰府跡整備イメージ図

参考資料

○計画策定の体制

【太宰府市史跡整備検討委員会】

<委員>

役職	氏名	専門等	所属
会長	貞刈 厚仁	史跡活用（文化）	株式会社博多座 取締役相談役 元 福岡市副市長
副会長	田尻 義了	考古学	九州大学 比較文化研究院 教授
	高取 千佳	都市計画・緑地計画	九州大学 芸術工学研究院 准教授
	竹川 克幸	観光学・歴史学	日本経済大学 経済学部経済学科 教授
	重松 敏彦	歴史学（古代史）	太宰府市公文書館
	入佐 友一郎	史跡整備（関係行政機関）	九州歴史資料館 埋蔵文化財調査室長補佐
	菊武 良一	史跡保護（関係団体）	（公財）古都大宰府保存協会 事務局長
	岩熊 志保	史跡活用（関係団体）	（一社）まほろば自然学校 代表
	日下部 寛行	史跡活用（教育）	元 太宰府市教育委員
	岡崎 琢磨	史跡活用（文化）	作家

<オブザーバー>

福岡県文化財保護課

<事務局>

太宰府市教育部文化財課

○計画策定の経過

【太宰府市史跡整備検討委員会】

回	開催日	審議事項
第1回	令和6年8月6日（火）	特別史跡大宰府跡整備基本計画の策定について
第2回	令和6年11月28日（木）	特別史跡大宰府跡整備基本計画の策定について
第3回	令和7年3月7日（金）	特別史跡大宰府跡整備基本計画の策定について

【パブリック・コメント】

実施期間	意見募集内容及び意見数
令和6年12月23日（火）から 令和7年1月21日（火）まで	特別史跡大宰府跡整備基本計画（素案）の策定について →2名から4件の意見提出。

○太宰府市史跡整備検討委員会規則

○太宰府市史跡整備検討委員会規則

平成27年 6 月 26 日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市史跡整備検討委員会(以下「委員会」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令5教委規則46・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、太宰府市内の史跡の保存活用整備について調査及び審議を行い、教育委員会に報告する。

(令5教委規則46・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(令5教委規則46・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年教委規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

○大宰府跡客館地区整備基本構想（抜粋）（平成28（2016）年3月策定）

第5章 基本構想

1. 基本理念

つながりの場の核となる客館跡

遺構の万全な保存と、その価値の伝達と成長により
歴史や文化、空間、人々をつないでいく場の再生を目指して

大宰府は、西海道を管轄し、日本の軍事・外交にも携わった律令期最大の地方官司で、「遠の朝廷」とも呼ばれている。その中枢となる大宰府政庁と周辺官衙域の一部は、特別史跡大宰府跡として指定されている。この政庁を北の中央とする条坊制都市の中央部にあるのが、本遺跡である。

本遺跡では明確に条坊街区が検出され、またその成立・変遷について具体的に示す遺構・遺物を確認できた。さらには、8世紀第2四半期から9世紀前半にかけて外国使節を安置供給する客館跡だったことを推定する成果も得た。このことをもとに本遺跡も特別史跡大宰府跡に追加指定されている。よって、本構想の策定においては、これを客館跡とみなして進めることとする。

外交は大宰府の大きな役割の一つであり、その実態が明らかになることは、単に大宰府の一所司の解明にとどまらず、当時の東アジアにおける外交ルールや、都城制のあり方、大陸の制度や文化の受容について知る上で、たいへん重要な意味をもつ。

なおこの場所は、現在、西鉄天神大牟田線の特急電車の停車駅であり西鉄太宰府線の起終点となる西鉄二日市駅に隣接し、周囲は住宅地に囲まれていることから、駅の乗降客や周辺の住民などが日常的に活用できるオープンスペースとしての機能も期待されている。そのため、史跡としての整備だけでなく、まちづくりの一環として整備・活用を図っていく必要がある。

本遺跡は非常に大きな可能性を秘めている。それは、単に客館という施設がかつて建っていた場所というだけではない。それは、太宰府市における新たな南北の交流軸の拠点であり、条坊街区を手掛かりとして、大宰府という都市の形成過程を知る場所であり、地域住民にとっての新しいまちづくりへと展開していく起点であるといえよう。

本遺跡は市民にとって、そして来訪者にとって、新しい太宰府へつながるための場所にならなければならない。

そのためにも、本構想においては、客館跡で営まれてきた歴史や文化などを現代につなぐ場にすると共に、市民と来訪者のつながりを育み、既存の太宰府市内の観光拠点や文化遺産とをつなぐ、「つながりの場」の再生をめざした整備・活用を行っていくものとする。

2. 基本方針

基本理念に基づき、整備・活用にあたって以下の4つの基本方針を設定する。

(1) 歴史・文化をつなぐ

国内に類をみないこの貴重な歴史資産を太宰府市民はもちろん国民共有の財産として現代から未来へつないでいくためには、西鉄二日市駅の乗降客をはじめとする国内外からの来訪者の様々な活用に資するよう広くその価値を伝えていく必要がある。

遺跡については、保存に万全を期し、表現と解説を主体とした展示を行うこととし、今後の各種調査によって明らかになる情報を積み重ねながら、来訪者が条坊や客館を五感で感じ、体験できるような親しみやすさとわかりやすさを兼ね備えた遺跡の表現を目指す。また、情報発信、歴史学習、体験を通じた理解を促進するために、ガイダンス機能の導入や、展示プログラムの充実を目指していく。

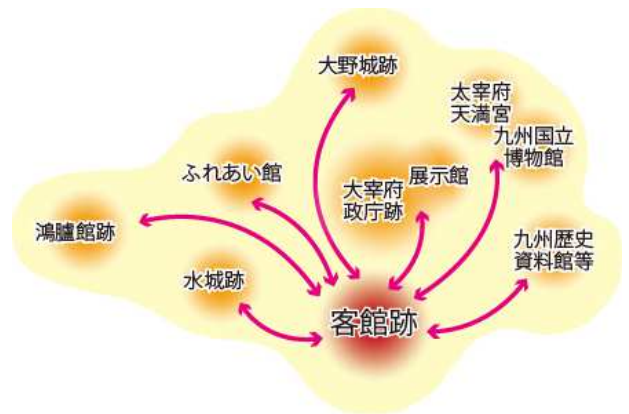


(2) 拠点をつなぐ

本市の史跡回遊は、水城跡、大宰府政庁跡、太宰府天満宮、九州国立博物館という東西方向が主となっており、本遺跡と政庁跡を結ぶ南北軸については、かつて朱雀大路が通っていたという歴史背景を持ちながらも、大きな流れを生み出すには至っていない。

そこで、本遺跡の整備・活用にあたっては、観光情報の発信や市が推進するまると博物館事業における新たなコア・結節点として既存の観光拠点への回遊ルートの強化などにより、市内の観光拠点や文化遺産とのつながりを強化し、大宰府の概要を伝える新たな拠点としての空間整備を行うことが必要である。

さらには、古代官道を介してつながる福岡市の鴻臚館跡や大宰府都城を構成する周辺市町の史跡群との広域連携を図りながら、多様性を持った歴史観光ネットワークの形成を目指していく。



(3)人をつなぐ

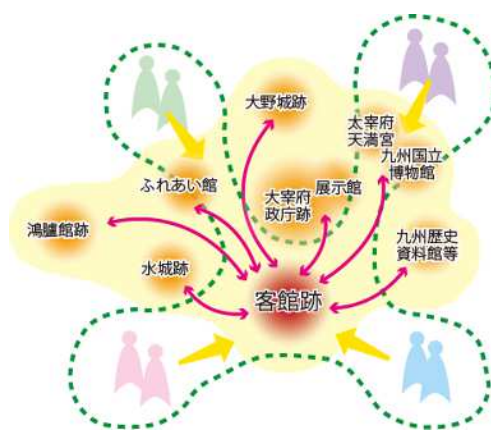
観光客をはじめとする来訪者の利用に加え、通勤通学の手段として日常的に西鉄二日市駅を利用している住民の利用までを視野に入れ、本遺跡では駅周辺を含めた一体的な空間の形成が必要である。

そのためには、本遺跡が有していた機能や意味性を含めた表現を行う中で、来訪者が行ってみたくなるようなシンボル性を持った空間として、かつ住民が日常的に利用したくなる親しみやすいオープンスペースとしての整備を行うことが求められる。

また、多様なニーズに対応しうるコンテンツの提供などにより、本遺跡を介して来訪者や地域住民がつながっていくきっかけを育む場となることを目指す。

こうした人のつながりが、本遺跡に対する愛着の形成、客館跡を介した新たな地域コミュニティ育成に結びつき、ひいては行政と市民、NPO等各種団体、企業の協働による管理・運営へと展開していくことが期待される。

さらには、地域住民の日常生活を支援する機能として、災害時における一時避難場所等としても活用できるよう防災機能の導入をあわせて検討する。



(4)未来につなぐ

本遺跡を永く未来につないでいくためには、遺跡の適切な保存や表現に加えて、市民や事業者を巻き込んで継続的に発展していく仕組みが求められる。また、西鉄二日市駅に隣接する立地特性を活かして、遺跡単独の整備に留まるのではなく、長期的な視点に立脚したまちづくりの中での位置付けを明確にしていく必要がある。

そのため、本遺跡の整備については、計画段階から市民、地域住民の積極的な参加を促すとともに、客館跡の計画や整備を通して参加の場を提供していくことで、客館跡に対する地域のプライドを醸成していくことを目指すものとする。また、本遺跡と事業者との関わりにおいては、事業者による整備や運営、管理の導入など、民間活力をいかした事業スキームの構築を図る。これにより、従来の整備スキームにとらわれない多様な展開を視野に入れた計画の立案が可能となる。

また、次の時代を担う子どもたちに対しては、客館跡を含めた太宰府というまちの歴史を学ぶプログラムを充実させ、郷土の歴史・文化に触れる機会の創出に努めていく。

市民、事業者と行政が一体となった整備・管理・運営の仕組みが時間の流れと共に変化していく社会状況の中で、その時代に合わせて新たな価値を育んでいくことで、長きにわたりつながりの場の核としての客館跡が築かれていくことが期待される。



第6章 基本構想の実現に向けて

1. 段階的整備の考え方

本遺跡は、史跡指定地内において確認された大型建物等の遺構のみならず、周囲に広がる条坊区画との関係性から古代の都市大宰府の中での位置付けを明確にしていくという長期的な視点が必要である。

2. 整備イメージ

(1) I 期整備

概ね3～10年の期間については、供用開始後に市民を中心とした多様な活用のモニタリングを行う期間として位置づけ、広場的な空間整備を暫定的に行うものとする。

遺跡の情報を発信するサイン整備等を基本として、遺構の表面表示等で遺跡の概要を伝えていく。

また、西鉄が主催するイベントへの場所提供等を通して、将来的な駅と一体となった史跡のあり方についての検討を進めていく。

(2) II 期整備

I 期整備の期間において実施される活用モニタリングの結果を踏まえて、より具体的な整備を実施する。

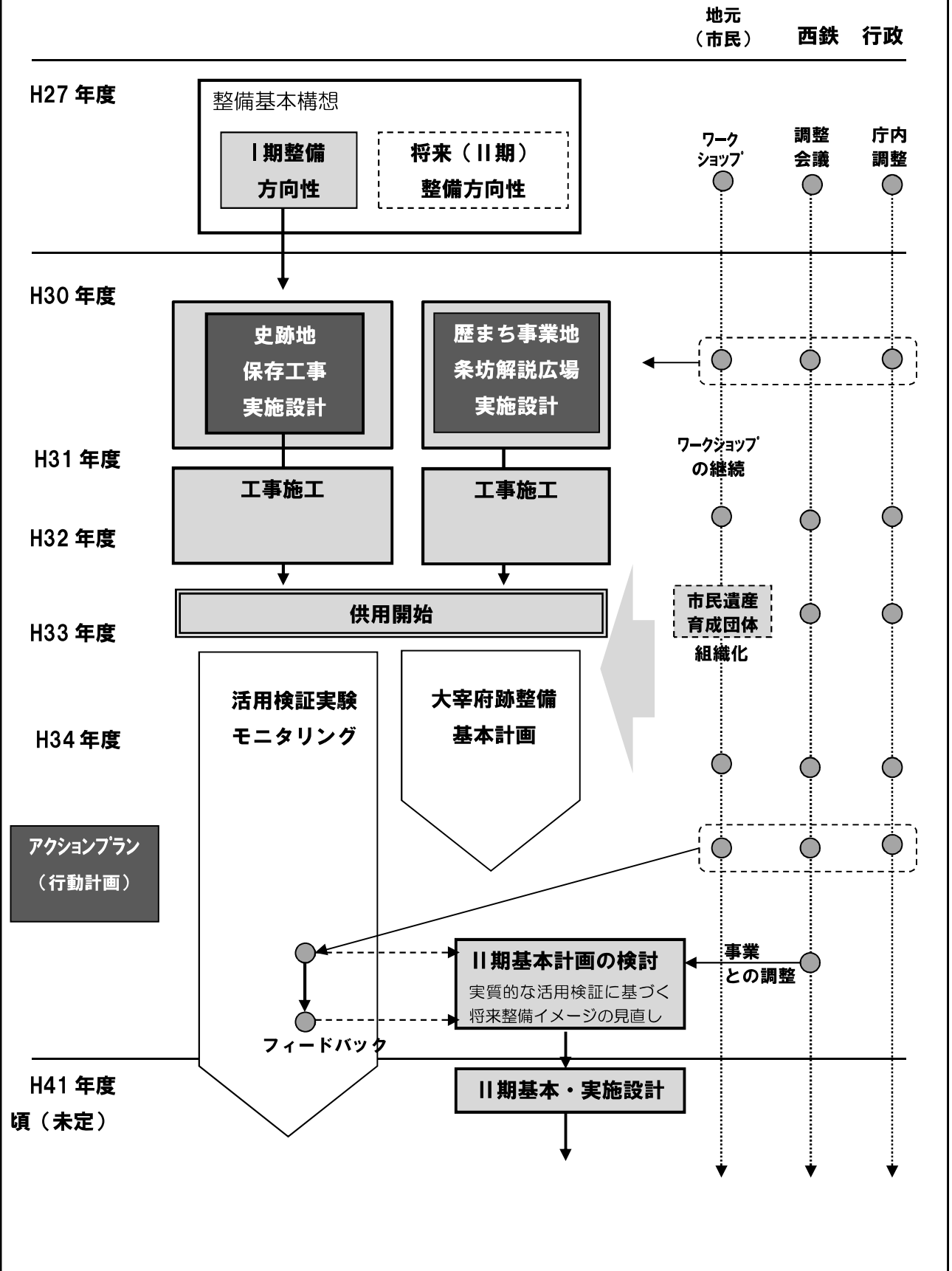
大型建物の表現やガイダンス施設の整備、西鉄二日市駅の建て替えに伴う駅周辺開発事業との連携による整備等をこの期間に実施する。

(3) III 期整備

県道、西鉄太宰府線の付け替えといった大きな事業も想定されることから、史跡整備との連携を見据えた関係事業者、関係機関との調整を継続して行っていく。

3. スケジュール

以下の通り段階的な計画・設計の検討を行う。なお、今後の検討により施設的设计・整備・管理等において民間活力の導入スキームが決定した場合、状況に応じてスケジュールを見直すこととする。



特別史跡大宰府跡整備基本計画

発行日 令和7（2025）年3月31日

編集・発行 太宰府市教育委員会文化財課

〒818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

制作協力 株式会社都市環境研究所